

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成28年9月12日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 平成28年9月12日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第129号議案	「質疑・討論・採決」
第130号議案	「質疑・討論・採決」
第131号議案	「質疑・討論・採決」
第132号議案	「質疑・討論・採決」
第133号議案	「質疑・討論・採決」
第134号議案	「質疑・討論・採決」
第135号議案	「質疑・討論・採決」
第136号議案	「質疑・討論・採決」
第137号議案	「質疑・討論・採決」
第138号議案	「質疑・討論・採決」
第139号議案	「質疑・討論・採決」
第140号議案	「質疑・討論・採決」
第141号議案	「質疑・討論・採決」
第142号議案	「質疑・討論・採決」
第143号議案	「質疑・討論・採決」
第144号議案	「質疑・討論・採決」
第145号議案	「質疑・討論・採決」
第146号議案	「質疑・討論・採決」
第147号議案	「質疑・討論・採決」
第148号議案	「質疑・討論・採決」
第149号議案	「質疑・討論・採決」
第150号議案	「質疑・討論・採決」
第151号議案	「質疑・討論・採決」
第152号議案	「質疑・討論・採決」
第153号議案	「質疑・討論・採決」
第154号議案	「質疑・討論・採決」
第155号議案	「質疑・討論・採決」
第156号議案	「質疑・討論・採決」
第157号議案	「質疑・討論・採決」
第158号議案	「質疑・討論・採決」
第159号議案	「質疑・討論・採決」
第160号議案	「質疑・討論・採決」
第161号議案	「質疑・討論・採決」
第162号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 小野田直美
委員 浅尾洋平 柴田賢治郎 打桐厚史 山崎祐一 村田康助 山口洋一
白井倫啓 長田共永 鈴木達雄 滝川健司 中西宏彰 鈴木眞澄
加藤芳夫 菊地勝昭
議長 下江洋行

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾 泰昭 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○丸山隆弘委員長 おはようございます。

ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会は、原則、通告に基づき、発言を許可します。

しかし、一部、議会運営委員会から事実誤認または決算審査の趣旨に適さないなどとして内容の補正をさせていただくべきとの意見が出され、議長名で本人に打診をしましたがけれども、補正に応じていただけない通告があります。

委員長の議事整理権、秩序保持権に基づき、質疑が明らかに決算審査に適さないと判断した場合には、注意を求め、場合によっては発言を中止していただく場合、または執行部に答弁を求めない場合もありますので、あらかじめ御承知おきください。

改めて、お手元に配付しました決算審査の着眼点に沿った質疑をお願いいたします。

本日は、9月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案のうち、第129号議案 平成27年度新城市一般会計決算認定から第162号議案 平成27年度新城市工業用水道事業会計決算認定までの34議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも、決算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

第129号議案 平成27年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

初めに、歳入1款市税の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、第129号議案、平成27年度新城市一般会計決算認定、歳入の1款市税でございます。ページ数は14ページでございます。

1つ目として、個人市民税について質疑させていただきます。

現年課税分の収入未済額が前年度より増加しております。その要因は。

2つ目、固定資産税でございますけれども、滞納繰越金の調定額に対しましてですね、収入済みが少額だが、その要因は。

また、不納欠損額が前年同様に発生しているということも見れます。

以上、2点お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 個人市民税の収入未済額は、前年度と比べ192万7,021円増加しております。

その要因としましては、特別徴収として給与から天引きされていた方が仕事をやめて普通徴収として納付方法が変わり、次の職を探している間に収入がなくなり、担税力が低くなり、未納状態となったものがあります。

また、自営業者の方で事業経営の悪化により未納状態になっているものもあります。

引き続き、未納者の方に対して、納税折衝を行っているところであります。

続きまして、2点目ですけれども、固定資産税の滞納繰越分の収入済額は、3,268万1千円であり、前年度と比較し、192万2千円増加しております。

調定額に対する収入率は、18.7%となっております。

滞納繰越分の調定額に対し、収入額が少額となっている要因としましては、固定資産税については多くの資産を所有している場合に、滞納に至るケースがよく見られます。

折衝した際に、滞納者がよく挙げるのが、住宅ローンを初めとする各種返済金の経済的負債が大きいこと、退職等で収入が減少した等の理由により、担税力が低くなっていることが主な要因であると推察しております。

また、滞納繰越分の不納欠損処分につきましては、地方税法第18条に該当する時効の完

成によるもので、平成22年度以前の未納分を処理したものであります。

滞納者に対しては、できる限りの納税折衝や滞納処分を行っておりますが、結果として時効が完成したものであります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、1つ目のほうの個人市民税でございますけれども、収入が減ったと言うか、納税の関係から来てですね、非常に未済額が多くなるって言うことは、これがたまっていくとですね、5年、今、言われた地方税法ですか、5年を過ぎると、恐らくこれ不納欠損として処理していくような形になるかと思うんですよね。

(2)も同じような質疑、同じ質疑って言うか、内容になるんですけども、特に滞納繰越金、1番目は、収入未済額、これが積もり積もっていけば、5年以降たつと不納欠損になり、滞納繰越金も恐らくすぐ近い年数で不納欠損になっていく。

ということは、私も昨年もですね、この同じような質疑をしておいて、努力しますっていうような回答ではあったかと思うんですけども、正直者がばかを見ると言うか、まじめに納税しとる市民の皆さんが、じゃあ我慢すれば不納欠損に5年すればしてくれるんならそうしたほうが得だっていうような、変な御意見にもなりかねないので、ぜひこれ今後ですね、平成28年度においてですね、恐らく東三河何とか機構とか、後で歳出のほうに出てきますけども、徴収、収納ですね、収納強化をしていただきたいと思うんですけどね、その点についてどのようなお考えか。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 不納欠損になるまでには5年間ありますので、その間に納税折衝、それから滞納処分等をし、不納欠損額を極力少なくするよう努力していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 毎年、努力していきまして済めば、本当に楽なもんですよね。まともに納めてる市民のほうにばかを見る話になります。

特に、2番目の滞納繰越分ですね、これ大きな、答弁では、大きな資産を持った方々が非常に滞納繰越金の中の割合が大きいのと、それから経済的負担、多分、前年度までは所得があったけども退職したとか、職がなくなったために、所得がなくなったために納めることができないっていう理由だろうと思うんですけども、いや、そういう人は世間と言うか、市民の中にたくさんおられます。当然、働いておいて退職したり、それから会社をクビになると言うのか、リタイアって言うか、そういう状況になっても、当然、翌年には所得があった分だけは課税されるのは当たり前であって、納めるのも当たり前なんです。こういう人たちを助けるようになって、最後はなってしまうんですね。不納欠損で処理するっていうことは。最後ね。

だから、努力、努力って言うんじゃないかって、しっかり取れるものは取れる、昔で言うと、差し押さえって言うのか、差し押さえができない、所有者が滞納者ばかりなのか、その辺がちょっとよくわからないですけども、ぜひ平成28年度は努力していただきたいということで終わります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終了しました。

歳入、1款市税の質疑を終了します。

次に、歳入13款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、13款ですね、使用料及び手数料、ページ数は26ページでございます。

商工使用料の収入未済額が前年度より、またこれも大幅な伸びを示しております。その

要因をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 収入未済額ですが、御指摘のように、湯谷温泉使用料については、平成26年度650万7,080円に対し、平成27年度は655万3,140円で、前年度と比較して100.7%、4万6,060円の未収増となっております。

過年度分の湯谷温泉源使用料につきましては、平成26年度1,095万5,800円に対して、平成27年度では1,577万3,800円で、前年度と比較して144%、481万8千円であり、いずれも前年度より未収増となっております。

収入未済額が前年度より伸びている要因としましては、平成17年の愛知万博以降、景気の低迷や団体旅行の衰退、またレジャーの多様化による客層の変化などの影響により、全国各地の温泉街も一部を除いて観光客離れが進み、湯谷温泉観光客の入り込み客数も同様に、その傾向が続いておりました。

しかしながら、観光レクリエーション統計による平成26年と平成27年の湯谷温泉街の観光入り込み数を比較しますと、約2割の増加となっています。

これは、愛知県が国の交付金を活用して行った旅行券の発行やツアーの補助による利用客の増加が大きいと聞いております。

しかしながら、これらの恩恵を受けられない事業者やこれまでの長期間の営業収益悪化を回復するまでにはなっておらず、このため湯谷温泉源使用料の回復につながっていないのが現状と思われます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 これも税金とはちょっと違う、温泉源使用料ということに付加される税金に近いような収入財源だと思うんですけども、やっぱり温泉源っていうのは、やっぱり相当、市も温泉掘削とかいろんなもので補助もしておると思うんですけども、でもこの使用料っていうのは払う義務がそれぞれの旅館

って言うのか、使用契約してるところは払う義務があると思うんですね。

なぜこれほど前年度、ちょっと先ほど数字が違えへんかなと思ったんですけども、今年度の未済額が2,232万6千円余で、前年度が1,746万円で、相当な500万円余の伸びがあると、先ほどちょっと100万円程度だっというような答弁でしたけども、私の決算書って言うか、いただいた決算書によると、未済額は2,230万円余で、ちょっと数字的な違いがあったんです。その辺ちょっと一応確かめて、次の質疑に移りたいんですけど、どうでしょうか、その辺。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 過年度分で、前年度比ですね、481万8千円の収入増となっております。ということでもよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いや、単純に言ったのは、ページ数26ページの商工使用料ですね、の収入未済額のところの2,232万6,940円、これが前年度より500万円余伸びてしまっておる。このところの質疑なんですけども。

単純な質疑ですよ。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 平成26年度は、650万7,080円に対しまして、平成27年度は655万3,140円で、前年度と比較して100.7%、4万6,060円の未収増ということになると思います。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いや、私の質疑が悪いのかわかりませんが、ページ数26ページですね、決算書の13款のこの収入未済額2,200万円のところの、この件なんですけども。

トータル的な話ですよ。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 済みません、2,200万円の数字はですね、現年度分と過年度分の合計での数字でありますので、合計していただ

くと、その数字になると思います。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 わかりました。

この未済額もふえていくっていうのは、決して私もいい方向ではないと思うんですね。

やっぱりこの1年間、温泉源の使用をした旅館、確かにお客さんは2割ほど増加している。

また、愛知万博以降、非常に低迷している。プラスとマイナス要因があるわけなんですけども、これは一定量の水道で言えば、使用料というか、メーター機等についてはついておると思うんですけども、そういう物によって計測されて、はっきりした数字が出てくると思うんですけども、これはもしかしてこのまま未済額がふえてくると、またこういうのも市税と一緒に5年以上過ぎると不納欠損として処理していくところ、項目かどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 先ほど2割増っていうことで申し上げましたけども、道の駅もつくるとか新東名の効果によりまして、着実にお客さんのほうは伸びております。

この入り込みの増加に合わせて観光課としましても、未納がある利用者に対しましては、一定の戸別訪問を実施したり、完納計画書を出して、計画的に納付に御協力願ったりして、適正な滞納減に努めていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、13款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳入、20款諸収入の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、20款の諸収入、ページ数は56ページでございます。

民生費の雑入の不納欠損額が、これも前年度対比で大幅な伸びを示しております。その要因をお聞きします。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 不納欠損額が大きく伸びた要因でございますが、不実の申請により、生活保護を受けていた者が死亡したことに伴い、その債権回収の見込みのない金銭債権775万9,544円を不納欠損処分としたことが大きな要因です。

なお、不納欠損処分に際し、平成28年3月議会、第80号議案において、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、5年間の消滅時効を待たずに不納欠損処理を行うための議決をいただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと参考にお聞きしたいんですけども、生活保護の場合ですね、大幅な前年度の30万円そこから810万円、ほとんどその差の700万円が生活保護が対象になったっていう形ですけども、この生活保護者が亡くなられたことによってっていうことですけども、この今の法律、ちょっと私もよく解釈がわかりませんが、生活保護者が亡くなったと同時に、その関係者っていうか、地縁っていうか、親戚とか、当然、何親等、1親等、2親等とか、そういう方々に納税っていうか、波及はするものですか。ちょっと参考に教えていただきたいんですけども。

○丸山隆弘委員長 田中福祉課長。

○田中秀典福祉課長 お答えします。

先に、申しわけございません、先ほど平成28年3月議会の第80号議案というふうに私、言っておりますが、89号議案の間違いです。訂正させていただきます。

御質疑に対するお答えですが、本人が死亡し、相続人等、当然追及いたします。

しかし、相続人がいないだとか、相続人の方が債権放棄をされたような場合ですね、そ

の場合には元生活保護受給者の生前に有していた財産が法人というような扱いになるそうですので、法人に対して債権回収の手続きを行うこともできるんですが、この方につきましては、当然、生活保護受給者ということで財産等はございません。

なおかつ、親族の方々につきましては、請求を行いました、即座に債権の放棄とか、相続放棄のほうの手続きをとられておりますので、相続人はいない。その方の残った財産に対して、法人格を有して、それに対して裁判を起こせば請求することはできますが、裁判手数料のほうはほぼ回収する見込みがないものですから、そこまでは確認して議案のほうに挙げさせていただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳入、20款諸収入の質疑を終了します。

次に、歳出、2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出2款1項11目地域振興費、地域間交流事業でございます。ページ数は86でございます。

これちょっと私もよくわからないんですけど、どのような事業を実施したのか。要するに地域間交流事業ということで、どのような事業を実施したのか。

また、事業から得た成果と課題は。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 筒井鳳来地域振興課長。

○筒井篤史鳳来地域振興課長 地域間交流推進事業は、七郷一色地区にございます新城市鳳来地域間交流施設の運営維持管理と水源地域と東三河下流地域との間で交流事業を行うものでございます。

鳳来地域間交流施設は、旧七郷一色小学校の校舎を改修して、平成18年4月から過疎地域と都市地域との交流により、地域資源の活用及び地域の発展と人材の育成を図るため設置した施設でございます。

事業費としまして、施設の光熱水費、浄化槽等の施設点検経費、管理委託料など、施設管理に係るものが主なものとなっております。

この施設は、大学等の研修や地域のイベントに利用され、人が訪れることで地元地域のにぎわいや交流振興につながっていると思っております。

水源地域交流では、毎年、子供たちが水源地域と下流地域を訪問し合い、お互いの地域を知る地域間交流を行っております。

昨年は、蒲郡市の親子が鳳来寺山や大島ダムなどを訪れ、また鳳来地区の親子が豊橋市のみなとフェスティバルや蒲郡のラグーナテンボスに招待されております。こうした取り組みは、小さいながらも上下流の交流推進として効果はあるものと考えております。

課題でございますが、課題としましては、地域間交流施設が老朽化してきており、施設の維持管理が課題となってきております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の答弁聞きますと、主にほとんどこの交流事業、推進事業と言えども、指定管理的な建物の維持管理がほとんど90%以上かなって感じがいたします。

成果っていうことを今いろいろ答弁ありました。確かに、七郷一色のあの校舎をですね、いろんな地域の方に利用して、いろんな活性化に結びつけ大切なことだと思いますけども、ただ私がこの地域間交流事業として思ってる内容が、もっともこの地域の集落の皆さんが活用し、しかも旧の鳳来地区って言うのかな、そういう地元の皆さんがしっかり、当然、維持管理は地元の皆さんがやっていただくとするんですけども、そういうことから、地域の大きな交流の輪ができて、こう山里っ

て言うか、ああいう緑の囲まれた中で、こういういろんな推進事業がしていくことによって、大きな自治につながっていくのではないかなと、こういう外から来るのも1つの目的かもしれませんけども、今回のこの答弁聞いてると、外から来る人、地元の人もいろいろあると思いますけども、できるだけ今後の施策としても建物が劣化してきておりますけども、交流にぜひつなげていってください。これは要望で、希望でございます。終わります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員、続けてお願いします。

○加藤芳夫委員 続きまして、済みません、2款1項18目です。地域住民生活等緊急支援事業、若者が活躍できるまち実現事業で、ページ数は98ページでございます。

若者議会PR業務委託料の業務内容と事業効果をお伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 若者議会PR事業委託料の事業内容につきましては、若者議会のホームページの作成、ポスターの作成、PRの基礎を学ぶためのPRブートキャンプの開催、新城ゆかりの若手著名人へのインタビュー、若者議会PRのための助言となります。

次に、事業効果であります。若者議会への他市からの視察、また大学等からの講師派遣の依頼の増加など、新城市の若者議会が広く各地域から注目されるなどの効果があらわれております。

また、ポスター、ホームページの作成につきましては、若者議会委員が直接かかわり完成したポスターは広くマスコミに取り上げられるとともに、県庁の地下通路に掲示されました。ポスター、ホームページに限らず、若者の提案が形となり、若者が社会参加をしていると実感することが、世代のリレーにつながる最も重要な事業効果だと考えております。

今後も、若者に寄り添いながら、制度の定

着に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 大体、内容わかりました。

ちょっと1点だけ、もしわかれば教えていただきたいんですけども、これ結構な800万円という決算額を示しております。

このホームページの作成だとかポスターの作成、業務委託的などところもあるかと思うんですけども、もし若者の自主的な活動の費用として使っている以外で、委託に出した大きな、ポスター作成もそうでしょうけども、何点かあるかと思うんですけども、これはある程度の随意契約か何か、委託契約って言うか、指名競争なのか、わかりませんけども、どのような形で、細かいところは結構です、大きな委託に出したところがありましたら、ちょっと内容的にどのような形で出したのかを教えてください、それと金額を教えてください。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 方法ですが、プロポーザル方式を取っておりまして、予算800万円で提案をしていただいたという形になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 プロポーザルで1業者についていう形で今ちょっと聞こえたんですけども、800万円でどこの業者にどのようなプロポーザルって言うか、プロポーザルっていうことは、1者独占ではなくって、当然、競争って言うのかな、通常で言うと、2者、3者が申し込みがあって、プレゼンテーションをして審査して、この業者がいいじゃないかというふうに決まって、この800万円を支出したと思うんですけども、ちょっとその辺のプロポーザル方式で何者ぐらい応募があったか。

また、内容的にはどこがすぐれておったかということをお教えいただけますか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 プロポータルですが、募集については広く呼びかけたではありますが、結果として1者からの申し込み、電通という会社1者のみとなりまして、そことの契約となっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 続けてお願いします。

○加藤芳夫委員 済みません、裏面のページの2款2項2目でございます。賦課徴収費、市税等収入強化事業で、ページ数は102ページでございます。

これは、先ほどの歳入のほうにもつながってくるんですけども、嘱託員報酬、これがですね、前年度決算額よりですね、大幅な実は伸びを示しております。確か平成26年度決算が338万円ほどの嘱託員報酬でございましたけども、平成27年度は約390万円、400万円近く伸びております。約70万円近い伸びを示しておるんですけども、その要因とですね、徴収成果、先ほど歳入のほうでは、なかなか不納欠損だ、収入未済額でかなりの金額伸びているということで、非常にこの点についてですね、嘱託員の能力と言うか、その辺も疑問しいところあるんですけども、この点について、成果は上がっているか、お聞きしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 嘱託員の月額報酬は、基本額7万6千円と徴収実績に応じ、徴収額の3%分を支給しております。

徴収嘱託員の報酬の大幅の伸びということですが、前年度に対し、徴収額が1,129万6千円増加したことに伴います支給額の増額であります。

徴収の成果につきましては、徴収額が年間に3,817万円で、前年度より1,129万6千円増加しておりますので、効果は上がっているものと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それじゃあ、徴収額が前年度より効果が入ってるっていうことでございますけども、その分1点だけ確認させてください。

徴収嘱託員を増員したわけではなくて、現在の嘱託員が非常に努力していただいた結果、徴収額が伸びたと。それに対する、この70万円ほどの前年度からの伸びは、3%部分、徴収した額が伸びたので、3%を掛けて増加になったというのが理由でよろしいですかね。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 はい、そのとおりでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 歳出、2款、質疑します。

歳出、2款1項2目電子計算機、新城まちなみ情報センター管理事業、74ページになりますが、市が直接、維持管理、運営してるわけなんですけども、費用対効果がどのように出ているのか、どのように判断したのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 新城まちなみ情報センター管理事業につきましては、消耗品等の経費を削減に努めまして、管理経費を少額ではありますけれども、前年度比で5万6千円、1.3%の減をしました。

また、一方、使用料につきましては、同じく前年度対比で9万4千円、32.7%ほどの増額となっております。

このことから、前年度に比べ、費用対効果につきましては向上したものと考えております。

なお、利用者数についても約1,800人ですが、増加のほうをしております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 前年に比べてアップしてる

ということなんです、新城まちなみ情報センターというのは、まちづくりの一端だったんですね、もともとは。中心市街地を活性化させるという、そういう目的の中でつくられてきたわけです。その目的がなくなるとは思っていないんですが、その点から効果が、費用対効果がどのように出てるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 ちょっとこれを一般的に考えられている費用対効果のほうでちょっと計算をしてみたところですけども、平成17年度決算につきましては、入場者を、効果を利用者数とし、費用と経費として算定しまして、入場者数、利用者がですね、1万2,949人、それにかかった経費が1,891万円ということで、この場合、計算される費用対効果が1.1889という数字が出ます。

それと、白井委員がおっしゃられておったような指定管理をしておった当時の平成24年度決算値ではございますけども、入場者数、利用者数が8,017人、その当時のかかった経費が1,433万9千円でありまして、それ割り返しますと、費用対効果が0.5591ということで、これを見ますと、直営にしたほうが効果が出たのかなということが伺えます。そのように判断をしております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑の内容は、そのような数字的なことを聞いたわけじゃないんですね。

もう、まちなみ情報センターっていうのは、あの一角に施設をつくることによって、観光客、人のにぎわいをどのように呼び戻していくのかというような視点だったと思うんですね。もう何年もたつんですね、まちなみ情報センターできてから。

人が来てるけど、じゃあ具体的にあの地域にお金の循環は生まれてるのか。当初の目的から考えればですね、あそこにお金の循環が生まれるようなものを目指さなかったら存在

価値ないと思うんです。

そういう点で、費用対効果をどのように判断したのかということです。

効果であられるのは、あの地域の活性化、この視点からかけた費用に対して効果が出たのかということをお聞きしました。

○丸山隆弘委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 申しわけございません。回答のほうが間違っておりました。

申しわけありませんけども、お金の循環、活性化についての費用対効果というのは、ちょっとはかっておりませんので、御回答できません。申しわけございません。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今の御回答になりますと、本日、議員必携ということでの資料が配られました。決算審査の着眼点というのはこうしてほしいという指示だったかと思うんですが、決算審査に当たって最も力点を置かなければならないのっていうのは数字じゃないよと、数字だけじゃないよと。数字じゃなくて、その予算において、どのように行政効果が発揮されたのかというのが最も重要な視点だということにわざわざ議会事務局の方だと思いますが、指示をして、しっかり決算をしてくれということだったと思います。

その点から考えますと、実際に経済効果、経済循環が生まれてるかどうかは、そこのところ判断しておりませんっていうことになりますと、決算審査にならないということになってしまいます。

まちなみ情報センターは、だれかが勝手につくったわけではなくて、新城市が中心市街地を何とかしたいということでつくった施設なんです。その施設の運営について、何人来た。それに対して幾ら経費を使った。これだけの評価ではまるで意味がない。

民間から行政が管理することになったということであれば、なおさらですね、その効果をこの決算審査の場で具体的に、新城市はこ

れからこのまちなみ情報センターをどのように使っていく。その展望が見えてきたというものを示してもらわない限り、このお金の使い方は、正しいかどうかかわからないと思います。もう一度回答をお願いします。

○丸山隆弘委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 まちづくりについてはですね、先ほど課長が言いましたように、金額的なものは、明確には示せませんが、あそこで少なからずですね、地域の方々がいろんな講座とかで技術を習得している。

それから、今年度に入りまして、若者たちがそこを活用するように、いろいろな改修もしておりますし、また使用するよう方向性を導いています。

ですから、まちの活性という面では、広い意味で効果が上がっていると、そういうふう考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 まちなみ情報センターの建設のときですね、議論されたことというのは、あの当時、委員会も視察に行きました。関西のほうだったかと思いますが、今、情報センター、パソコン絡みでパソコン教室をやるということは、空き施設を使えば十分できるなという視察をされていました。

新城市がまちなみ情報センターをつくるという状況でした、その当時。

そのときに、おい、ちょっと待てと。視察に行けば、これからはパソコン教室をわざわざ施設をつくって広げる必要ないんじゃないかというような委員会としての1つの判断があり、もし間に合うのであれば、情報センター見直したほうがいいんじゃないかというような議論もされた施設です。

今、答弁ありましたけども、地域の方たち、若者があそこを利用している。だから効果が上がると言われましたが、あそこに施設があるから何とか使わにゃあないじゃないかというのが率直な使い方、理由だったと

思うんですね。あそこにあの施設があること、その目的が果たされていないというのが今の答弁だったと思うんです。あるから使おうじゃなくて、あの施設をどう有効に利用するか。あそこに例えば観光客が訪れるような形で、あの地域にお金を落とすという施設だったはずなんです。その目的からもう外れていますが、その点について、どのようにお考えですか。

○丸山隆弘委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 あそこにもし情報センターがなかったとすれば、今、申し上げた1万何人の利用客はなかったわけですから、それと地域の方々が利用する拠点ともなっています。

それから、少なからず新城の駅を利用した、外からお見えになった方々があそこでいろんな情報を得ることができるということを考えれば、あの施設の意義はあるというふうに考えておりますし、またこれからの活用方法ですが、当初は情報の浸透って言いますか、市民への情報の利用を促すという目的でしたけれども、さらにそれに加えて、今、新城市が進めている若者政策の1つの拠点ともなり得る施設に変貌をしようとしておりますから、今ある施設については、それなりに効果を上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解ください。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 若者があそこを拠点にしてこれから活動していく。そういう方向に変貌してきていると言われましたが、若者をですね、施設をつくり、活用してもらおうというようなことであれば、あれ建物、土地含めて1億円余はかかったと思うんですよね。

1億円をかけて、結果的に若者の交流の場所をつくりましたなんていうのは、余りにも無計画だったというのが今の答弁に思えてしまうんです。

僕は、はっきり言って、まちなみ情報セン

ターってというのは、目的を間違ったと。あの施設は今後どのようにしていくのか、ここでしっかり判断しないと、毎年、毎年、人件費も含めれば、かなりの金額が出ていってしまうんですね。あのあり方、考え直さないと、あるから使わにやしようがない。公共施設はそういうもんです。建てたところから維持管理費は出てくる。だけど維持管理しないとどうしようもならない。そこの問題が今、何も答弁の中にありません。成功した事例かのように思えてきてしまいますが、やはり決算で見ても、目的もあいまいになってるということになってくるんですが、今後あのままでいいという判断をされたということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松本企画部長。

○松本博也企画部長 今まで情報センターの建設された意義を保持しつつ、またプラスアルファとして、若者が利用できる施設に変えようとしていますから、それは最初の意義を踏襲して、またプラスアルファの活用意義を見つけ出していったと。そういうふうに理解しておりますが。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

2款1項4目財政管理費、ザイセイの話発行事業、76ページになります。

ザイセイの話ってというのは、平成27年度は住民投票も行われて、財政問題、新城の財政的な問題でですね、かなり役に立った部分はあったかなというふうに思います。あの資料としては非常に有効な部分が多いと思いますが、以前から指摘してきています、いいものですね、市民が持って利用しなければ意味がない。猫に小判になってはまずいということを指摘してきていますが、平成27年度、ザイセイの話は、市民の間でどのように活用されたのか。その実態をどのように把握されているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 ザイセイの話は、市の財政に関する情報を市民の皆さんにわかりやすくお伝えすることを目的に、平成18年度から毎年度発行しております、平成27年度も市内全世帯に配布しております。

このザイセイの話につきまして、実際に市民の皆さんがどの程度目を通され、活用をいただいているのかということにつきましては、具体的などころまでは把握しておりませんが、これまで発行を続けてきたことによりまして、最近では内容に関しまして、かなり細かな御質問をお受けすることもありまして、ザイセイの話の存在自体はかなり知られるようになってきたのではないかと感じているところでございます。

ただし、中身、内容につきましては、相変わらず難しいですとか、もう少しわかりやすくできないかといったような御意見もいただいていることも事実でございます。

このため、平成27年度のザイセイの話では、市債の残高に対する地方交付税の措置見込み額、それと市の実質負担見込み額、この2つを分けて掲載したことや、あと市の予算を家庭に例えまして、新城の家計簿というものを新たに掲載をしております。

このように、市の財政に関する情報を少しでもわかりやすくお伝えするための工夫を加えたところでございます。

今後も引き続き、市民の皆さんの声をお聞きしながら、ザイセイの話の中身の充実、それからわかりやすさというものを追求をいたしまして、市民の皆さんに、これからもっと活用していただけるような冊子にしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 内容を改良していくという努力、もうここは認めておりますし、そこは何も否定しておりません。

お聞きしたのは、市民がそれを宝にできる

ような取り組みがどうだったのかということ
を聞いたかったわけです。

これまで、ザイセイの話は、必要がなければ右から左に流れていくというのは、指摘もして、普通当たり前なんです。それは。幾ら素晴らしいものをつくっても、ある人にとってはごみ、ある人にとっては宝、これは当たり前のことなんです。そこのところをお聞きしたんですが、ザイセイの話を理解してもらえる市民がどれだけふえてくるか。これによって新城市の市政に対しても、かなり参加してもらえ人がふえると思っています。

それで、今まで配るだけじゃだめじゃないのかと。配るだけではなくて、職員がザイセイの話を持って、地域に出かけていく。地域にはたくさん職員おるわけですよ。それらの人たちが直接話をしていこう、いくべきじゃないかということも指摘させてもらったと思うんですね。

あれ幾らわかりやすくしても、はっきり言
ってわかりません。多くの人。具体的に疑問があつて、そのときに話を、説明をする
ということをしないう限り、次のステップに進
んでもらえないと思ってるんですね。

御答弁ですと、結局は今までどおり市民の
立場、市民の目線からザイセイの話を
見てるのではなくて、わかりやすくすればみんな読
んでくれるだろうという行政の視点しか見え
ないんです。

課内ですと、庁内でもいいですが、ザイ
セイの話をより市民にしっかり理解してもら
おうと、そのためにはどうしたらいいんだろ
うかという議論はされたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 ザイセイの話の内容を
市民の方々によりわかりやすくお伝えする
という努力につきましては、今までは内容の充
実、見やすさっていうことで読んでいただ
けるというふうに、今、白井委員が言われ
たように、どちらかと言うと、こちらの考
え方を

言ってきたわけですが、そういった白
井委員の言われること、ごもつともだとい
うことで、ことしからですね、平成28年度
から新城市のお出かけ講座、このメニュー
の中にもザイセイの話ということを加えて
おりますので、今まで一方的にただ冊子
を配ってという取り組みだけでしたけれど
も、今後はそういったお出かけ講座で、
もし御要望があれば、地域に出て、直接
お話するような機会をも設けていきたい
と思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 この件について、最後
の質疑ですが、出前講座、これも非常に
いいことだと思ってます。

ですけど、出前講座は1つの方法なん
ですね。

先ほどから話させてもらってるん
ですが、興味ある人は出前講座を見て
申し込みます。

しかし、興味がなければ出前講座は
素通りしてしまうと思うんですね。出
前講座も皆さんの目にとまってもらう
ためには、いろんな方たちが市政に
いろんななかかわりを持ってもら
うようにしていくことによって、出
前講座の意味が出てくると思うんです。

ザイセイの話は、特に難しい問題
です。自分の生活にすぐに影響しない
だろうと多くの人たちは思っ
てしまいます。

ですから、出前講座プラス、出前
講座にザイセイの話ということが必要
だと思ったのであれば、もう一歩
進んで、これお金かからないこと
なんです。今後、出前講座プラス、
やはり市の職員がザイセイの話を
しっかり理解し、地域に小まめに
小まめに出っていくということ
を検討すべき方向として検討す
べきではなかったのかなと思
いますが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 ザイセイの話
の内容につきましては、やはり市民
の方々からすると、日々の生活
には特にその中身を理解しよう

しまいが、影響が少ないということで、なかなか関心を持ってもらえないのも事実なんですけれども、これは平成18年度から毎年度発行してきましたように、もう繰り返し繰り返し、市民の方々に理解をしていただくための努力を続けていくしかないと思っておりますので、全国の自治体を見ますと、ザイセイの話が難しいということで、かなりイラストですとか漫画を使ったようなザイセイの話というのを発行してるところもあります。

私どもでは、もちろんそういうこともわかりやすさって意味でそういったイラスト、漫画等を使うことも大事なんですけれども、もう1つは、このザイセイの話を経験資料としての価値を与えるというか、統計資料としてのこれから先ずっと新都市を運営していく上で、今どうなんだ、過去はどうなんだということをしっかり把握した上で、市民の方々にいろいろ意見をいただきたいという思いもありまして、こういう冊子をつくっておりますので、わかっていただくまで繰り返し説明を続けていくつもりでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項7目財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、78ページになります。

公共施設等総合管理計画の策定も終盤に差しかかっていますが、ここまでの議論の中で、新たに得られた知見、今後重要だなというように考えられた、これまで発想がなかった新しい発想というものはあったのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 公共施設等総合管理計画の策定につきましては、平成26年4月に総務省から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進についてという要請を受けまして、全国の地方公共団体で策定が進んでおります。

本市におきましても、平成27年3月に作成しました新都市公共施設白書で明らかになり

ました公共施設等の現状をもとに、長期的な視点を持って公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めるため、昨年度、新都市公共施設等総合管理計画策定委員会というものを設置いたしまして、本年度中の計画策定に向けて現在検討を進めているところでございます。

この委員会は、学識経験者1名、市内の各種団体の代表者2名、それから公募の市民4名の計7名で構成をしております、本市が抱える特定の課題につきまして、重点的に議論をしていただいているところでございます。

これまで5回の策定委員会を行いましたけれども、その中では、本市のすべての公共施設を建てかえをして維持していくことは、財政的にも困難であるということ。そのために施設の集約化を図り、施設数を減らす方策、あるいは長寿命化を図り、延命化する方策、それから休止施設の有効利用を促進する方策、これらを検討していかなければならないということについては、委員の皆さんにも御理解をいただいているところでございます。

これまでの議論の中では、今、申し上げました方策を進める方法といたしまして、施設の集約化、つまり再編につきましては、やはりどうしてもマイナスのイメージが先行してしまいがちになるわけですが、それをマイナスではなく、施設をより利用しやすいものとするために、アイデアを出し合って、検討していくプロセスが大事ではないか。

言いかえますと、公共施設からのまちづくりというようなプラスのイメージへとシフトして検討していくことが必要であるというような、考え方をがらっと変えたような御意見もいただいております。

それから、現在建設中の作手総合施設整備事業につきましては、作手地域の皆さんが積極的に参画をされ、施設計画ができた事例でありますし、若者議会の提案によってリノベーションされる、ふるさと情報館、まちなみ

情報センターの事例なども含めまして、市内にある市民参画の事例を全市へ広めていく必要があるのではないかと、こういった御意見もいただいております。

そのほか、平成27年11月に実施いたしました公共施設に関する市民アンケート、こちらでは公共施設の今後の方策ということにつきまして、運営費や運営時間など、効率的な施設運営を図り、管理に関するコストを削減するというふうに回答された方が72.5%、それから利用していない土地や施設を売却、賃貸して収入を得るというふうに回答された方が69.8%、それから現在ある公共施設の統廃合によって施設数を減らすというふうに回答された方が59.1%という結果が出ております。

いずれにいたしましても、これまでの委員会でお出された御意見、それから今、申し上げました市民アンケートの結果を踏まえた上で、本市の地域特性を計画の中にしっかりと反映をさせまして、実効性のある計画として策定してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 新城市は合併しまして、広域ですし、施設もかなりたくさんあります。公共施設白書もですね、今後の新城市の公共施設の運営管理っていうのは非常に大変だということが示されました。

これまでの議論の中で、集約化であったり延命化であったり、休止施設の発想を変えて、プラス思考で使っていこうというようなことだったというふうに理解しましたが、新城市におきましても、心配されるのは地震ですね。いつ起きるかわからない地震。公共施設の利用ということを言われましたが、かなり古い施設もあります。地震対応の視点での議論はあったのかなかったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 策定委員会の中では、地震ということに限っての議論はなかったですが、やはり利用するには当然、安全性の確

保が必要ですので、そのために施設を改修をして、長寿命化をしていかなければいけないというような議論はなされました。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 もう少し踏み込んで質疑いたします。

長寿命化のために、やはり修理も修繕も含めて、耐震化の必要があるという議論になってくるかと思うんですね。

具体的に入っていけば、じゃあ基準はどこに置くんだと。何とか使おうよということではなくて、例えば学校施設だと、文部科学省も0.7、I S値で0.7ということ言われてます。公共施設使うについても、ある一定の基準がなければ、あそこは使ってるけど、つぶれても仕方がないねという基準で行くのか、どういう視点で、耐震という問題は避けて通れないと思っておりますが、公共施設、これからどのように管理運営していくかという点では、安全という点で、何か基準というものは議論されてないということではないのですが、今後どのような議論になっていくのか。そういう視点は持っていられるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 これからの策定委員会の議論で、そういったことも当然話し合われるようになるかと思うんですけども、やはり耐震化を例えばしなければいけない施設、そこが今の施設の利用率からして多額の耐震改修をしてまで今後も維持していくのかどうなのかというようなことも当然、議論の中に挙がってくると思いますので、費用対効果の問題で、多額のお金をかけなければ施設を今後も使うことができないということ、そういった施設については統廃合も視野に入れていかなければいけないかなと思っておりますが、その辺は策定委員会の中での議論をよく分析しながら、計画づくりをしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項9目企画費、自治基本条例運用事業、82ページになります。

第4回市民まちづくり集会、参加人数103人という資料をいただきましたが、まちづくり集会は市民、行政、議会の共同事業ということで、自治活動の1つの集約の場所にすべきであるというふうに思っていますが、集会参加人数103人っていうのは、個人的に判断すれば、余りにも少な過ぎると思いますが、どのように判断されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 市民まちづくり集会の運営につきましては、市民の方で構成します実行委員会により行われております。

第4回市民まちづくり集会につきましても、その内容、議題等から、実行委員会が総合的に判断した結果、計画段階から会場を文化会館の大会議室として実施されたものであります。

この大会議室の定員が138人でありますので、この定員から考えまして、集会に参加された方が103人でありますので、収容規模また会場の利用方法等、考慮しますと、当初の企画の運営の想定範囲であったと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 想定、会場の想定というところに戻ってくるような答弁になってしまうんですが、まちづくり集会というものの位置づけというのがどうも問題あるんじゃないかという気がしております。まちづくり集会というのは、毎年1回、とにかく開催しなければならないというものなんですが、過去と言うか、平成27年度におきまして4回実施されたということになるんですが、まちづくり集

会が実行され、その中から何が変わったのかなど。何を变えようとし、何が変わったのかというのが見えてこないようにも思うんです。

大ホールでやったこともあるわけなんですが、やはりまちづくり集会というのは、多くの人たち、市民の多くの人たちに意識されるようなものにしていくという視点が何か欠けているような気もしてきてるんですが、103人の想定、そもそもまちづくり集会の岐路に立っているようにも思うんですが、市民の反応、多くの市民の反応ですね、かなり温度差があると思いますが、市民の反応というものはどのように評価されたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 今後の課題となる点も御指摘されたとおり、たくさんの方が参加されるという点もあると思うんですが、第4回目に市民まちづくり集会に初めて参加されたといわれるアンケートの結果、58人の参加者の方が初めて参加されたという話を聞いております。

その中で、参加者103人と比べまして、過半数を超えておりますので、このまちづくり集会がどちらかと言うと、こう初めて市政に参加する方へも広く門を開いて、少しでもこう市政に日ごろ関心のない方をいかにこう課題でもありますが、いかにこう市政に参加していただくか、その一歩となるようにしたいと。

その中で、参加された方が58人という結果でありますので、参加者の層から考えてみますと、意義のあった会だと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 僕が心配するのは、まちづくり集会というのは継続性が非常に重要だと思っています。ここの考え方、違うのかもしれませんが、継続性があり、まちづくり集会に参加した人たちがまちづくり集会に参加したことによって、自治という活動の中に入っていき、広がりが出てくるというものにした

い、すべきだというふうにはずっと思っています。

今103人のうち、58人が初参加ということになりましたが、初参加も重要です。確かに初めてまちづくり集会で新城市政のことについてふれたという点、非常に重要だと思いますが、あわせて重要なのは、継続してまちづくり集会に参加し、新城の市政運営にかかわっていききたいという人が、そういう意欲を持って参加された、継続して参加されている人がいるのかどうか。この点についてはどのように分析をされたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 第4回ではございませんが、中学生の「座れる町」という作文を書かれて、市民がそれに感動し、また自主的にいすをつくり出して、町並みに設置すると。そういった気づきから市民が自主的に活動していただいて、その輪が広がっていく。また市政へ参加していくと。そういう点も大切かと考えておりますので、実際にそこに参加された方、また広報の記事を読んだ方でも参加できると。そういった形も市政への参加の1つだと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 「座れる町」ということは、僕も知っておりますし、具体的に動いたということで評価はしておりますが、それ以外、まちづくり集会によって何が変わったのかな、自治の何が進んだのかな。

僕の周りにも、まだまだまちづくり集会何という人たちがかなりいるわけなんです、やはりまちづくり集会というものをベースにした市民参加というものをこの集会だけではなくて、もっと広げていくという、出発点にするという視点をもっと大きくすべきではないのか。まちづくり集会で何が話され、どういう結論が持たれ、それがどれだけの人に共有され、共有されたものがどのように市民活動に広がっていったのかというのが大事だと

思うんですが、その広がりがどうも見えてこないんです。

いや、見えてきているということであれば、具体的に「座れる町」以外に何かありましたら、お伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 目に見えて感じているものというのが直接あるかと聞かれると、今こう思いつくものはございませんが、中でも無作為抽出の2,000人の方のアンケートも取らせていただいております、その中で、参加はできないけども、アンケートなどでぜひそういうところに参加してみたい。また継続したいという方におきましては、実行委員のメンバーになられて、継続しての参加ということも行っております。

また、広報等の方法もあると思いますので、今後は「座れる町」と同様に、皆さんの意見が広く伝わっていく方法等も検討していかなければと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、86ページになります。

路線バスは必要な事業だと思っています。委員会でも、デマンドタクシーであったりバスであったり、視察に行っていますように、議会としても地域の足を確保するというのは重要な施策だと思いますが、路線バス走ってるのを見ると、なかなか乗ってる人がおらんなどという状況は、多くの市民が語っておられます。

以前、議論の中で、路線バスを地域の人の足プラス観光という視点も要るんじゃないのというような議論もしたことがあるかと思うんですが、方向としては市内を走ってるというのは、いろんな観光地を、観光地にした場所を走っています。

その議論、以前の議論、観光客の足という

視点もというような議論もあったかと思えますので、質疑しますが、路線バス走っておりますが、全利用者に占める観光客の割合をどの程度と判断したのか。観光客が利用してるよという実態の把握っていうのはされたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 市内の公共バスにあっては、主に市民の方が通学や通院の足として利用されており、観光客の割合につきましては把握をしておりません。

しかしながら、阿寺の七滝や百間滝など、東海自然歩道の豊かな自然に恵まれ、沿線上に多くの見どころが点在する秋葉七滝線や四谷の千枚田への散策ができるよう、今年度から路線を延長しました四谷千枚田新城線など、今後もより多くの観光客に訪れていただくよう利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 利用促進に努めていただかっていうのは、そのとおり受けとめれば、ぜひそのまま進めていただきたいんですが、そのためにはですね、行政課が一生懸命バス路線をつくっても、魅力ある地域ができるかどうかにかかってくると思いますので、行政課だけでは当然できないんで、全庁的にどのように観光面を強調するバス路線をつくるかということは、検討すべきかと思うんですが、平成27年度、検討したことはあったのか、なかったのか。今後に任せるのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 先日の一般質問でも白井委員から御指摘がありましたように、新城の観光が半導体産業にならないように、観光マネジメントをしっかりとやってほしいというようなことが、お話がありました。それについては私も大変重要であると認識をしてお

ります。

平成27年度においては、具体的にそういった関係課との協議はございませんでしたが、今後は組織に横串を入れまして、関係課と連携を密にして、より多くの観光客に訪れていただくように努めてまいりたいと思います。

それから、例えばですね、JR新城駅からSバス作手線と、同じくSバス守義線を乗り継いで鳴沢の滝へ行くとか、行って帰ってくるとか、同じくやはり新城駅から豊鉄バス、田口新城線とSバス秋葉七滝線を乗り継いで、阿寺の七滝へ行って帰ってくるとか、そういったSバスで行けるモデルコースをホームページ等に掲載して、目的地、なかなか利用者の方が目的地行くのに、行き方を知らない人がいるかと思えますので、そこら辺をホームページ等で行き方の紹介をして、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項16目地域自治区費、地域自治区事業、90ページになりますが、地域自治区が始まりまして、非常に大きな一歩を踏み出しているとは思っていますが、区長がかわり、いつも出てくるのはですね、協議会に出てみて、さらに大変な事業プラス地域協議会の仕事があるなど。これ大変だぞというようなことをよく言われています。このままずっと続けていくの、本当にという疑問の声も出ていますが、地域自治区というものを本物の地域を支えるという組織にするために、今後あり方について検討はしたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 地域自治区制度は、平成25年度にスタートいたしまして、3年が経過しました。

この間、延べ643人に上る各地域協議会の委員の皆様とさまざまな地域課題を解決するため320件の地域活動交付金の審査、自治区

予算の建議などに取り組んでまいりました。

委員が御指摘の地域協議会における委員構成のあり方についてですけれども、それぞれの地域協議会において、運営要綱により取り決めがなされております。それによって運用されているというところでございます。

そして、この委員構成については、制度施行当初から固定化されているわけではありませんで、総じて区長さん方の構成比率が下がっているというような状況でございます。

具体的にデータであらわしますと、当初では地域協議会委員のうち、区長さんの構成比率は53%という状況でしたけれども、平成28年度が47%となっております。

また、地域協議会においては、議論を進化させるために、分科会方式を採用しているところも多く見られておりますし、さらに地域計画に多くの区民の方の意見を反映すべく、茶話会の開催であったり、独自のアンケートなどを実施しているところも出てきております。

このように、地域自治区制度は、その運用について、地域の実情に合わせ、合意形成を得ながら、徐々に成長を続けていると考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 成長を続けていく。この結果として、いいものが、いい組織ができ上がるということも、否定もしません。

必要なものは行政として、地域にお任せする分は当然多いとは思いますが、地域協議会等あるべき姿というものを持って、一つ一つステップを上がっていくという方向を示すことが必要かなど。これは1つのマネジメントになると思うんですね。どんな組織を新城は理想としていくのか。そのために地域の人たちとどのようにステップアップをしていくのかということがなければ、地域協議会のメンバー、固定されて、例えば5年、6年やる人が頭になるということばかりではないと思

ますので、やはり新城市としてどういう地域協議会、地域自治というものを持っていくのかという、その視点も必要かと思うんですが、その視点というのは、課内で話し合わせ、自治区、地域協議会の皆さんと話し合わせ、振興事務所とも当然話し合わせというようなことは行われているのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 10の地域自治区がありますので、それぞれの地域の実情というものがございます。

10人の地域担当者がおりますので、こうした問題があったよ、こういう取り扱いをどうしていこうかねっていうような情報交換は、常日ごろさせていただいております。

それをまず大前提としまして、地域のまちづくりについてですけれども、今お話をさせていただいたように、地域の実情を踏まえた上で、地域のまちづくりを住民の方が考えていただくというのがまず基本なんですけれども、それを我々、自治振興事務所がですね、さまざまな目線からの提案に対して、地域の課題解決に向けた考え方を一緒になって検討をさせていただく。そのような形で進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

2款1項18目地域住民生活等緊急支援事業、観光プロモーション事業です。98ページになります。

目標207万人を大幅に上回りました。もっくる新城が大きな要因かと思いますが、地方創生の問題点の1つとして、人数というものを目標に置くというのが問題点として挙げられています。人数は重要なんだけど、経済効果がどうなのかなというものが非常に欠けた計画が多いということを言われてるんですが、今回の観光プロモーション事業の中で、経済効果っていうのはどのように評価したのか、

分析されたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 平成27年の観光入り込み客数は、306万8千人であり、観光プロモーション事業で目標としていました207万人を大幅に上回る結果となりました。

このうち、道の駅もつくる新城への来場者数が113万人であり、もつくる新城を除いた入り込み客数は194万人と、前年と比較し、約1万人の増加となっております。

また、観光入り込み客数の調査は、年区切りでの数値となっておりますので、新東名高速道路開通後の2月、3月については、設楽原歴史資料館や長篠城址史跡保存館を始め、湯谷温泉、鳳来寺山、阿寺の七滝等、全体を通して来訪者数が増加しております。

なお、経済効果につきましては、調査を実施しておりませんので、具体的な金額の把握はしておりません。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 決算審議になりますので、具体的にどのように行政的に効果が上がったのかというものは、視点はいろいろあると思います。ニーズも確かにあります。

しかし、新城にとっては、観光というのは単に人が来てくれればいいなんというものではないと思うんですね。

先ほど湯谷温泉の質疑もあつたんですが、湯谷温泉もなかなかこの状況でも温泉料も支払うのが難しいというような状況も出てきていると思うんです。

実際に経済効果というものを把握しなければですね、目標207万人で306万人、人が来た。これ普通に考えればめちゃくちゃアップですよ。これじゃあ地域がうはうはするほどお金が回ったかということだと思うんです。経済効果というものが見えなければ、次の手が打てないと思うんです。100万人ふえたけど、お金の循環はほとんど変わりませんでしたのか、お金の循環も合わせて150%ぐら

いあつたよということなのか、わからなければ、これ次の手打てないということは、決算審査にならないということにもつながると思うんです。

ただ人数だけ集めて、次の政策打つっていう、これは一過性になってしまいますよね。

新城に観光のマネジメントがまるでないよというような一般質問させてもらったんですが、結局ですね、観光という視点で見えますと、もつくる新城に113万人が来ました。

しかし、ほかの施設はそれほどふえてない。逆に減ってるんですかね。ということになると、もつくる新城は何のためにつくったんだ。そもそも、もつくる新城をつくったというマネジメントがどこにあつたんだ。観光にどういう役割を果たしたんだということが見えてこなくなってしまうわけです。経済効果がないって、わからないっていうのは、本当にそういうような御回答で審査してくれということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 先ほど申し上げましたようにですね、設楽原歴史資料館とか長篠城址史跡保存館、こういった公共施設につきましては入場料を取っておりますので、数字及び金額のほうはアップしておるといふうに数字が出ますが、もつくる新城ですね、こちらのほうは売店等の数字が伸びてるっていうことを聞いております。私のほうには来ておりませんが、ほかのもつくる以外のですね、お土産店とか飲食店も、いったところに聞きますと、収入のほうは伸びてるというふうに聞いております。新東名ができて半年余ですけども、これからそういった効果があらわれてくるものと思っております。それに基づきまして、分析等して、マネジメントのほうをしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

ここで、説明員入れかえのため、再開を

10時40分とし、休憩をいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

3番目の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。平成27年度の主要施策成果報告書からお願いをします。

2款1項5目であります。人事管理費、当該ページの12ページであります。の下段のほうに、実はこのように記載がされております。平成25年、平成26年度、引き続き職員が主体的に学習する自己啓発、自己研修支援制度を継続をしたが、平成27年度は申請がなかったとあります。その理由についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 この制度につきましては、市政に関する事項について、自主的に研究を行う職員の活動に対して支援するもので、平成25年度から運用し、職員の自己啓発意欲の高揚とみずから学習する組織風土の醸成を図り、もって市政運営の向上に資することを目的としております。

平成25年度につきましては2件、平成26年度は3件の支援実績がございました。平成27年度においても、自己啓発に取り組んでおる事例があったとは承知しておりますが、本制度の利用には至らなかったというものでございます。

支援金自体は少額ではございますが、職員の自発的な意欲に報いるため、今後も制度利用に向け、周知してまいりたいと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 先ほど来の結果の中でも、それぞれアンケートをさせていただきました。その成果として、コスト削減に努めていただ

きたいというようなアンケート結果があったというふうにお伺いしたところでありますが、この前段にあります人材育成基本方針アクションプランのプログラムの中にも、実はプロ意識であるとか、コスト削減の意識、当事者意識というような3つの大きなものがあります。それについて、やはり前段にありますような庁内であるとか自治大学であるとか、それぞれの関係の中の研修の参加ではなくて、職員みずからがそれに臨んでいく。そして一人一人がプロ意識、コスト意識を持って市民サービスに貢献できる。それが公務員法に記載された市民に対する最大の奉仕につながるんじゃないか。そのためには、やはり自発的に研修に行っていただくのが本意かと思いますが、この研修にみずから行くために上席に申し出ることによって、仕事が幾らかおくれるから、そのことを抑制するっていうようなことはないんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 先ほど委員御指摘のみずからの研修のために時間が、本来の業務が時間が割かれることによってっていうことでありますが、そのことについては全くそういうような阻害要因は、庁内的にございません。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 やはり個々それぞれ勉強する機会を与えていただけるという、チャンスを生かすということでもありますので、まことに残念な結果ではあります。それぞれこの分もある程度トップダウンでもいいと思うんですが、それぞれ自己研さんができる、そういった職場風土を含めて、対応していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出の2款1項16目ですね、地域自治区費、地域自治区事業、決算書の

90ページから96ページに記載されております。

3年経過し、自治区ごとに、予算と事業内容に特徴が出始めているが、その傾向について、また担当課と事業内容、要望が重複するようなケースはなかったか、総括的に伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治推進課長。

○西村仁志自治振興課長 まず、予算と事業内容の特徴と傾向について、お話をさせていただきます。

地域活動交付金事業についてですが、この4年間で全体として、イベントの開催やビオトープの整備といった地域の特性を生かした地域づくりを図る事業がふえ、ほたるの里づくりや自然観察といった生活環境の改善、景観づくり、環境保全を図る事業が減ってきております。

地域的に見ますと、新城地区では、公民館内の施設整備などの活動拠点の整備による地域活動の活性化を図る事業が多くなっておりまして、鳳来地区、作手地区では、生活環境の改善、景観づくり、環境保全を図る事業、地域の特性を生かした地域づくりを図る事業が多くなっております。

続きまして、自治区予算についてですが、全体的には地域安全灯設置費補助事業、自主防災組織防災活動援助事業、交通安全施設整備事業など、地域の安全・安心のための事業であったり、こども園、小学校、中学校の備品整備や管理事業といった子供たちのための事業が見られます。

地域的には、新城地区では各自治振興事務所が事業実施課となって地域活性化のためにやっているソフト事業と小中学校の備品整備に係るハード事業が多くなっております。鳳来地区ではコミュニティ活動に必要な整備事業が多くなっておりまして、作手地区では策定した地域計画に沿った事業が展開をされております。

次に、担当課と事業内容、要望が重複する

ようなケースについてですが、自治区予算を建議する際には、担当課と事業を調整した上で積算をし、協議会で承認される必要がございます。この際に事業が重なるような事案であれば、市の事業を優先し、自治区予算を他の事業で有効に使っていただけるよう心がけているところでございます。

地域活動交付金についても、提出された事業案に対して、事業執行に伴う法規制等を調べておりますので、その際に担当課とは情報のやりとりが行われていると理解しております。

以上です。

○白井倫啓委員 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 行政効率と言うか、何がですね、どんな事業が効率的、また効果的にできたかという観点で伺うわけなんです、この自治区が導入される際に、いろんな議論が行われたというふうに思います。書いた物と言うか、そういう物をちょっと読んでおるわけなんです。

そういう観点で、特に重なった場合ですね、一番問題になるのが、区長との要望と、要望がですね、担当課で受け入れられないと言うか、なかなか時間がかかるよというようになった場合に、三者協議がなされておって、今のお話ですと、事業、市の事業のほうを優先するんだというようなお話だったわけなんです、どうも現実的に聞いてみると、今までの、これまでもの中ではそうでもないようなことも伺うわけです。

そこで、実際この重複した場合の、この内部調整というのは、どういう形で行われているのか。予算上のとこだけなのか、執行上においても行われているのか、もう少し詳しく説明をお願いできますか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 当然、両方、事業を行うか、どこが行うかによって予算がどっちにつくかという問題もありますので、先

ほどお話ししたように、自治区予算であれば、前年度に移行した事業を、建議をする段階で、当然、所管課のほうと協議をし、どちらが、事業が重なってれば、市のほうにお願いをするという形になります。

例えば、実際に調整した事例として挙げられるのが、子供さんたちが通学路や何かに安全に歩行できるようなカラー舗装や何かは、そうした事例があるというふうに聞いております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 先ほど地域自治区ごとに、地区ごとに多少、傾向と特徴があるというふうなお話だったんですが、そのことについては望ましいというふうな、現時点では判断をされているのか。もう少し先ほど今、申し上げたように、調整等を踏まえて、もう少し改善していく点、工夫、改善をしていく点があるなというふうに現時点ではとらえているのか、どちらでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 地域自治区制度のそもそもの制度というのが、合併をしまして、いわゆる新城の町の中と、それとあと山間地域の課題が違う。それをできるだけ何とか確率的に事業を進めるのではなくて、それぞれの地域の課題をそれぞれの地域に合うように解決をしていこうという部分での制度でありますので、そうした意味では、自治区ごとの傾向という部分は、それは出てもしようがないのかなというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 特徴が出て仕方がないと言うなのか、評価ができると言うか、望ましいというふうな前向きな評価をされているのか、仕方がない、出てきてもそれは当然だ、仕方がないという受けとめ方なのか、どちらでしょう。今後のことについて考えていく上に、その辺が大きな判断の起点になると思うので、伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 仕方がないという言葉でとらえられたのなら申しわけありません。例えば事業を執行することには、市がこうなさい、ああなさいという形ではなくって、地域協議会において、委員の方々が地域の意見を吸い上げながら、地域の課題をとらえて、それに対応して、こうしたことをやっていったらどうかということをしかりそれを判断をした上で、挙がってきている部分でありますので、そういう意味では、それはありなのかなというふうには思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そもそも、この3年目という節目ですので、決算においてはですね。ちょっとこうシステムそのものもこう、ある意味ではローリングと言うか、見直しをすべきタイミングなのかなというふうな観点から、ちょっとシステムのことまで、ちょっと掘り下げて伺うんですが、ある区民から区長に対して要望があったという場合に、原則としては、今の制度ですと、自治振興事務所に行くというのが原則的な話かなというふうにこれまで聞いております。

そして、もしくは緊急を要するような場合には、担当課に直接行くという、この2つのコースがあって、そしてこの振興事務所のほうからですね、区長に紹介して担当課を紹介する。そこで二者協議なり三者協議があるのかなということなんです、そこで判断なんですけれども、先ほど白井委員の質疑にもありましたように、基本的には、区長はほぼ半分が協議会の委員と兼ねておるわけですね。

区長会のほうは、予算と言っても、運営費ぐらいで限られたものであるもので、何かやろうとすれば、この自治区の予算、協議会で決めていくという方法を取らざるを得ないということになって、そうするとそこで大きなのは校区全体と言うか、自治区の全体に共通す

る問題であればいいんですが、個々の小さな問題、区、単一の区のみに影響を及ぼすような問題であると、その辺で判断がなかなかできないと言うか、迷う場合が出てくると思うんですけども、いわゆるこの自治振興事務所と言うのは、病院とかそういうものに置きかえると、窓口で総合的な総合内科と言うか、総合的に症状をですね、問診しながら、どこに原因があるのかなというようなことをこう振り分けていく機能を持ってるのかなというふうに思うわけなんですけど、それとこう実際こういうふうに交付金なり自治区の予算と組んでいくときにですね、先ほどの質疑のある意味では繰り返しにもなるんですけども、どこをこの基準にしてですね、市のほうの予算にしていくのか、自治区の予算にしていくのか、その辺の指導と言うか、その辺を先ほど各区です、自治区で特徴が出るというのは好ましいと言うか、総否定しないような見解だったと思うので、このままの方針で行くであろう、3年、4年目、5年目です、今そうなんですけれども、行くんであろうというふうに想像するわけなんですけど、もう少し実態の部分を見ていくと、何らかのこのですね、指導と言うんですかね、アドバイスと言うのか、そういうのが必要なふうに、この3年間のところを見てきて思うので、その辺3年という節目を持って、何か創意工夫されるような点はあるのかなのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 いろいろありがとうございます。

我々、自治振興課、自治振興事務所の地域担当者もですね、地域の課題にちゃんと寄り添った形で、いろんな問題に対峙をしながら解決策を見出しているつもりではございますけれども、なお一層そうした姿勢をですね、これから進めてまいりたいと思いますし、今これからそれぞれの自治区ごとに地域計画と言って、その地域のまちづくりをどうしてい

くのかというふうな作業を始めてる地域自治区もございます。

それは、その計画をつくるに当たっては、その地域の課題、要望などを一応吸い上げる形で、じゃあそれをどうしていくのかっていうところも当然そこに入ってまいりますので、そうしたところでいろんな地域の課題等をお聞きする場も設けながら、またそれをどうしていくのかっていうこともお互いに話し合っ

て考えながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後1点確認させていただきます。

例えばですね、自治区のほうの予算で、学校設備とか教育のそういう機器等を購入してやったというようなケースも幾つかこう決算書の中にあるんですけど、維持管理というのはですね、教育委員会の範囲が及ぶのか、維持管理です。それは、あくまでも自治区のほうで故障した場合とか、そういうものはやっていくのか、その辺のすみ分けっていうのは、1つのルールがあるのか、その辺確認させてください。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 現状においては、学校側の維持管理でお願いをしていくという考え方でございます。

○丸山隆弘委員長 続けてお願いします。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 じゃあ、続いて2款4項13目、住民投票選挙費、住民投票執行事業、決算書の106ページです。

直前に、愛知県議会議員一般選挙が実施され、事業費約1,500万円。1カ月後に住民投票が行われ、ほぼ同額が執行されたわけなんですけど、同時実施できなかったのかという声はまだ市民の中にもあるわけなんですけど、振り返って、このあたりどういうふうに総括されているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 まずですね、時系列に申し上げますと、住民投票につきましては、平成27年3月26日に、議員提案による住民投票条例の制定が可決されまして、同年3月31日に、この条例が公布、施行されました。

一方、県議選につきましては、平成27年4月3日に告示され、同年4月12日に執行されたところでございます。

平成27年3月議会で可決されました住民投票条例では、この条例の第12条で、投票日の10日前までに市民まちづくり集会を開催しなければならないと規定しておりまして、市民まちづくり集会の開催準備を始めといたしまして、18歳以上を有権者とする住民投票と、従来の20歳以上を有権者とする県議選の異なる名簿の調整等を考慮した場合、事務的に不可能な状況でございました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それは現実的に当時説明があったんでわかるんですが、大きく振り返ってみてですね、住民投票を求める会の皆さんが平成26年の前年の暮れに、市の自治基本条例に基づいて申請されて、それを翌年実施されたときですが、平成27年の初めに取り下げて、地方自治法に準拠した住民投票の請求に切りかえたわけなんですけど、これ歴史上、あまりよろしくないんですが、たればの仮定の話をしたとしてですね、同時実施できる可能性っていうのはゼロだったのか。もしくは振り返ってみてですね、可能性としてはあったのか、その辺どういうふうに解釈されておりますか。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 限りなくゼロであったと認識しております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、129号議案、平成27年度新城市一般会計決算認定について、伺いたいと思います。

歳出2款1項11目地域振興費、空き家利活用事業、ページは86ページでございます。

新城市空き家バンクにて契約が成立した事業の内容を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 空き家バンクの平成27年度に売買契約が成立した3件の事案について御説明申し上げます。

1件目は、乗本地区で平成2年建築1,500万円の物件です。2件目は、大野地区で昭和63年建築500万円の物件です。3件目は、乗本地区で昭和29年建築200万円の物件でした。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それら契約に伴ってですね、市単独であったのか、それとも中間業者がいたのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 空き家バンクのこの事業はですね、それぞれ貸し手と借り手の契約なんですけど、契約にはですね、土地家屋調査士さんが入るようになっています。これは3件ともですね、市役所のほうに買いたいという話があって成立したものであります。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私どもでもですね、空き家バンクに登録することをちゅうちょしてる方々にも、また参加してもらうためにもですね、どのような物件が成立しやすい、またどのような交渉をしていくとですね、売れやすいというのもちょうと把握してる面があったんですけど、そのようなことをですね、執行部側は把握しておるのか。単純に成果としてしかとらえてないのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 ただいまの質疑な

んですけれども、空き家バンクを利用してですね、新城に来たいっていう方の多くはですね、都会だとか新城以外の方なんですけれども、やはり農業をやりたいっていう方が多いです。

そういったことで、普通の宅地を買うだけではなくて、農業もついでにやりたいと。そういう意見が多くあります。

○丸山隆弘委員長 引き続きお願いします。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 続きまして、2款1項18目、地域住民生活等緊急支援事業費、若者が活躍できるまち実現事業、ページは96ページになります。

こちらにて、各事業がどのように若者の定住につながっていったのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 若者が活躍できるまち実現事業につきましては、内閣府が実施します交付金事業であります地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、実施した事業であります。

この交付金事業により、昨年度末に実施しましたプランコンテスト（どやばい村プロジェクト）におきましては、グランピングというぜいたくで魅力的なキャンプが提案されまして、このプランコンテストに参加したメンバーが実現の可能性を模索し、川合地区を何度も訪問するとともに、地権者の理解のもと、試験的ではありますが、グランピングを実施するなど、地域との交流も生まれております。

また、若者のダンスグループを中心に、新しいスタイルの盆踊りとして行われました盆ダンスにおきましては、昨年度500名の参加を得て、参加者から大変好評を得ました。

また、本年度につきましては、1,000名の参加者となり、大変なにぎわいを見せました。

若者が発案した、こうした行事が新城の盆行事として定着し、またにぎわいのある町と

するための一役を担えるように、今後もこれらの事業が継続し、地域の活性化へとつながるよう、若者と地域のパイプ役を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 今2つの事業についてはですね、理解いたしました。

そんな中でもですね、大変この事業という、これらの事業というのは、いろんな多岐にわたっております。

そんな中でですね、先ほどの質疑の中でもですね、情報まちづくりセンターのこととかも言われておりましたし、また市外ですね、人を取り込む努力というのも必要なことであるかと思えます。

そんな中で、活用できるような政策もあったのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 その他の事業といたしましても、若者ITチャレンジ講座等を実施しております、そちらにも市外以外の方からも参加されるなど、市内に限らず、多くの若者の参加をいただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第129号議案、歳出1款1項1目、一般管理費、市・市長対外経費、68ページです。

市政報告懇談会では、目標550人に実績442人とどまっております。2年連続500人に届かなかった、この理由を伺います。

○丸山隆弘委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 市政報告懇談会につきましては、平成27年度決算に係る主要施策報告書にありますように、参加者の実績値が2年連続で500人に届かない結果となりました。

この市政報告懇談会につきましては、地域自治区制度のスタートに伴いまして、平成26年度から名称を地域意見交換会に改めまして、地域自治区を単位に、市内10カ所で開催しているもので、平成27年度におきましても、案内チラシの全戸配布、広報ほのか及び市ホームページへの掲載、報道機関への投げ込み、防災行政無線による案内放送、市政番組「いじゃん新城」によるテロップ放映など、さまざまな手段を使って周知に努めました。

また、参加された方が発言しやすい環境を整えるための工夫といたしまして、地域協議会の皆様に御協力いただき、さらには地域課題を一番把握されてみえる地域協議会の会長さんに司会をお願いすることで、意見をフォローしていただいたり、掘り下げていただけ、地域の皆さんと市長を初めとする市の幹部職員が中身の濃い意見交換をですね、することができました。

結果として、目標には達しておりませんが、とても有意義な会になったと感じております。

参加者もですね、前年に比べまして増加しておりますので、今後とも目標が達成できるように、さまざまな手段を使って周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 いろいろ投げ込み、また周知のほうを徹底していったということでした。

内容も、とても有意義なね、ものだったという評価だったと思いますが、やはり2年連続500人に届かなかった。目標が500人ということだったですけど、400名ということ、台だったということなんですが、今後に向けてですね、改善工夫、どのように考えて、特にここはやっていきたいなど、反省込めて、ここはやっていけば500人いけるんじゃないかなというふうに思ったのか、今後の改善工夫

がなされるというところで、着眼点にも書いてありますので、それに沿って検討されたか伺います。

○丸山隆弘委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 目標については500名ということで、これは市民の皆様だけということで設定をしてあるんですけども、実際に職員も出席しておりまして、職員を含めると528名、それから市の幹部職員、すべての事務担当も含めまして、出席をすべてカウントしますと806名という形で、1地区80名以上の方に出席をしていただいているということですので、今後とも周知には十分さまざまな方法を使って周知していきたいと思っております。

それから、新たな方法と言いますか、これは市民から、地域意見交換会の中の意見から出されたんですけども、今までやってきた地域意見交換会に対する進捗状況を、また区長でありますとか、地域協議会の委員に報告してほしいという御意見がございましたので、今回も7月末現在の意見に対する進捗状況を報告させていただくなど、さまざまな方法を取っていききたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 さまざまやっていきたいということですが、職員とか含めると800名ということですけど、やはり市民が基本で基準に考えていただきたいと思います。やはり職員とか入れてしまうと、数字だけ見るとですね、どこが基準に500名超えていいねと思っても、中身がほとんど職員だったら、それは市長との懇談会という意味がなさないと思いますので、ぜひ市民がどれだけ参加するかということを基準に置いていただきたいなと思っております。

次に行きます。

2款1項1目、一般管理費、国際交流事業、68ページです。

さまざまな海外派遣事業が行われておりますが、それぞれの報告会や報告集の作成などは行われているのか伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 海外派遣事業は、世界新城アライアンス会議への参加と高校生海外派遣事業を隔年で実施しています。

平成27年度は、スイス・ヌシャテルへの高校生海外派遣を実施しました。

報告につきましては、平成27年10月4日、日曜日、午後3時から、新城文化会館大会議室において、参加した高校生全員とともに実施しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それじゃあ、次の質疑に入ります。

2款1項1目、一般管理費、庁舎建設事業、72ページでございます。

見直し案の説明、住民説明会は1回のみでありました。

しかし、もともとの見直し、これは前の説明会は市職員を多数動員をし、各市内の地域、地区単位で説明会を何回も行った形跡がございます。それゆえ、今回の見直し案も同程度の回数で住民説明会を各地で開くべきだったのではないかと、市の認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 お答えいたします。

見直し基本設計案市民説明会は、新城文化会館大ホールで1回の開催のみでありましたが、見直し前の市民説明会とは、住民投票後ということで異なるものとなりました。

見直し基本設計案は、住民投票結果で多数意見が示された選択肢2を全面採用した配置計画にするとともに、選択肢1に託された住民意思である一棟集約による利便性の確保をも可能な限り実現するとの考えに基づき、設計を進めたものであります。

このため、見直し基本設計案は、住民投票の有権者のお一人お一人に住民投票の結果が設計にどのように反映されているかを確認をしていただきたいとの考えから、お一人お一人にお伝えする最も確実な方法として、住民投票後の経緯、完成予想イメージ、配置計画図、平面図、立面図、財源計画のほか、本体工事費見込み額や総事業費見込み額などを掲載した新都市新庁舎見直し基本設計案（概要版）を住民投票時の有権者に郵送させていただきました。

その上で、開催した見直し基本設計案市民説明会は、行政主体で市民が聞きたい内容を網羅できるかといった懸念がありましたので、住民投票条例第12条の規定に基づき、開催した第3回新都市まちづくり集会実行委員会のメンバーを中心に、論点が明確になっているか、わかりやすいか、幅広い意見を拾っているかなどについてモニタリングをしていただき、構成を「ふりかえろう！住民投票とその後」「くらべてみよう！見直し基本設計案」「きいてみよう！新庁舎への市民の声の生かし方」の3部構成といたしました。

「きいてみよう！新庁舎への市民の声の生かし方」では、市長、議長にも登壇をしていただき、地域経済関係、福祉関係、子育て関係の市民の皆様の方からの見直し基本設計に対する意見や感想に直接お答えをしていただきました。

説明会の様子は、当日、説明会にお越しになれなかった方も視聴ができるように、ケーブルテレビにより生放送、再放送をするとともに、いつでも何度でも視聴ができるように、インターネットによるオンデマンド配信を行いました。

来場者数、約600名、説明会の開催後、ケーブルテレビあるいはインターネットで説明会を視聴したとの声を幾つかお聞きしております。各地域で開催するのと同様の効果があったものと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 御答弁のほうは、封筒で各有権者に一人一人送ったと。その上で大ホールで1回のみ説明会を開いたということだったと思います。

その当時とですね、一応、庁内の検討の中で、30回以上、前回は説明会を各单位、地域単位で説明会を開いてきているという経験も踏まえて、そのような形態での説明会、市民とひざ詰めでですね、各地域で説明会開いていこうという検討は内部でされたのか、されてなかったのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 検討の段階で各地区3カ所程度というような検討も、もちろんしております。

ただ、今回のような、やはり住民投票後の結果を踏まえてという、これだけのボリュームを持つ説明会、これを3カ所で同じように開催するというのは、これは1つ難しいことがございます。

それから、過去、市民説明会、平成24年に同じように3月に市内3カ所、平成24年7月に市内3カ所、同じように平成24年12月に市内3カ所、それぞれ庁舎関係の説明会を開いておりますけども、これがいずれも3カ所の延べ人数がおおむね80人から101人ということで、90人程度であったということがあります。

庁舎に関する説明につきましては、市のほうも、これまでの経験も踏まえて、今回検討した結果といたしまして、今回の1カ所がありますが、そのかわりインターネットであるとかティーズの放送、こうしたものを活用して、何度でも繰り返して見れると。いつでも見れるという環境をつくったということで、今回の住民投票後の状況をきちんと住民に説明するというところでの目的ということから考えると、今回については、この方法を取ってよかったと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑のほう入ります。

2款1項1目、一般管理費、契約検査一般事務経費、ページ数は72ページです。

電子入札についての参加資格（入札権）の要件を伺います。

○丸山隆弘委員長 坂野契約検査課長。

○坂野公彦契約検査課長 一般会計の決算認定という中で、電子入札全般での参加資格の要件について御質疑をいただきましたが、これは決算質疑の内容としてそぐわないと思われれますので、申しわけありませんが、御答弁いたしかねます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、議員必携のですね、決算審査の着眼点のほうでですね、適正に、そして効果的に執行されたかどうかという着眼点で行っております。その点でお聞きしております。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。会議規則第109条におきまして、委員会における発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。決算審査の趣旨にのっとった質疑とされますよう、お願い申し上げます。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、議員必携の着眼点で趣旨をとということで、今、話させてもらったんですが、この件は市民の方が聞いてほしいというふうに言われて、用意をしております。

ではですね、入札でのことし2月で起きた議員に關与する水道会社の市の公共事業の入札について、疑惑が広がっているというところで、市民の方がこういった参加資格書だとか制度について、市はどういうふうを考えているのか、全体的な広がり疑惑が今、声として挙がっていますので、その疑惑に明らか

にするために聞いてほしいというふうに言われております。よろしく申し上げます。疑惑です。

○丸山隆弘委員長 改めて、浅尾委員に申し上げます。先ほど来の浅尾委員の発言については、会議規則109条の規定に反していると思われるので、決算審査の趣旨にのっとった質疑とされますよう注意をいたします。委員長の命令によって、従っていただけない場合におきましては、会議規則の規定により、発言を禁止することがありますので、御注意をお願いいたします。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は、入札権、適正なですね、効果が発揮できたかというふうに着眼点に書いてありますので、これは何ら問題ないと思いますが、はっきりどういった、具体的にどこが悪いのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 浅尾委員の質疑は、先ほどからですね、委員長の再三の注意にも及ばずですね、決算委員会の趣旨から逸脱していると思われる。

この際ですね、委員会を一時休憩し、議会運営委員会で協議することを望みます。

○丸山隆弘委員長 ただいま小野田委員から、浅尾委員の質疑に関しまして、委員会を休憩し、議会運営委員会で協議を求める動議が提出されました。

これより本動議を議題とし、採決します。

お諮りします。本動議に賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって本動議は可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時55分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、議会運営委員会で協議された内容について、議会運営委員会副委員長からの報告を求めます。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、報告させていただきます。

ただいまの議会運営委員会における委員長報告をいたします。

問題となりました浅尾委員の質疑について協議いたしました。委員からは、入札参加資格を問うことは、決算審査になじまない質疑である。また議運で補正を求めたが、改善されなかった箇所であるといった意見が出されました。

以上のことから、浅尾委員の質疑内容は、決算審査の趣旨から鑑み、会議規則第109条の規定に反する内容と判断されるため、会議規則同条に規定する秩序維持に関する委員長権限を発動されるべきであるとの結論となりました。

以上、議会運営委員会委員長報告といたします。

○丸山隆弘委員長 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私は、委員長にどういう理由で質疑をしたかということで意見をさせてもらいまして、私は議案に、議員必携のですね、議案に対する質疑というところで読まさせていただきますと、質疑とは、現に議題となっている議案に対する疑義を正すことを言い、議案審議の段階で最も重要なものである。質疑は提出者に対して行われるもので、その議案全体に及んで行うことができ、また提出者の説明で述べられなかったものでもよいと

書かれています。

議案に対する疑義を正すこと、また質疑は大変重要な議員に課せられた任務であるというふうに書かれています。

私は、市民からそういった疑義があったものですから、今回説明を求めたということです。

そこで、私はこの個別の案件と言うよりも、全体な入札権という制度というような形はどういうふうだね、要件があるのかということを書いてほしいというふうに市民から言われたので、この説明者で述べられなかったものでもよいというふうに、議案全体で行うことができるという議員必携のルールに従って質疑をしましたが、その点について、議運ではどのような判断がされたのか伺います。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 その件につきましては、決算委員会で質疑するものではないと議会運営委員会で判断いたしました。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 どのようなところが決算委員会では不相当だというふうに判断したんでしょうか。

これは、議案全体に及んで行うことができ、提出者の説明で述べられなかったでもよい。

そして、最も疑義を正すことが議員に求められる任務とあるんですが、その点いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 再度申し上げます。

浅尾委員の質問は、決算委員会でするものではないと議会運営委員会が判断したものです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 繰り返し、このような内容ではやっぱり納得がいきませんし、こういったことが何回も続けられると、本当に議会の民主主義というのが求められると思うんですが、やはり議員の発言権というのは、やっぱり

り自由でありまして、そういったこの説明者の誠実な説明述べられなかったでもよいと。議案に対する質疑書いてありますので、最大限やはり個々の議員の趣旨また質疑は確保されるべきだと思いますが、その点の委員長または議運の考えはどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それでは、議運のメンバーとして、委員として答えさせていただきます。

浅尾委員の質疑は、一般管理費の契約検査事務経費です。これ72ページ見ていただきますと、一般事務経費というのは入札契約システムの補修委託料が137万円、入札検査実施負担金が3万4,560円、あと新営予算単価説明会参加負担金が7千円、これが今回、浅尾委員が通告している契約検査一般事務経費ですよね。これについての疑義があれば、その内容についてしていただくのは結構なんですけども、これとは全く関係ない電子入札の参加資格っていうことを聞いておりますので、余りにも議案、説明にないことも聞いていいという、広く拡大解釈し過ぎですし、具体的にそういうことを聞きたいのであれば、どの工事のどの案件の入札要件かということをはっきり言わないと、参加資格っていうのは建築工事から土木でも、土木だって舗装からいろんなありますし、橋梁もありますし、物品でも納品がありますし、水道工事もあれば下水道工事もある。ありとあらゆる工事、新城市発注してるわけですので、そのすべての参加要件を答えろということでは、余りにも範囲が広過ぎますし、もう少し焦点を絞らなければ、執行部側としても答えようがありません。もう少しその辺を明確にして質疑しないと、こういった質疑は先ほどから言っておるように、決算の審査にはそぐわないと言っているのです。その点を十分理解していただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ですから、私は、今回は水

道事業ということで限定せずにですね、こう全体的な一般論としての、この入札契約システムはどうかというふうなニュアンスで聞いているということでございます。

そういったことで、個々になっていきますと、いろいろな個別のプライバシーにかかわることがありますので、全般的なそういったシステム、またそういったマニュアルが庁内にあるのかどうか、そういったこと、全体広く聞きたかったわけでございます。

しかし、今回、全体的にさわりを聞きたいと思って質疑させてもらいましたが、議運での判断がそういう形であるんだったら、今回はこのまま次に移らせていただきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 委員長報告に対する質疑を終結させていただきます。

質疑を終了します。

しばらく休憩をいたします。

再開は、13時から再開をいたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、会議に入ります。

次の通告者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、午前中に引き続きまして、質疑のほうさせていただきます。

2款1項1目、一般管理費、行政改革推進事業、ページ数は、ここ訂正をお願いしたいんですが、72ページでお願いします。

行政改革推進事業の委員会では、今現在どのようなテーマで議論が進んでいるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 今現在、どのようなテーマで議論が進んでいるかという御質疑につきましては、先ほど同様、平成27年度の予算・決算委員会の質疑にはそぐわないと思わ

れますので、お答えいたしかねます。

なお、平成27年度の行政改革取り組み事例発表会につきましては、平成28年1月27日の議員への定例報告会でも御説明させていただきましたし、今回、資料要求がございましたので、別途資料を提出させていただいております。お手元の資料の119ページから136ページをごらんいただければと思います。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。私は議員必携での266ページの今後の行財政運営についてどのような改善工夫がなされるのかという着眼点について、再質疑をさせていただきますが、そういった今回の推進委員会がね、テーマで議論を進んでいると。

また、スライドもございましたし、子供のこととか、そういった今後の統廃合のことも含めた話されていたと思うんですが、その点で今後の着眼点としてですね、反省点とか、今後こういったことで改善、工夫をしていくんだというものがあれば、教えていただきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 96の部局別計画シートから先ほど申しました外部検証委員会において、今回3つの事業を抽出をして、発表をさせていただいたわけなんですけれども、そういうふうに職員みずからが発表することによって、それを継続的に行うことによって、職員自体もそういった意識が高まりますし、市民の方々に行政改革の取り組みの見える化が図れるということで、やってきた次第でございます。

したがって、平成27年度にあつては、今、申しましたように、外部検証委員会の中で96の事業の中から3つを、これを発表してもらってはどうかということがありましたので、今回は、平成27年度にあつては、その3つの事業について発表をしたところでございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑のほうをさせていただきます。

2款1項3目、広報広聴費、市政番組編成事業、76ページです。

市政番組「いいじゃん新城」が年間約2千万円以上の予算をかけて放送をしておりますが、昨年に引き続き、市民への浸透度は高いとは言えないという声もございます。

ここで思い切って中止をするか、従来型ではない大改革が必要ではないか、伺います。

○丸山隆弘委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 市政番組「いいじゃん新城」につきましては、市政情報を伝達するツールの1つとしまして、映像を通じて、市政情報をわかりやすく説明するとともに、イベント情報や市民の皆様が元気で活躍する姿をお届けしております。

この市政番組の編成に当たっては、市民委員4人と市職員11人によります市政番組編成委員会を毎月1回開催し、番組の内容を検討しており、平成27年度におきましては、新東名高速道路建設工事の進捗状況や議員の皆様にも御協力いただき、市議会の仕事を新たにシリーズ化するなど、市民目線も組み入れまして、さらに関心を持っていただけるような番組づくりに取り組んでまいりました。

そのかいありまして、市政番組への視聴契約件数を見ますと、平成27年度末で9,539件と、昨年度末と比較して、254件の増加となっております。徐々にではありますが、市政番組への浸透度が高くなっていると認識しております。

今後も、市政番組「いいじゃん新城」が地域の身近な番組として、また市民の皆様に愛され、そして子供たちから高齢者までのより多くの方が視聴していただける番組づくりを目指すことで、市政番組の浸透度を高めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 何回かたくさんのね、運営、どういった番組にするかという議論がね、されているなっていうことをわかりました。

非常に、そういう形で、子供から大人、おじいさん、おばあさんまで、幅広い構成で番組をね、つくっていただきたいと思うんですが、1点お聞きしたいんですが、どんな内容にするかっていうところで、いろんな議論されているというお話だったんですが、今回、議会も含めてですね、役割、委員や議会の役割を紹介することができたということなんですが、そういった検討の話の中でですね、やはりオープンな議会運営、市政運営っていうのは、市民に対しては大事だと思うんです。こういった予算質疑も大事だというふうに私、思っているんですが、オープンな市政、市議会というふうな話し合いがされているのかどうか。

その中で、こういった予算委員会も含めて「いいじゃん新城」の番組が一般質問だけじゃなくて、各委員会もすべてリアルタイムにですね、放送したらどうかというふうな意見があったのかどうか。

また、犬山は全部オープンにしておりますので、そういった議論あったのかどうか伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。議会に関する再質疑があるようでありましたけれども、執行部側への質疑とはまた離れているんじゃないかと、このように判断いたしますので、再度質疑をし直してください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、この当局からいただいた報告書の中で、下から3行にあります平成27年9月から平成28年2月まで、毎月1回、計6回にわたり、議員や議会の役割を紹介することができたというふうに書いてございますので、この中でそういった今、僕が言ったオープンなね、話し合い、カメラと言うかね、

入れるということを話し合ったかどうかというだけ聞いております。

○丸山隆弘委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 こちらの今回の議会の仕事につきましては、議員のほうから提案いただいて、市政番組取り入れることが可能かということで相談がございまして、それを踏まえて、議員とこの番組編成会議のときも議員にも入っていただいて進めていった番組でございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、じゃあ着眼点の今後の改善、工夫というところで、ちょっと1点質疑させてもらいますが、議員からこういった話があったよということで6回実現できたって言うんですが、今後そういう形で、議会のほうから予算委員会も「いいじゃん新城」放映してくれないかとか、そういった相談というのは持ちかければ、また検討課題に今後、創意工夫でやっていくという考え方でいいか、伺います。

○丸山隆弘委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 相談をいただければ検討しないわけではございませんので、もしあれば検討させて、議会とも調整させていただきますので、よろしくお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 はい、わかりました。

では、次の質疑に入ります。

2款1項7目、財産管理費、公共施設マネジメント推進事業、ページ数は78ページでございます。

ちょっとこちらの質疑については、9月5日の日に補正のほうをこちらで私、提出してもらいましたが、ちょっと議運のほうで認められなかったもので、取り下げさせていただきます。

次の2款1項9目、企画費、自治基本条例運営事業、ページ数は82ページでございます。

市民自治会議での回数が昨年の13回から5回に減っており、市民まちづくり集会の参加人数も103人と激減し、市長の言われる条例の実効性を担保する役割を担っているとは思われない段階に入っていると考えております。市の認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 市民自治会議の回数につきましては、例年5回程度を計画しておりますが、一昨年度は、新庁舎建設に伴う住民投票が提起され、最終的には地方自治法に基づく住民投票により投票が行われました。

当初は、自治基本条例に基づく住民投票が請求されていたことによりまして、住民投票条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、市民自治会議に市政に係る重要事項の確認について諮問がなされたことにより、これに伴う会議が増加したものであります。

また、市民まちづくり集会の参加数につきましては、自治基本条例に基づく市民まちづくり集会の人数の増減ということで、市民まちづくり集会につきましては、年度により開催の形態が異なっております。

平成26年度は、7組の若者グループが発表を行う形を取っており、発表を行った若者グループの人数を参加者に含めておりました。平成27年度は、このような参加者へのグループプラスがございませんでしたので、その分の人数等が増加していたということが考えられます。

また、条例の実効性を担保することにつきましては、会議等の持ち方により、実施回数、参加人数に変動があるため、数値のみを取り上げ、実効性の担保の有無を考えるべきではないと思いますが、条例に規定する市民主役、参加協働、情報共有によるまちづくりが行われ、世代のリレーができるまちとなるよう、制度の定着、発展に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 まちづくり集会は、年1回は行うという会議でありますので、集会ですので、やはりこれに向けて、いろんな準備あると思うんですが、やはりここでやっぱりしっかり合議体と言うか、市民の声、また皆さんの声を含めて吸収していくという、まちづくりの根幹の集会になりますので、やはりもっと参加者を広く集まってきてもらうという努力は今後、本当に必要ではないかと思いません。

やっぱり私たちの人口4万9千人、8千人という形で、参加者が103人ということだと、やはり本当にまちづくり集会の担保と言うか、実効性というのが本当に問われてくると思います。

そこら辺の人口と、この103人っていう割合については、どのように市として考えているのか。これは着眼点で言います今後の行財政運営についてのどのような改善、工夫がなされるべきであるかという根拠から、ちょっとお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 参加人数もそうですが、参加される方に関しまして、市民まちづくり集会の規定と言いますか、市民まちづくり集会の実行委員会の方の考えから、まず市政にふだん興味のない方、こういう方をいかにこう参加していただくかと。そういうことに着目してやっている部分もあります。

そのことから、先ほど白井委員の質疑にも回答、答弁させていただきましたが、参加者の半数以上が参加するのが初めてだと。そういう事実もあります。

そのことから、この会議の目的、市民の底辺の方に少しでもこう出てきていただきたい。そういう目的は達したものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

2款1項16目、地域自治区費、各地域自治区予算事業、90ページでございます。

事業費は、7千万円に上り、決算額も5,600万円に上ります。

私は、平成26年度予算の質疑で、ある自治区は、教育、保育、幼稚園などの管理予算に使うと言う。本来ならば、一般予算のきちんとした項目を立てて支出しなければならないものがあるが、こういう使い方でのいいのかわかると質疑をいたしました。が、当局は、自由に使える財源だ。問題はないと答弁いただきましたが、その認識に変わりはないのか、改めて伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 前回の質疑に対して、市全体の予算では、公共性、統一性という視点から、地域が必要であると認識されたものであっても優先度が低くなってしまう場合があります。このような事例に対して、地域で考えていただくことによって、早期に必要な事業と判断し、取り組んでいただくことは、地域自治区制度において可能であると回答をさせていただきました。

このお答えした内容についての認識は、何ら変わっているものではありません。

なお、地域協議会においては、先ほどもちょっとお話ししましたが、自治区予算を計画的かつ合理的に使っていくために地域計画をつくっていくという動きが出てきております。地域のまちづくりの方向性がぶれずに継続されるよう、地域協議会では話し合いの内容が深化しているところです。

事務局としては、こうした思いが具体化できるようにサポートしていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 何ら変わることはないかと

いう、変わることはないという発言だったと思うんですが、先ほどの山崎委員の質疑では、教育予算のかかわるようなものは教育予算ですべきだというふうな発言があったと思うんですが、その点との整合性はどうなんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 そのような御回答の仕方を、そういう御理解をされたのなら、改めていただきたいのですが、今お話ししましたように、地域で早期に必要な解決をしなきゃいけない問題であるという形のものであれば、それを取り組んでいただくことは可能ということをお願いをしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、ちょっと再度確認ですが、ここに保育所整備事業に千郷中こども園空調設備費工事、あと八名こども園空調設備工事っていうのあるんですが、これらはそういった保育整備事業のそういった自治区費ではなくて、市のほうからの一般予算から出すということは間に合わなかったという理解でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 今までもお話をさせていただいておりますけども、所管課のほうでは、そうした取り組みを進めていきたいというふうに考えている中で、地域の方々が、やはり未満児さんとか、そうした小さなお子様、体温調節がしっかりいかないようなお子様がいる中で、その対応を、地域にとって子供が大事だと。その対応をしていったらどうだろうかというような判断を皆で協議をした上で決めてきた。その結果がその事業でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 もう1点ちょっとお聞きしたいんですが、例えばもう本当に早くやってほしいっていう地域の要望に沿っての予算づけだよというお話だったと思うんですが、そ

ういう形でだったら、ある地域でこう悪臭で困ってると。この悪臭で地域で解決するために、こう臭気の機械を買うとか、そういったことでも地域が決めれば使えるということで認識はよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 今お話があった内容、悪臭については、市役所の中で担当部局が決まっております。

担当部局が決まって、臭気の簡易測定器がありますので、そうした物を共同で使うことをまず一義的に考えていただき、調整が可能かどうかということをもまず考えていただきたいというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 地域で喫緊の課題だっているところで使っていていいよという話ですけど、臭気についてはそういう担当課があるので、貸し借りはちょっとできないっていう話ですけど、そのときには環境課に相談して臭気をはかってもらうという対応を、ここは特別やるということでしょうか。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 機械を持っていてですね、それを扱えるスタッフがいますので、そうしたことに关しては、そこで対応がまずできるのではないかと。一緒にそれをチェックするなどをしたことのほうが測定値に対しての見識の一致という部分も生まれて、誤解がなくなるのではないかなというふうに思いますけれども。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入ります。

2款1項18目、地域住民生活等緊急支援事業費、プレミアム付商品券事業、ページ数は96ページです。

本市では、換金総額に対して大型規模の店舗の換金総額が半分を占め、果たしてこの事業が地域経済の活性化につながったのか、市

の評価を伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 プレミアムつき商品券事業による効果といたしまして、20%のプレミアムを付加した商品券により、1億1,978万6千円が市内で消費されたという直接効果があるとともに、アンケート結果からの消費波及効果といたしまして、商品券での支払いを契機とした追加支出は、4,746万4千円と推計されました。

総換金額から大規模店と中小規模店の換金比率を見ますと、大規模店が42%、中小規模店が58%であり、前回、平成21年度に実施した「ど！いいじゃん商品券」事業における大規模店比率46%よりも大規模店に偏ることなく、広く利用され、市内の消費喚起、消費拡大による地域経済の活性化に貢献したと思われれます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入ります。

地域住民生活等緊急支援事業で、地域プランニング事業。

税金で視察した以上、視察報告書を発行すべきだと思いますが、その有無を確認し、報告会を行ったのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 西村自治振興課長。

○西村仁志自治振興課長 地域プランニング事業により、昨年11月に岡山県津山市阿波地区と岐阜県恵那市に協議会委員延べ34名で訪問をいたしました。

視察後、参加者により勉強会を実施し、意見交換会を行ったところ、地域リーダーの発掘と育成が必要である。女性の力をどのように取り入れていくのが課題。地域の将来像を描いて、計画的に検討、実施していくことが必要など、多くの意見が出され、収穫があったと認識をしているところでございます。

この視察及び勉強会の内容につきましては、地域協議会だより等によって地域の皆様に報

告をさせていただいておりますけれども、詳細はことしの3月に開催しました新城市自治基本条例施行3周年記念フォーラムの中でも展示報告をさせていただいているところです。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入ります。

2款2項2目、賦課徴収費、市税等収納強化事業、102ページです。

市は、迅速な徴収事務を行うことができたという評価しておりますが、市民と徴収嘱託員との間にトラブルなどはなかったかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 徴収嘱託員は、滞納額30万円以下の滞納者を対象に、臨戸徴収を行っています。

平成27年度は、年間3,800件、臨戸徴収を行い、3,817万円徴収しました。

前年度と比較し、徴収額は1,129万6千円増加しましたので、この徴収事業は効果が上がっていると思うものと考えています。

徴収嘱託員との間にトラブルはなかったかどうかとの御質疑ですが、嘱託員が臨戸訪問にしたことに対する苦情はありましたが、他にトラブルはありませんでした。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑に入りたいと思います。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業、104ページ。

本市の人口に対する申請割合は、6.8%との実績だが、余りにも低いのではないかと。私は議会で再三中止を求めてきたが、現時点での市の評価を伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 個人番号カード交付事業につきまして、申請割合が低いとの御指摘ですが、平成27年度一般会計決算認定の質疑ですので、現時点での評価を問われましても、

御答弁いたしかねます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私自身は、聞いたのはですね、議員必携の決算審査の着眼点の中で、今後の行政運営にとってどのような改善、工夫がされているのか、されていないのか、そういったことを聞きたいんですが、どうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。決算の通告、議題外にわたる中身にもふれておられますので、再度確認の上、質疑を行っていただきたいと思えます。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、問うてるのは、現時点での評価を伺うというふうに書いてあるんですけど、それは、決算は評価をして、今後改善、工夫がなされるべきかということを知りたいというふうなルールでありますので、そのことを聞いております。何ら範囲越えてないと思えます。

○丸山隆弘委員長 平成27年度決算に基づいて質疑を行ってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議事進行をお願いします。

委員長、議事運営についてお尋ねしたいんですが、私、現時点での評価を伺うというのは、申請割合の中での実績を、この決算認定を行って、今後どういうふうにかかすのか、かかさないのか、それを聞きたいんですが、どういう理由なのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 それでは、済みません、3月31日現在ということで御回答させていただきましても、個人番号カードにつきましては、平成28年1月に国の発行業務が始まったばかりでございます。この段階です、市が評価できるものではないと考えております。

今後の生かし方ということなんですけれども、カードにつきましては、済みません、1

月以降ですね、どのように利用していくのか、まだ不明確な状態ではありますけれども、制度が進む中で、個人番号を示さなければならぬ機会がふえてきております。

また、通知カードと本人確認書類の2点を提示する不便さを考えると、1枚で個人番号と本人確認ができる個人番号カードの需要もふえていくものと想定されます。

これからですね、申請についてはふえていくものととらえ、市民のニーズや国の制度の推進に敏感に対応しながら普及啓発をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こうやって質疑ができるわけなんですけど、私が聞いたかったのは、もっと申請の割合をこう幅広くこう訴えかけると言うか、広報に載せるとか、ビラ、チラシをつくるとか、そういう形でもっと申請率を上げてほしいというふうなところから、考えたことはないのかということなんです、そういった広報で話をしていくというふうなことは、庁内で今後の改善、工夫で、着眼点の方向の視点で審議されたのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 長屋市民課長。

○長屋靖子市民課長 まだ今のところはですね、普及啓発につきまして、何らしたことはございませんが、今後ですね、制度を考えつつ、普及啓発にも努めていけるものと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

7番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 2款1項1目、一般管理費、高等教育機関運営支援事業、72ページをお願いします。

穂の香看護専門学校運営協議会の活動実績と支援実績をお伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 済みません、滝川健司委員の答弁の前にはですね、先ほど柴田賢治郎委員の空き家バンクの契約の内容についての答弁で、一部訂正をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 許可します。

○加藤千明企画政策課長 空き家バンクの契約の説明のときにですね、買い主が決まってから売り主と買い主の契約に土地家屋調査士が間に入るっていうふうに私、言ったのですが、宅地建物取引士に訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、滝川健司委員の穂の香専門学校の活動実績、支援実績について説明させていただきます。

穂の香看護専門学校運営協議会の活動実績につきましては、平成27年6月及び平成28年2月に、運営協議会を開催いたしました。

運営協議会では、学生募集や学校のPRの方法、チラシの作成、地元高校へのPR、新東名新城インターチェンジ開通の利便性をアピールしたPRの方法など、意見交換が行われました。

また、穂の香看護専門学校のオープンキャンパスや学園祭、宣誓式等に地域の方や運営協議会委員が参加したり、地区の文化祭に穂の香看護専門学校が参加するなど、学校と地域、運営協議会との連携が図られました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 協議会が2回開催されて、支援内容を話し合われたってことですが、実際に会議の内容がどういった形で支援の形であらわれたの、会議以外、要するに会議2回はわかりました。じゃあその会議を踏まえて、会議以外の支援活動というのは、どういう支援を実際にやられたのか。その会議の内容がどういうふうに反映されたのか、その辺はいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 会議についてなんですけれども、まず会議のほうにはですね、地元の高校、新城東高校と新城高校と黄柳野高校の先生にも出ていただいております。

昨年度の実績としましては、新城東高校から生徒さんが行くようになりました。

今回のこの支援というのは、金銭的な支援は、この企画政策課が扱ってる事業の中にはありません。こうした運営協議会を開催して、地元と、運営協議会の中には地元の区長さんだとか、そういった方々も入ってるんですけれども、地域の活動、地域活動を生徒さんと一緒にやろうとか、そういったことを話合ってます。

今回、新東名ができたことによって、PRでですね、新東名を使って早く来れるだとか、いろんなことをPRの中に、穂の香専門学校のPRに入れたらどうかだとかですね、あと穂の香専門学校がもう少し見えるように、周りの木を切ってみたらどうだとか、あと学校の施設、体育館を使って、あいてるときに使って、地元の人でも有効活用できるような、そういったような施設として穂の香学園を使っていってはどうかとか、そういったようなことが行われ、実行されました。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 地元の方や関係者が、高校生が地域活動に携わるって言うか、地域活動で支援していくって言うような形だと思います。

以前の大谷大学のときは、なかなか地域との連携が見えなかったし、そういった反省点も踏まえて、こういった活動を充実させていただいてると思いますが、今の状況ですと、確かに話を聞くと、しっかり支援しているように見えるんですけども、それが一般の市民や、その関係地域以外の人たちにそれはちゃんと伝わっているのか、ちょっと関心が薄れているんじゃないかっていうようなことを危

惧するわけですが、そういった意味で、もう少しその開学当時の関心が少し薄れてるし、これで1期生がこれで試験を受けるような状況になるわけですので、そこでやっぱり重要な時期を迎えているという意味で、やっぱりもう少し市民全体、市全体でこれを支援していくような体制を、ただ会議2回ばかりやって、その内容を反映して活動してますじゃなくて、もう少し市全体で盛り上げていけるようなことを考えていたり、市民に関心を促していくような活動をすべきではないかと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 ありがとうございます。今後ですね、ほのか、広報のほのかとかですね、もう少し新城の市民の方みんなにですね、この活動だとか、穂の香の状況だとか、そういったものを知っていただけるようなものをやりたいというふうに考えてます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ぜひそうしていただきたいと思いますが、1点ちょっと事業の中身の部分についてお伺いしたいと思うんですけど、33万9千円の決算なんですけど、主なものが報償費の6万円と保険料の26万1千円っていう、ほとんどが保険料なんですけど、この保険料っていうのはどういう保険をどういう形で何が支援につながったのか、その辺についてお願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 保険料につきましては、穂の香のですね、建物総合損害共済保険であります。建物の保険であります。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 保険料が支援につながってるのか、よくわかりませんが、事業費のほとんどが保険料と報償費だということですので、ちょっと事業名と支援の使い道っていうので行くと、ちょっといかがなものかと思

ますけども、その辺を事業名ちゃんと分けるなら分けて、必要な保険料は保険料として計上する。こういった目的の保険料なのか、その辺をやっぱりはっきりすべきではないでしょうか。

支援活動、支援事業としては、先ほど答弁いただいたような内容に必要な予算、決算が見えるような形にすべきだと私は思いますけど、その辺についての見解をお願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 予算組みなんですけども、この名前でやらさせていただきます、実際、一番多いのは報償費ということで、運営協議会の中で委員さんに皆さんから意見をいただいておりますということで、この名前はついてるんですけども、今後はですね、またそういう御指摘がありましたので、検討のほうさせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員、よろしいですか。

松本企画部長。

○松本博也企画部長 先ほど、白井委員の質疑にお答えしまして、2款の新城まちなみ情報センター管理事業の中で、情報システム課長から、管理経費の削減額について、前年度対比で5万6千円減額というふうにお答えさせていただきましたが、正しくは6万5千円減額の誤りでしたので、訂正させていただきます。

○丸山隆弘委員長 ただいまの企画部長からの発言訂正につきましては、委員長において許可をいたします。

以上で、滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了いたします。

ここで、説明員入れかえのため、しばらく

休憩をいたします。

休憩 午後 1 時41分

再開 午後 1 時44分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 3款3項1目児童福祉総務費、ファミリーサポート事業、124ページになりますが、実績等、見ていきますと、ファミリーサポート事業は今後必要になってくるだろうという認識は持っておりますし、厚生文教としてもですね、ファミリーサポート事業の先進地への視察も行ってきているというような情報も頭に残っておったわけですが、この数字から見ていくとですね、まだまだファミリーサポート事業は広がっていないのかなと。予算的な問題も当然ありますけども、これは今後広がっていくだろうと思って見ている事業なんですけど、この実績から見てみたときに、どのような対応が足りないかと判断しているのか。そのためにどのようにすべきか、検討した点があれば、お伺いいたします。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 ファミリーサポート事業につきましては、それまで任意の市民団体活動であったところを子ども・子育て支援事業計画に位置づけ、昨年度から市が設置者となり、運営費を確保した上で、市民団体に委託しております。

その結果として、運営体制の強化と預かりの安全面の強化が図られ、安全及び預かりの質の向上を図る研修や子育て支援活動、会員拡大活動など、延べ18回実施され、活動全般が活性しております。

一方で、昨年度の利用実績としましては、託児や児童の送迎など、182件であり、一昨年と比較し、5件の増加にとどまっています。

その原因としましては、こども園で実施している一時保育を3歳未満児が利用した場合、1日6.5時間の預かりで2,100円であるのに対し、ファミリーサポートを利用した場合は、時間単価700円に6.5時間を乗じた4,450円となり、1日当たりの利用料にほぼ2倍の違いがあることや預かりの時間単価がパートタイムで働く場合の時間単価と余り違いがないことなどが子育て世代にとって経済的な負担が重く感じられるためであると推測しています。

また、病児・病後児保育につきましては、問い合わせなどの状況から、潜在的なニーズはあるものの、保護者として子供をみずから看病したい思いや利用者の利用料の負担から、利用実績が1件のみとなっています。

さらに、地域により、子供を預かる側である援助会員が少ないことなども利用実績が伸びない原因の1つと考えています。

以上のことが、御質疑にあります対応が足りないかと判断している部分であり、対応を検討した点につきましては、今年度が子ども・子育て支援事業計画の中間年に当たるため、子ども子育て会議において、事業の検証と中間見直しを行ってまいりますので、その中で利用料助成の検討、病児・病後児保育に対応できる援助会員の育成及び預かり先の検討、援助会員の拡大の検討を行っていきたくと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、4款1項1目保健総務費、看護師修学資金貸付事業でございます。ページ数は138でございます。

前年度決算額より大幅な伸びを示しております。市内外の生徒に対する貸し付け状況と学年別はということでございます。よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 平成27年度の貸与者は、全員、穂の香看護専門学校の学生で、2年生が5人、1年生が4人の計9人です。両学年とも市外からの学生は2人です。

平成27年度は2学年分の貸与を行ったため、平成26年度に比べ、貸与額がふえております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 当初予算がですね、確か倍、960万円ほど予定がしておったと思うんですけども、意外と申し込み者が少ないなという形なんですけども、今2年生と1年生で合計9名ということなんですけども、今回これで平成26年、平成27年に3カ年目に入っておると思うんですね。

学校長も毎年かわってるような状況で、非常にちょっと心配もしておるんですけども、この修学資金の貸与と言うか、受けてる方の中に、例えば3年間で少ないとは思うんですけども、退学者とか進級停止とか、そういう、対象者の中にはそういう学生はいたかいなかったか、お願ひいたします。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 貸与者の中に途中で貸与が取りやめになったと言いますか、中止になった方がいるかという件ですが、1年目ですね、現在の3年生に当たる学生さんにつきまして、平成26年度に1人、平成27年度に1人、それぞれ個人の御都合によりまして、御辞退された方がいらっしゃいます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 これは質疑になるかなと。このような方々に対しては、当然、貸与譲与と言うか、支給の段階の契約って言うか、そういう状況の中で、返還っていうのが当然来るとは思いますけども、その辺はどのように取

り扱っておりますか。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 お二人とも個人の御都合で、申し出によりまして御辞退されてますので、それぞれ既に返納のほうをしていただいております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 4款1項2目保健事業費、保健事業、138ページについて質疑いたします。

実績を見ていきますと、健康教育とか健康相談、健康手帳交付、このあたりは目標がどうかという問題はあるんですが、目的を達成してる、あるいは超過してるということだと思います。

しかし、健康ひろばという取り組みを見ていきますと、非常に参加が少ないと思われま

す。この違いを見ていきますと、健康教育、健康相談というのは、老人クラブに出かけたり、地区の公民館などに出かけたり、小中学校に出かけたりという、具体的な対象目標を明確にして行っている結果かなと思います。

健康ひろばというのは、消防防災センターで行われ、新城健康づくり21計画の推進という目的に基づいて行われていると思いますが、これは特定の人たちを目的にして開催するというより、家族連れとも書いてありますが、市民全般を目標にですね、対象に行う企画だったと思います。

結局、健康という問題に対して、意識してもらおうという取り組みというのは、まだまだ広がっていないということで、健康にある意味気をつけている家族、あるいは市民の皆さんが健康ひろばに集まっている傾向が強いのかなと、そのように感じます。

前から、これは議論もしたことあるんですが、健康という問題、なかなか病気にならな

いと健康は意識しないということもよくいわれていますが、平成27年度の事業を見てみたときに、市民の健康をどのように守っていくかという点で、今、言いました健康ひろばの取り組み、あるいは各小中学校へ行く健康の取り組みですね、この違いの中で、新城市民の健康を守るために、今後どうすべきなのかという、そんな検討をされたのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 健康ひろばにつきましては、以前は健康まつりとして、地域文化広場、勤労青少年ホームで開催しておりました。

平成13年に新城保健センターができてから、平成25年度まで、新城保健センターを会場に実施していましたが、参加者の固定化と若い方の参加が少ないという状況でしたので、平成26年度から、子供連れ若い御家族の参加が多く見込まれる「しんしろ消防防災フェスタ」の会場内で開催することとしました。

平成27年度は、9月27日の日曜日に、消防防災センターの2階で「しんしろ消防防災フェスタ」と同時に開催しております。

内容としましては、血管年齢や肺年齢などの測定、頭痛、肩こり予防体操などを行い、延べ450人ほどの参加がありました。当日回収したアンケートでは、40歳未満の方の参加が半数を超える状況でありました。

会場内に子供さんの遊べるスペースを設けるなど、参加しやすい工夫をしたこともよかったかと思えます。

参加された若い家族の方も、健康に関心を持っていただける機会になったと考えております。

開催のPRにつきましては、防災フェスタのチラシの中に、健康ひろばの同時開催を記載していただき、市内各行政区において、回覧による周知をお願いしております。

また、こども園、小学校でのポスターの掲

示とチラシの配布を行いまして、防災行政無線でも開催についてお知らせをしております。

今後も多くの方に来場していただけるように、PRしていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 健康の意識を高めようということで努力をされてるということは認めますが、特定の人たちしか健康という問題に意識が持てないという状況は変わってないように思います。

健康診査というものはやってるにしても、健康診査というのはあくまでも日々の自己管理のもとに病気が出てくる。それを見つけないという結果なんですね。

必要なのは、健康事業で必要なのは、最近いわれています健康寿命をどのように延ばしていくかということになってくると思うんです。その意識を市民にどのように広げていけるかが大事だと思いますが、実績から見ても、特定の人しか、やはり健康という問題についてふれられないという状況は変わっていないのかなというふうに思います。

健康ひろばというのは40歳未満が半数だったと。これ当たり前のことですね。40歳以下が多いっていうのは、子供連れて防災フェスタにも一緒に行こうかという、ついでに健康診査もやろうかというぐらいの意識だと思うんです。

今後必要になるのは、市民が日々、自分の生活習慣を見直しながら、生活習慣病にならないという努力が必要だというふうに思うわけなんです。平成27年の実績から、もう少し分析をすべきだったように思いますが、防災フェスタと一緒にやる健康ひろばへの参加を広げるというレベルの御答弁だけだったんですが、踏み込んだ議論、やはりなかなか健康という問題に市からは接近できない、接触できない人たちに対する対応の方法、これは検討されたことはなかったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 子供さんから高齢者までということで、幅広い年齢層の方に健康に関心を持っていただけるというのは、そういった活動、予防に関する取り組みっていうのも大切かと思えます。

小学校に出向いてですね、早起き、早寝、朝御飯とか、1日の生活のリズムを整える。それから朝食を食べることの大切さを知ってもらうというようなこと。

それから、中学校では、メディアと睡眠の話とか、健康教育を行っております。

市民の方とかですね、若い家族の方に健康に関心を持ってもらうということで、保健師などが出向くときにですね、訪問などに出向くときに、こちらのほうから声をかけ、健康相談とか生活習慣病の話をするということで、顔を見て話をしていく。地道な活動かとは思いますが、そういったことが大切ではないかというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑の内容はですね、新城市が健康相談、健康教育等、各地に出向いていく。そこで接触できる市民、健康ひろば等で接触できる市民、ここにもれる市民が余りにも多いというふうに思ってるんですね。

以前からも、新城市民の皆さんに自分の食生活を含めて、全般を見直すという、そういう機会をつくって、意識的につくっていく必要があるんじゃないかというような議論もしたかと思うんですが、そういう点に対する議論、実際サラリーマンでですね、健康について考えようといったって、なかなか意識しなかったら病気になるまではなかなか考えられない問題だと思うんですね。そういう市民に対しても広げていくというようなことは検討されたのかどうかということをお聞きしました。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 そういった活動も非常

に大切になってきますので、広げる工夫というものを検討して、これから地道だとは思いますが、広めるように、市民の方に健康意識を持っていただくようにしていきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 実績からですね、今後その部分、先ほど言いましたように、今までなかなか接触できなかった人たちに広げていく努力をしていきたいという御答弁と理解しましたが、具体的にどのようにやろうというふうにしたという議論は、先ほど子供、ファミリーサポートでは、具体的な方向も示されましたが、頑張りますというしか結論がなかったのか、踏み込んで議論をされてないのか。それはあくまでも今後の問題だという判断にしたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 松井健康課長。

○松井康浩健康課長 今後踏み込んでいくということでございますが、例えば地域自治区のほうにですね、出向いて、その地区の健康状態と言いますか、生活習慣と言いますか、そういったものをですね、調査していくというような議論はしております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

4款1項8目助産所費、助産所運営事業についてお伺いします。144ページになります。

助産所運営事業は、現時点において、新城市にとって非常に重要な事業だと思っております。新城で唯一出産ができるというような事業ですので、このところに将来的にどのような方向を持っていくのか、重要なことというふうに思っています。

質疑入りますが、平成27年度、何人が出産に利用したのかという点と、職員も経験を重ねてきていると思いますが、実際に現要員でですね、現職員で、どの程度まで出産が可能というような判断していたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 平成7年度の実績ですが、14の方がしんしろ助産所を利用して出産しておられます。

助産所開設時には、年間30人の分娩を想定して、施設や設備等の整備を行っており、総合計画、後期計画の成果指標としましては、分娩件数25件を目標件数としております。

4人の助産師で産前、産後のケアを含めて、出産の支援を行い、出産の際には2人の助産師が聖隷三方原病院の院内助産所まで行って付き添うこと等を考え合わせますと、現在の体制では30人を一応の上限目安と考えております。

済みません、今ちょっとメモが入ったんですけども、最初に申しました平成27年度の実績が14人ということですので、ひょっとして平成7年度というふうに関心されたかもしれませんので、修正のほう、よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 助産所があるという認識がどの程度広がってるか、細かいところまでは、自分としては理解しておりませんが、今の御答弁のようにですね、30人ぐらいいけるんじゃないかという目標に対して、14人というのは、なぜ14人にとどまってしまったのか、どのように分析をされたんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 どこで御出産なされるか、そういったことにつきましては、昨年の事業検討の中でも、お母さん方のお話によりますと、やはりそれぞれの関心事はいろいろありまして、出産において、助産所を選ぶよりも病院を選ばれる方もいらっしゃいますし、医院でもいろんなサービスがいいところを選ぶ方もいらっしゃいますし、その点で行きますと、しんしろ助産所の売りは、本当に助産師がしっかりと寄り添ってケアをする。確かに、しんしろ助産所で産むことはできないものですから、その点の御不便はあり

ますけれども、しんしろ助産所のそういったいいところをわかっていただく。そうした方が選んでいただいて、平成27年度につきましては14の方だったということになりますが、実は今年度はもう少し多くの方が予定をされてるということで、少しずつ評判と言いますか、内容についての理解が進みながら、信用を得て利用者がふえていくのではないかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今後のことも御答弁していただいたんですが、平成27年度においては、一番の大きな判断というのは、まだ助産所での安心した出産というものが理解されていないんじゃないかというのが一番の分析結果というふうに考えたらいいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 ほかの豊川にしても豊橋にしましても、聖隷の三方原病院にしましても、助産所で出産をしていただくというような移行をしてきたのは最近のことですし、そうしたところの実績なども少しずつ評価されながらふえていく。平成27年度につきましては、その過程であったのかなというふうに感じております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

4款1項9目環境衛生費、エコガバナンス推進事業、146になります。

なかなかちょっとわかりにくい事業だなどという思いもあるんですが、実際に環境政策に、新城の環境政策にどのように反映しているのか。反映していたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 エコガバナンス推進事業は、総合計画の基本戦略の1つであります環境首都創造の実現を目指す行動の指針となる環境基本計画の策定や環境評価など、環境に基軸を置いた持続可能な市民社会の確立へ取り組みを進め、さまざまな関係者から

情報収集を行い、連携を構築していく事業で
ございます。

具体的には、環境審議会、産業廃棄物等対
策委員会の開催、市内事業所との環境法令の
周知やコミュニケーションを図るなどを目的
で開催するISO14001認証取得事業所等連
絡会議の開催、環境目標、主な事業のヒアリ
ングでの環境視点評価などを実施しており
ます。

環境政策への反映でございますが、環境基
本計画に基づき、エコアクション、エコオフ
イス、エコイノベーションの各事業を実施し
ており、平成27年度のISO14001認証取得
事業所等連絡会議の企業の中から、年末年始
のコンセントオブ運動やエコフェスタへの参
加につながっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 2問目、質疑しますが、環
境基本計画と、新城の環境政策の基本をここ
でつくっていくということかなというふうに
思うんですが、最近ですね、一時期、地球温
暖化という言葉もよく聞かれたんですが、余
り地球温暖化ということが新城市政の中でも
言われなくなった、市民にも言われなくなっ
たような印象を持っているわけなんです、
計画、基本計画に基づいて何が行われてるっ
ていう、市民の周知、市民への周知、ここが
弱くなっているのではないのかというにも思
うわけですが、エコガバナンス推進事業で、
恐らく新城市民の方たちの中で、エコガバナ
ンス、あの事業だねという認識は広がってい
なかったのではないかとというふうに思います。
それが違っておれば、そうではないというふ
うに示していただければいいんですが、エコ
ガバナンス事業ということで、新城市が、担
当課が基本計画で新城市の環境になっている
んだという思いで、市民の意識との乖離、意
識との温度差が生じてるのではないかという
ような気もするんですが、市民への周知、エ

コガバナンス事業というものに対して、どの
ように周知してきたのか。もう少し具体的に
ですね、市民との接点というところでお伺い
したいと思います。

○丸山隆弘委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 委員も御承知のと
おり、エコガバナンス事業はなかなかわかり
にくい事業でございまして、こちらのほうで
もですね、情報収集、関係者からの情報収集
や連携を構築していく事業でございまして、
なかなか市民の方へ平成27年度でもそういう
会議は行われておりませんので、あれなんで
すが、新しい事業といたしましてエコアクシ
ョン事業の推進事業の中で、この環境基本計
画のビジョンを具体化するための行動計画、
新城アジェンダ21の推進のためにですね、新
城アジェンダ21市民会議を昨年度立ち上げて
おります。

そういう事業を進めておりますので、なか
なかそれが市民に浸透しないというのは事実
でございますが、今後はそういう面も含めま
して、PRに努めていきたいと考えておりま
すが、ほかのエコイノベーションとかですね、
再生エネルギーというような形で、今までも
市民を含めた、そういう会議とか、講習会と
か、参加するようなイベントを設けておりま
すが、そういう状況で、なかなかエコガバナ
ンスというのが浸透していないのかなという
のも認識しておりますので、今後はそういう
面も含めまして、浸透を深めたいと考えてお
ります。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 わかりにくいっていうのは、
理念だとわかりにくい部分が多いかと思うん
ですね。わかりやすくするためには、地球温
暖化で何々費何%削減とかですね、市民と行
政と一緒に何か具体的な数字を求めていくと
いう、そういう目標を出したほうがわかりや
すくなりますし、市民としても協力しやす
くなると思うんですが、具体的な目標値を、市

民の人がああそれだったらわかる。自分何していかよくわかるねという、そういうような努力目標がわかるような指標を出したほうがよかったのではないかと思うんですが、その点については、今後の政策にはどのように反映しようとしているのか、検討したことがあるのか、検討しているのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 エコガバナンス推進事業ということで、もっと具体的にわかりやすくということで、何か市民に目標値とか数値目標というようなことだと思んですが、ちょっと現在のところ、それをまだ検討しておりませんので、今後検討して、新しい形の、そういう目標を提示していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

4款2項2目廃棄物収集処理費、廃棄物減量化・資源再利用推進事業、152ページになります。

なかなかごみが減らないという状況になっているのかと思いますが、減量化のために何が足りないと。今後にどのような教訓を残したのか、検討の状況をお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 可燃ごみ収集量がふえたのは、うるう年の関係で、平成27年度が366日と、平成26年度と比べて1日多いことも理由の1つと考えております。

ただ、ほかには家庭からの可燃ごみが、ここ数年、横ばいの傾向であることから、御指摘のように、減量化のためには、市民への啓発を継続して行う必要性を感じております。

クリーンセンターに持ち込まれた可燃ごみの質を分析しますと、紙類が3割ほどあります。広報ほのか9月号にも掲載しましたが、紙類は可燃ごみではなく、リサイクルできる資源として、今後も引き続き、市民の皆様

呼びかけてまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 減量化の意識っていうのは、ある程度行き渡ったのかなというふうに思っています。

紙類が多いと。紙類の減量化によって可燃ごみ減るというようなことも、もうずっと言い続けてきたと思うんですね。

今の分析ですと、恐らく横ばい状態、変わらないというふうに思います。

どう減らすかということになってきますと、本当に減らさんとだめだよというような検討をしておかないと、恐らく変わらないだろうと。減らしたい、減らそうとしている人の市民の意識と、とにかく袋入れれば自分の周りから消えちゃうしという人と、いろんな人が当然存在していると思いますが、いや、袋入れたらもうそれで済むんだという人をいかに減らすかしかないと思うんですね。その人たちへの意識改革って言いますか、勉強会をやっても、恐らく意識ある人は来るけど、意識ない人は来ないというのも当然だと思うんですが、もうこれからの減量化っていうのはかなり厳しくなってくると思うんです。

財政的な問題から見ても、ごみの減量化で少しでもクリーンセンターの寿命化を図ること必要になると思いますので、先ほどの分析をもう一步進めてですね、宣伝をします。環境課としても、今まで言ってきたこと言い続けますでは、もう何ともならないのではないかと思います。

一步進めて減量化のために具体的に市民へのアプローチの仕方、PRの仕方、これを変えるということを検討すべき時期が来たように思いますが、どのように今後されていくのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 今後の展開ということでありますが、今、取り組みとしましてはですね、クリーンセンターのほうに子供

たち、環境教育を初め、小学校4年生の子たちが見学に来ます。そのときに一番考えてもらうってということで、私は極力あいさつするときには言うんですが、なぜクリーンセンターはごみを燃やさないといけないのかっていう、そのものでありまして、ごみを減らすにはどうしたらいいかということ、みずから考えていただくような何かヒントになればということで、見学をしていただきたいという思いで行っております。

そうしたものが子供たちが大きくなるにつれて親になると。それから、その子供から親に、そういった紙ごみをごみ袋に入れちゃいけないよというようなことを言ってもらったりとか、そういったことを子供から親に、親からまた広がっていくという形で浸透していきたいなと思っているんですが、委員が言うように何か1つほかにもう少しそういった呼びかけではなくてということと言われるのは、今後何か抜本的な対策みたいなものは、情報収集して検討を考えていきたいなと思っております。

○丸山隆弘委員長 川窪こども未来課長。

○川窪正典こども未来課長 先ほど白井委員から御質問いただいたファミリーサポート事業の答弁の中で1カ所、金額に誤りがございましたので、訂正をよろしく願います。

ファミリーサポートを1日6.5時間利用した場合ですが、4,550円が正しい金額になります。それを4,450円と読んでしまいましたので、訂正のほど、よろしく願います。申しわけありませんでした。

○丸山隆弘委員長 ただいまのこども未来課長からの発言訂正については、委員長において許可をいたします。

白井倫啓委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出4款1項7目、訪問看護費、訪問看護事業、144ページです。

1、目標値が2,700件、平成26年度実績値が2,773件、平成27年度実績値が3,924件と、数値が大幅に上がった理由を伺います。

2番、職員の労働環境に無理がなかったか、伺います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 それでは、1点目の数値が大幅に上がった理由でございますが、本市は平成26年度から県の地域包括ケアモデル事業、訪問看護ステーションモデルに取り組んでおり、それにより在宅医療と介護にかかわる多職種連携が進み、広報紙等で市民周知に努めた結果、訪問看護ステーションについての理解が進み、それにより利用者が増加したものと考えております。

2点目の職員の労働環境に無理がなかったかについてですが、事務所のある鳳来保健センターと利用者の多くが住んでいる新城地区とを往復する運転用務が本来の看護業務に制約や負担をかけていましたので、夜間診療所を昼休憩に利用できるようにして、訪問時間に余裕を持たせ、また運転に係る負担の軽減を図っております。

その他、平成28年1月から、臨時看護師1人を増員するなど、その都度、職員の労働環境に配慮した対応を行っております。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑は終わりました。

次の質疑に入ってください。

小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、4款1項8目、助産所費、助産所運営事業、144ページです。

1、平成24年度は22件の出産件数であったが、平成27年度は14件と、助産所で扱った出産件数が減少してきているが、理由を伺う。

2、利用者増のための施策と助産師からの意見はあったか、伺う。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 平成27年度が14件ということで、出産件数が減少してきて

いるというような理由ということですが、しんしろ助産所を利用しての出産件数は、年度ごとに増減があり、減少傾向にあるとは思っておりません。実際、平成28年度、今年度ですが、既に出産した方と今後、年度内に予定されている方は、現時点で20人いらっしゃいます。

2点目の利用者増のための施策等、助産師からの意見はあったかということですが、しんしろ助産所の運営につきましては、事務と助産師とで意見交換しながら進めておりますが、核家族化、晩婚化、出産年齢の高齢化が進む中で、育児における家族のサポート力が弱まっていることから、産後ケアに力を入れていくことを考えており、最近では特に母乳育児ケアに取り組んでおります。

○丸山隆弘委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

4款1項7目、訪問看護費、訪問看護事業。訪問回数が約4,000件に到達しつつあります。目標値は2,700。この目標値を大きく上回っております。職員の増員や自動車などの現場の行動範囲を考慮しますと、設備のグレードを上げていく必要があるのではないか、認識を伺います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 設備のグレードを上げていく必要があるのではないかということですが、この設備のグレードということが補正のときにありました軽自動車を普通車にというようなお話といたしましたら、使い勝手ということで軽自動車で行くという方針が変わりませんが、実際に平成27年度に訪問看護師が使用する車を更新した際には、地図ナビゲーションシステムを装備して、利用者宅の探索が容易となるような配慮をしております。

また、事業は異なりますが、平成26年度からICTシステムを導入し、訪問時は看護師がタブレットを携行し、患者情報の登録や確認、主治医との連絡等に活用するなど、設備面での業務支援に取り組んでおります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 軽自動車で行うというふうなことの回答と、あとナビをつけましたよと。あとICTシステムを入れてということで、円滑に情報交換していくという状況だと思います。

軽自動車にするというのも、話を聞きますと、車検が来る前にこわれてしまったという話も聞かしまして、どういう状況で働いてるかということで、ちょっと市の出した報告書のほう読ませていただきますが、在宅で療養を希望される方で、主治医が訪問看護の必要性を認めた方に対し、看護師が自宅に訪問して看護サービスを提供する。市民病院に加えて、開業医等の関係も深まり、利用者の増加が見られた。訪問実績も増加傾向にある。事業実績に当たっては、ケアマネジャーを初めとする関係機関との連携を深め、利用者本意のサービス提供を心がけておりますと。

ここから聞いてほしいんですが、営業時間は、平日の午前8時半から午後5時15分となっているが、利用者への、方への対応については、電話等により、24時間、365日、連絡がとれる体制を取り、必要に応じて適切な対応ができる体制となっておりますというふうに書いてます。

お話を聞きますと、1日、移動距離が50キロ以上も、近くも車で移動するというお話も聞いております。

お昼は、そういうことで中間地点の市民病院の横の施設を使って休憩を取ってるということですが、やはり新城市は愛知県下でも2番目に広い面積を持ちまして、作手から鳳来、新城ということで、本当に移動距離が大変でございます。

やはり市民サービスを向上していくっていうのは本当に大事なことでありますけど、やはりそこで働く労働者、まして看護師さんの労働条件、また負担軽減、労働の負担軽減っていうのは本当に一方で同じぐらいウェートを占めて考慮していくということが大事だと思います。

そういったことで、考慮をね、していくというお話であったと思いますが、今後の、議員必携の着眼点でもお伺いしますが、今後のね、改善、工夫としてですけど、軽自動車を買うという現場の声もわかるんですが、そこも含めて、負担軽減の運転のちょっとでもね、運転のこの負担を軽くするっていうことは、この365日ですので、やはり同じぐらいウェートを占めて対策を練らないといけないと思いますので、そういったことで小型のね、普通車とか、そんなパワフルな、ちょっと楽な、運転が楽なグレード、設備っていうことも今後、改善点として考慮に入れるかどうか、ちょっと伺います。

○丸山隆弘委員長 滝川地域医療支援室長。

○滝川昭彦地域医療支援室長 補正のときの御答弁でもさせていただきましたが、なんにしましても、車両の検討の中で、こちらからどうしても普通車にきなさいというふうな指示をできるだけのは持っておりません。なんにしましては、訪問看護師さんが一番使い勝手がよくて安心して運転ができる車両を選ぶと、軽自動車ということになっていくというのが現状であります。

今後いろいろ訪問看護師の方たちと状況がもし変わってですね、そうした要望があればですね、そのような対応もあり得るのかもしれませんが、現状、皆さん軽自動車が一番いいというふうにおっしゃってらっしゃいますので、そういうふうにしたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今後の検討課題だよという

ことで、お話があったと思います。

それでは、次の質疑に入らせていただきます。

4款1項9目、環境衛生費、自動車用充電設備管理事業、148ページ。

目標値に対する実績値が約10倍になってございます。市はこの傾向をどのように分析し、高速充電器の設置について、今後どのように考えるか、伺います。

○丸山隆弘委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 自動車用充電設備管理事業につきましては、現在、もつくる新城と、つくで手作り村に普通充電設備と急速充電設備をそれぞれ設置し、鳳来三河三石に普通充電設備を設置し、管理しております。

主要事業成果報告書において、急速充電設備の使用回数の目標値120回に対し、実績値が939回となっておりますが、目標値は平成27年度が充電設備設置の初年度に当たり、月10回程度を想定し、年間120回を目標としておりました。

939回の実績値の分析でございますが、約73%がもつくる新城での利用でございます。

月別の多い順では、新東名のインターチェンジが開通した3月と2月、次にゴールデンウイークの5月、行楽シーズンの11月が多い順でございます。

月の内訳では、土曜日、日曜日の利用が多いというような状況になっております。

急速充電器の今後の設置ですが、新庁舎の建設後、新庁舎の駐車場整備にあわせて充電器設備の整備を計画しております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やはりこれから温暖化対策、またガソリンとか、そういったので排気ガスがね、出ないようにということで、前年度は実績値9回だったのが今回は939回という形にも括弧書きで書いてありますので、本当に電気自動車が大事になってくるのかなという

ふうにございますが、そこでちょっと1点伺いますが、鳳来のほうの三河三石のほうの急速充電器がございません。普通充電器が1基だけだということなんです、電気自動車っていうのは坂道だとか上り坂だと、急激に電気を使って消耗するっていう特性がございます。

もっくる新城、つくで村っていうには急速充電器あって、これ30分で充電、ほぼ8割できるんですが、ここで鳳来にあったほうがいいっていう声もあるんです。

それは、鳳来から奥に行く、浜松とか行くとき、また鳳来の奥に、以北に行くときには、やっぱり山道を通らないといけないもんですから、やっぱり中間地点でここに急速充電器があると、新城、また奥三河、また浜松のほうにと足が伸ばせられるという状況のマッチングができると思いますが、そういったことは今後の改善、工夫、着眼点の点からいって議論されているのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 尾澤環境政策課長。

○尾澤潤三環境政策課長 今後の設置については、三河三石については普通充電器を設備しておりまして、1台だけという形でございます。

利用状況を見ましても、それほど数が出ておりませんので、現状的には、今後については新庁舎に1台、急速充電器と普通充電器と1台の計画を持っております。

現在のところ、まだ全体的な普及と、箇所の普及と言うですかね、市のほうでの普及以外に民間での普及も考えられますので、そういう全体の普及の状況を見ながらですね、また今後整備を考えていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 普通の充電器で余り利用がないというのは、普通の充電器だと4時間、満充電で4時間、8時間ぐらいかかるもんですから、もうなかなかもう使いたくないと。

30分の急速充電器があるからこそ、30分だけ休憩してやるというふうなことが、もう特質上ありますので、そういった検討でしていただければなと思っております。

次の質疑に入りたいと思います。

4款3項1目、公害対策費、一般公害対策事業、156ページでございます。

住民自治の発展の立場から、悪臭及び水質汚濁の調査に、市民の立ち会い、または市民が取得した器具による調査を加えるべきだと考えるが、伺います。市の測定地点と回数が少ないためでございます。

成果報告書には、南部企業団地に産業廃棄物に伴う、懸念される悪臭及び水質汚濁に対応するため、臭気と河川水質にかかわる調査を実施ということで、臭気の指数による測定は3地点で計6回やったということでございます。そういった観点から伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 悪臭及び水質及びの調査に、市民の立ち会い、また市民が取得した器具による調査を加えるべきという御質疑につきましては、平成27年度の予算・決算委員会質疑にはそぐわないと思いますので、御答弁いたしかねます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そぐわないと言うのは、どこのことがそぐわないと言うのか、ちょっとわからないんですが、私、市の今回、当局が出してきた平成27年度決算にかかわる成果報告書の中で、測定地点が臭気については3地点、物質濃度による悪臭分析、成分分析には3地点の6回測定、水質分析は2地点で掛け3回測定というふうなことを書いてありましたので、そちらのほうで今回質疑を構成させていただきました。

また、ここにかかわる着眼点としては、決算の審査の着眼点の中に、今後の行政運営において、どのような改善、工夫がなされるべきであるかということで質疑ができるという

ふうに書いてございます。

また、成果の実施のほう、実績見ていただければわかりますが、市の当局が出されたのは、目標値、苦情解決率100%。実績値、苦情解決率100%ということで、全部、苦情100%解決したと書いてありましたので、先日9月9日に被害者の会が立ち上がっておりまして、そこら辺の苦情の解決率100%って書いてあったんですが、ちょっと誤差もあるのかな、どういうこともあるかなと思ひまして、この測定の地点、少ないのじゃないかなというふうに思って、今後の改善、工夫されるべきで検討されたかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 平成27年度におきましては、新城南部企業団地の産業廃棄物処理施設に係る事業者が、操業してませんでした。

ということで、この回数については適正な回数であると考えております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今後の着眼点で、改善点、工夫していくという状況でお聞きしたいんですが、測定値で夜間においが出るということもございますが、そういったことで、夜間の今後測定や、あとウシガエルがなかなか鳴かなくなってってということで、川のそういった水質分析などやっていくのかどうか、検討されてるのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○浅尾洋平委員 平成27年度におきましては、南部企業団地産業廃棄物処理施設が、事業者が操業する前ということだったんですが、平成28年度におきましては、操業後ということで、比較検証をするためにですね、今年度も予定しておりますので、悪臭、水質分析等を行っていきます。

それから、この定期的に行うものと別にですね、随時行うということも考えておりますので、よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 夜間の測定っていうのは、考慮に入れてるかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 夜間につきましては、今までもそうなんですが、私どもは職員が夜間悪臭調査というのを定期的に行っております。南部企業団地だけではなく、市内の悪臭が懸念される事業所に対しまして、夜間、職員が見回りっていうような形で、ぐるっと回ってます。

ですから、苦情があるなしかかわらず、ちょっと定期的に職員の都合つく時間を考えて回っておりますので、そういった中で必要があると感じれば、そういった測定も考えていきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、6款1項3目農業振興費、鳥獣害地図情報システムデータ作成業務委託料、ページ数は164ページでございます。

どこの業者に依頼したのかということと、そしてデータ、作成したデータですね、これの成果、効果をお聞きします。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 委託先業者は、中日本航空測量株式会社です。

獣害地図情報システムデータ化は、イノシシ、シカなどの野生動物による獣害防除対策として、平成23年度から市内各地域で設置されている侵入防止さく的位置、受益地等の情

報をデータベース化することにより、既存の地区情報システム上で確認、出力などの管理を行えるようにしたものです。

市内各地域においては、数年度にわたり侵入防止さくを設置してきた地区もあり、全体で平成27年度末で約336キロに及ぶ侵入防止さくが設置されています。

今後は、さく設置計画図面や変更（出来高）図面の作成が容易になるほか、市全域の各所のさく位置などを地図情報として総体的に把握できます。

また、さくの位置情報がデータ化されたことで、各地区が把握するさくの維持管理、さくの移設への対応を始め、大型獣の捕獲対策にも活用できると考えています。

この捕獲対策は、集落を囲うさくの外回りに沿って回って来る大型獣をさく開口部手前の外側の要所で、わなやおりにより捕獲を効果的に行うものです。

この地図情報を生かし、狩猟者への情報の提供を行うとともに、さくに捕獲を組み合わせ、より効果的なさくの設置と捕獲対策に活用したいと考えています。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、答弁で、地域にさくですね、そういうもののデータだとか、捕獲等、鳥獣害に対する今データをつくってる。現実、平成23年から逐次進めているということですけども、実際、平成27年度にどの程度のそういう成果って言うのか、効果って言うのか、上がったか。平成27年度の結果って言うか、それをちょっと教えていただけますか。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 平成27年度ですね。市内におきましては、25地区の3,800メートルぐらい、約3,800メートルのさくを設置いたしました。このさくを平成23年度から設置してきたことによりまして、成果が年々あらわれてきております。平成27年度の被害

状況の各地区からの集計されました状況を見ましても、相当、被害の減少が図られております。

面積的にはですね、済みません。

○加藤芳夫委員 よろしかったら、また後日報告してください。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 はい、済みません。

では、後日報告させていただきます。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 年々成果が上がりつつあるってということで、データ作成業務っていうのは、これまだまだ来年、今後も引き続きこう委託されて進んでいく作業としておるわけですか。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 平成27年度のシステムを入れたことによりまして、今後はですね、申請あった時点で計画図を作成、システムのほうに入れていけることになりますので、年度途中で変更があった場合は、変更の申請ですとか出来高の最終的には報告をできるようにしております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そのデータ作成って、データをこう、いろいろ入力させて作業するのは、これは市役所の中でやって、そのデータを例えば猟友会とか、いろんなそういう関係機関に貸し出して、こう今後のいろんな捕獲も含めて、またさくの量も含めてですね、せっかくのデータっていうのは、もっとほかの地域の協力隊って言うか、そういうのにもこう貸し出して使うっていうことはできないシステムなんですか。

○丸山隆弘委員長 柴崎鳥獣害対策室長。

○柴崎俊成鳥獣害対策室長 データを貸し出しということは、この開発した業者が農業課に導入されております地図情報システムのソフトを開発したということございまして、この当初の地図情報システムがベースとなっ

ておりますので、これをもとに獣害対策を行っていくということになります。

それで、貸し出しということは、ちょっとできないわけなんですけど、このデータを猟友会の狩猟者ですとか、そういうところに情報を出しまして、そこで活用していただくというような形を取っていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ぜひ農業課だけではなくて、やっぱりいろいろこう鳥獣害の被害がこうむってる地区が各地区にたくさんあると思うんですよね。

作手も鳳来でもそうでしょうけども、農作物が荒らされたりっていうことで、やっぱりさくにしてもそういういろんな捕獲にしてもですね、せっかくつくったデータベースっていうか、データをですね、農業課だけではなくて、地域にでもある程度、毎年更新すればいいことですので、ぜひ活用していただきたいと思います。

それでは、続けて6款1項4目ですね、農業振興施設費ということでございます。

つくで手作り村管理運営事業、ページ数は166ページでございます。

毎年のように指定管理費をもって何とか経営が黒字転嫁かなという、この680万円、約700万円近いものが入ってるんですけども、この指定管理委託料の内訳と、それに対する用途は何か。お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 加藤作手地域整備課長。

○加藤良一作手地域整備課長 平成27年4月1日付で締結いたしました「新城市つくで手作り村における指定管理者による管理運営に係る年度協定書」第3条第2項の規定によりまして、内訳といたしましては、人件費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、手数料、業務委託料、使用料、原材料費を指定管理料の内訳としておりまして、平成27年度、有限会社つくで手作り村からの報告では、これらの費目のうち、修繕料を除く費目につきまして

て、支出をしているという報告を受けております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 先だっても白井委員が一般質問か何か質疑の中でですね、非常に今手作り村のごたごたって言うのか、経営者、また新経営陣と旧経営陣って言うんですか、ずっと一生懸命お仕事をしてくださってはおったと思うんですけども、内部的にいろんなごたごたがあって、新しい形に変わった。

でも、これからもですね、この指定管理っていうのが、今、聞いてると、内容的にはですね、一般の会社でいけば一般管理費当たる部門なんです。これを指定管理で約700万円近く出すっていうことは、もともと経営がもう苦しい、黒字には転嫁できない。だから指定管理という名前に変えてですね、支出してるように見えてくるんですね。本当に指定管理として必要なかどうか。どうも今、聞くと、会社で言うと、再度申し上げ申しわけないですけども、一般管理費なんです。これはちょっとなじまないような気がするんですけども、本当に人件費や消耗品費、そんなようなものに指定管理として出しておるということですか。もう一度お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 加藤作手地域整備課長。

○加藤良一作手地域整備課長 この指定管理料につきましては、平成21年度からでしたか、非収益施設、もともとつくで手作り村には、市の職員を配置しておりまして、合併前、手作り村管理係長という職員を1人常駐させてまして、そこでこの平成21年度以前、市の公共施設部分、先日もお話ししましたけど、収益部分じゃない部分、事務所とか、そういった部分、道の駅に関する部分とか、そういったものを管理して、直営で管理してまいりました。

平成21年度からすべての施設を有限会社のほうへ指定管理を委託する段階で、そういった直営部分につきまして、指定管理料という

形で委託をしてきました。

ですので、収益部分に対する指定管理料ではなくて公共施設部分って言うんですかね、そういった部分に関する管理料として支払っておるところでございます。

内訳としまして、先ほどいろいろ費目を言いましたが、基本的に消耗品につきましては、トイレトペーパーとかトイレ用品とか、あとトイレの清掃用具とか、そういった部分がほとんどでございまして、あと光熱水費等も事務所に係る部分でございまして、シルバー人材センターと農林業公社しんしろが入っておりますが、その部分の使用料もいただいて残りの部分を手作り村の指定管理料から払っていただくという形になっています。

内容的に細かく説明するのもあれですが、公共施設、非収益施設って言うんですかね、公共施設部分に係る費用を指定管理料として基本的には支払っているという御認識をいただければというふうに思いますが。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 私もちよとなかなか認識ができないところがあるんですけど、今、聞いてると、平成21年度までは、昔は市の職員って言うのか、公益的な管理のところの人件費などを指定管理じゃない公益的な部分を補助金って言うか、市の職員が直営で管理しとったってこと、そこが今なくなったために、今度は指定管理に変えて、それ相当分を指定管理費として平成21年度から出してるということですよ。

でも、もうこの前の決算上のあれを見ると、本来の公益部分って言うか、それが直営じゃなくて、収損益の一番最後のその他のところで680万円の直接、損益計算でその他事業として計算されてるという見ると、私としては指定管理って言う費目ではないような歳入って言うか、歳入や収入って言うのになってる感じなんですよね。だからむしろ補助金とか、ほかのこう名目のほうがいいのかと思うん

ですけども、指定管理となれば、私はもう1個、科目が別に勘定科目をつくるべきかなという感じがしておったんですけども、その点について、今後、指定管理をやっぱり入れていかないと、とてもではないけども、採算が取れていない。取れていないと言うか、取れない。初めてそれが入って黒字化したということは、黒字化した分だけがまた指定管理費で黒字化したということ、それは会社の利益につながっていくって言うことは、公益部分という言い逃れって言うのか、つくで手作り村って言う株式会社か、有限会社か、ちょっとわかりませんが法人を指定管理で何とか補ってるという、何か苦し紛れのような費目ではないかなと思うんですけど、その点について御認識をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 加藤作手地域整備課長。

○加藤良一作手地域整備課長 道の駅というのは、済みません、手作り村を全体をちょっと考えていただいてあれですが、まず道の駅という公共施設。

指定管理料は、直営でできない業務って言うんですかね、今、直営でできない業務を有限会社のほうへ業務を指定管理として業務委託をしていると。

道の駅という公共施設の部分がありまして、そういった部分、あそこには食堂とか直売施設とか、そういった収益部分もすべてを含んでいるものですから、ちょっとわかりにくい部分があるんですが、道の駅として公共施設部分がございますので、そちらの管理のほうを指定管理料として、直営ではなくて委託をして管理していただいているということでございます。

○丸山隆弘委員長 加藤委員、よろしいですか。

○加藤芳夫委員 はい。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 6款1項3目農業振興費、中山間地域農業振興事業、162ページになりますが、この事業というのは、もう始まりましてしばらくたつわけですが、集落内にですね、この事業によって将来展望を感じるという人よりですね、集落内の高齢化、担い手不足というものが明らかになってきている中で、あきらめが出ている。希望よりあきらめが出ているような状況が生まれてるように思います。

これまでの直接支払い事業のあり方、これを検討する時期が来ていると感じましたが、どのように考えておられましたでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 本事業は、集落等を単位に、農用地を適切に維持管理していくための取り決めに集落内で締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて交付金を交付するものでありますが、御指摘のとおり、高齢化や担い手不足、あるいは集落を取りまとめるリーダーがいないなどといった問題は、本市に限らず、全国に生じております。

こうした状況を受け、国では2集落以上の複数集落が連携した広域協定の締結や実施集落が制度に取り組んでいない小規模、高齢化集落の農用地の取り組みを推進し、交付金の加算措置を講じているところではありますが、機械、農作業の共同化や6次産業化など、高度な取り組みを必要とするため、本市においては加算措置を受けている集落はない状況です。

しかしながら、本市におきましては、一部ではありますが、第2期対策から第3期対策へ、第3期対策から第4期対策にかけて、それぞれ複数集落を統合して継続している集落もありますので、こうした集落間が連携したり、取り組みを全市的に広めていくのが理想ではないかと考えております。

また、本制度に取り組んでいる期間中、病

気や高齢化など、やむを得ない事由がある場合の交付金の返還免除規定はあるものの、耕作放棄地を発生させてしまうなど、協定活動違反になった場合は、その集落は原則として協定締結の初年度にさかのぼって、協定農用地すべてについての交付金を全額返還することになりますが、これが重圧になって全国的に取り組み集落が減少しておりますので、国では平成28年度からは、返還義務の緩和措置も講じられているところでございます。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 御答弁をお聞きしますと、非常に深刻な状況が全国的に進んでいるというような判断をせざるを得ないと思います。

1集落では何ともならないから2集落、複数集落がまとまっていかざるを得んという状況も国が認め、認めるけど、その中で耕作放棄地が出てきたら、さかのぼって返せと言われてしまう。それも緩和されてくるっていうのは、どんどんどんどん困難になってるということなんですね、今、言われたことは。

加算措置があるけど、加算措置っていうのは、なかなかハードルが高いんで、それも難しいと。

というのは、もう本当に中山間地農業っていうのは大変な状況になったという認識ができたのが平成27年度だというふうに判断しました。

その中で、それではじゃあ新城の農業をどう守っていくのか。特に困難な中山間地農業、ここの農業は衰退していけば、集落、地域が、そのものが崩壊していくという可能性は明らかなんですけど、かなり厳しい状況を認識されたという中で、具体的にどのような検討をされたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 厳しい状況ではありますが、先ほど申しました集落間、小さなところが統合していくような形を推奨しています

し、また人農地プランと農林公社を通じて、耕作放棄地を少なくするような形を持っていききたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 集落まとめてくとかですね、耕作放棄地にならないようにっていうのは、それは努力として当然のことなんですけど、平成27年度を含めて、過去で判断すればですね、新城農業、もうあと何年か後、危ないんじゃないかというような判断せざるを得ん状況があったと思うんですね。

今の御答弁どおり、頑張りますというような判断ただけということになれば、今後の政策をつくれていない。実績から次の手を打っていない。政策を打っていないということでは、非常に問題がある決算審査にならざるを得ないんですが、もう少し新城の実情を深刻にとらえてですね、次どのような手を打つべきかというのは、これは農業問題だけじゃなくて、当然、地域の問題になってくるんで、全庁的な問題になると思うんですが、全庁的な議論というのはされなかったんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 全庁的には、今現在行っていないんですが、空き家対策その他の利用権の設定の見直し等、農業委員会でも考えておりますので、それから先ほど申しました人農地プランを通じて、座談会等、行い、集落の困りごとなどを話し合いを聞きまして、担い手への集積を進めてまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今の御答弁のように、努力してきたんですね、これまでもずっと。

しかし、年々年々高齢化で、後継者不足で大変になっているという現実、こここのところを先ほど答弁の中でも示されたと思うんです。示されたのに、従来の政策の枠を抜けられないというのはどういうことなのかということなんですけど、農業が衰退する、集落が衰退するっていうのは、これは農業問題だけじゃな

いんですよね、当然。空き地問題になってくると、じゃあ空き家問題になってくると、ほかの部署になってきますよね。自治が担えなくなってきたらっていうと、今度はまた違う課になってくるといって、大きな問題があると思うんですが、平成27年度実績、それを分析を十分されてないというふうにしかならないんですが、そういうようなことで、この実績、平成27年度決算っていうのは、次に生かせると考えているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 4期対策につきましては、平成27年から平成31年の5年間ございまして、これから平成28年度、平成29年度から始めようとする地区に関しましては、最終は平成31年度まででございます。

平成31年以降は補助金、交付金がもらえないというような状況でありまして、今後に関しましては、これ以上ふやすような形も集落間に出向いて、例えば病気や高齢者など、やむを得ない理由がある場合は、返還免除の規定はあるとか、15ヘクタール以上の協定を結んだ場合、今後どのような形で将来10年、15年に関しまして、どのような集落戦略を持つかという計画を持てば、返還の義務がない形になりますので、その辺を周知して、PRしていきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。6款3項2目林業振興費、森林資源調査・研究事業、172ページになります。

実績を見ますと、森林学習会開催、達成度100%。調査・研究事業、達成度100%ということで、目的はすべて達成したというようなことになるわけですが、それでは具体的に今後どのような政策に結びつくのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 平成27年度の森林資源調査・研究事業としましては、森づくりと森

林資源の利活用に関する研修会としまして、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの主任研究員をお招きして、市の森づくり会議の委員さん、また市有林管理委員の皆さんを対象に、学習会を開催しました。

学習会では、人口減少社会を迎える中、戦後植林された人工林が50年、60年と成長し、利用期を迎えている中、将来の森林の姿、目標林型を考えながら、森づくりをしていくことの必要性を学ぶことができました。

また、木材の新たな利用先としまして、直交集成板、CLTといった活用が全国的に始まってきたことや、また木質バイオマスの利用の動向についても学習することができました。

学習会を通じまして、得られた知識で、今後の市有林管理や市の森づくりに役立っていくものと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 学習会に参加した。いろいろな情報を仕入れた。これ基本ですから、当然のことだと思いますし、そういう勉強をされた。調査・研究された。そこのところは否定するものではありませんが、今の説明ですと、平成27年度にわざわざそれをやらなくてもですね、当たり前のことじゃないでしょうか。50年、60年たっても新城市の山は伐期迎えるよと。こんなのは前からわかってることですよ。

CLTの活用とかバイオマス事業、これが進んでる状況、こんなのはもう何年も前から言われてることなんです。

本来であれば、この調査・研究事業が行われ、実際の政策に位置づけられてなければおかしいと思うんですよ。それを調査・研究、学習会やりましたと。これを今後に生かしますということでは、何の意味があるのかなと。勉強したんだっただけで生かす。政策に生かすというのが当然です。

切るべき時期が来てるんだっただけで、どう切

るべきか。いつ切るべきか。だれが切るのか。切った後どうするのか。CLTの活用と言われましたが、CLTの活用なんてもうヨーロッパではもう当たり前の話なんですよ。

これをじゃあ、どのように活用するのかという報告が出なかったら、調査・研究にならないと思うんですよ。

バイオマス事業なんていうのは、もうこれも日本の中で先進地域見れば、もう具体的にどのように実施してるかということも具体事例いっぱいあります。

学んだだけという理解しかできないんですが、具体的に学んだ内容をどうに具体的な方向に結びつけていくのか。もう少し詳しい方向での議論があったのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 これから森を整備していく上では、目標林型と言うか、今後どういった森を、新城市の森をしていくかっていうことが非常に大切になってくるわけですけども、そういった中で、市有林管理委員会ですとか、それから森づくり委員会の中で、委員さんの中で議論があるわけですけども、それを通して、今後の森づくりに生かしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 生かしていただくのは全然否定しませんが、余りにも世の流れを理解せずに、調査・研究という形だけ追ってしまったのが平成27年度の決算のように思ってしまうんですね。やはり踏み込んだ形で調査・研究やった上で、学んだことを、じゃあすぐに結論出すように、今後、各種委員会をお願いしますって言ったって、各種委員会の皆さんだって恐らく何をしたいかわからないと思うんですよ。総論わかります。各論になるとどうしよう。こうなっちゃうと思うんですよ。現実が何年もそうですから。

ですから、担当課としては、学んだ内容を

よく吟味して、何が提案できるのか、将来どうしたらいいのかというところまで踏み込んだ提案に結びつけていくべきだというふうに思いますが、余りにも実績というものが軽く考えられ過ぎていると思います。やったんであればすぐ政策に結びつける。この方向を取るべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 御指摘のように、今後の学習会におきましては、そうした具体的な提案ができるような形の学習会を開催していきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 学習会に提案するのではなくて、これまでいろんな事例もありますし、昨年度も調査・研究して、もう一度、何回も恐らく学んでると思います。再度学んだ内容、認識された内容があるもんですから、それをまず担当課が具体的な政策方向を示して、各種委員会、各種委員会と言うか、打ち合わせ等あると思いますが、そこに提案するように、政策をより深めた形で動くべきではないのかということを質疑しました。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 より政策を深めてですね、提案できるようにしていきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

6款3項2目林業振興費、あいち森と緑づくり事業、174ページになりますが、この事業によりまして、間伐が進んでいます。この事業のおかげで何とか間伐ができていうふうに言ったほうがいいのかもかもしれませんが、一応は達成度100%ということになっていますが、間伐した後、これが問題になると思いますが、間伐材はどのように利用されたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 平成27年度は、愛知県より委託を受け、37ヘクタールの取りまとめ業務を実施しました。

この事業による間伐作業につきましては、愛知県が工事を発注し、実施をしております。

間伐材につきましては、ホルツ等の市場へ搬出されまして、建築用材やチップとして利用されております。

そのほかとしましては、木の駅プロジェクトとして出材され、チップ材や、まきとして利用されております。

済みません、ちょっと先ほどの答弁で37ヘクタールと言いましたが、378ヘクタールの間違いです。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 間伐材の利用の仕方としてですね、もし今、言われたようにですね、実際に用材林に使ったのがあるようですが、まきになったりチップにしたり、いろいろ使われ方があったと思いますが、使われ方の構成比率、調査されているのであれば、数字をお聞きしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 済みません、構成比率については調査をしております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 構成比率がわからないとですね、今後、間伐材を使っていくにしても、新城が間伐材をどのように生かしていくかという方向が見えてこないと思うんですね。

間伐材がすべて山から切り出され、運び出され、使われていけばいいんですが、そのところは確認はされてるのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 先ほどの愛知県による出材につきましては、県のほうに確認しております。

それから、木の駅プロジェクトにつきましては、木の駅実行委員会のほうに確認しております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 間伐材はすべて切り出された山から運び出されているのかどうか、その確認が取れているのかどうか、お伺いしました。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 間伐材は山から切り出された物が運び出されているということです。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 間伐された木は、すべて山から運び出されているのかどうかとお伺いしました。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 すべてではありません。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 それの問題なんですね。やはり間伐材をどう利用するかということまで持っていけないと、切ったらそれで済むのではなくて、切ってそこの場に置いた結果として、集中豪雨で、それが流され、被害を拡大するっていうようなこともあり得るわけです。間伐材、残された間伐材をどのようにするのかというのは、次の政策に本来結びつくはずなんですよ。間伐材がこれだけ切り出され、切られたけど、これだけ山に残ってる。これをどうしたらいいのかというふうには実績から判断していかないとですね、もしかしたらこれが新城市の1次、2次、3次、結びつける6次産業になる可能性もあるわけですよ。切られて出ないから仕方がないで終わってるように思うんですが、これからも間伐進んでいきますが、切り出された、切られた間伐材の使い道、これがどのようになっているのか。

運び出されない間伐材、これをどのように利用していくのか。これを考えなければですね、実績だけ、それで決算審査だというのはおかしいと思いますが、今後間伐した後の結果、これをどうに生かしていくのか。これは考えるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 出材実績としましては、平成27年度で、ホルツが9.65立方メートル、それから道の駅が150トンの出材がありました。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 最後の質疑はですね、間伐材を切るのはいいんですが、切ったからそれで済むのではなくて、実績がわかるわけですから、それをどのように利用していくかというところに政策を結びつけないと、決算審査では不十分ではないのかと。今後あり方、間伐したという実績、それをどう生かすかという方向での政策の提案まで結びつける必要があるのではないかとお伺いしました。

○丸山隆弘委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 今後ですね、間伐した材をどのように利用していくかということにつきまして、検討してまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それではですね、6款1項3目農業振興費、奨励農畜産物推進事業、ページ、164ページになります。

農畜産物加工品開発に当たって開発された新城スイーツの消費者の反応を伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 新城スイーツの消費者の反応でございますが、新城スイーツをお買い上げいただいた消費者の直接の声は把握しておりませんが、間接的に、新城スイーツクラブの構成員からお聞きした話によりますと、お土産品として売り込めるとか、恐らく農家さんの言葉ではないかと思いますが、地元の食材を使ってくれてありがとうといった感謝の言葉、また小学生から高校生に評判がよいなどといった声をかけていただいているように伺っております。

また、こうした商品がどこでも手に入るように販売してほしいという声もあり、今後は商品の生産量に応じた販売の検討及びスイーツクラブ独自の取り組みとして、スイーツマップの作成等を検討しているところであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それではですね、市内のどこでどれほど売れたのかという反応について、把握しておられるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 1つ、鳳来の山吉田の安樹さんでございますが、自店ともつくと合わせて、金額はわかりませんが、栗きんとん120個、ようかん50個、これは1カ月です。

花スイーツ、これは鳳来の長篠。イベント、もつくる、自店でキャラメルとサブレ合わせ9枚ほど。

アベイユ、新城の市場台でございますが、もつくる、自店、軽トラ市、楽天等で300個ぐらいであります。

そのほかに、ぱんやさん、新城の東新町でございますが、1カ月に納品360個、売れ数として260個。自店で70、Aコープ、もつくる等、季節によってばらつきはございますが、このように報告を受けております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 そのような実績の中でですね、委員会としても新城の新城市認定商品としてですね、そのような制度をつくる必要もあるのではないかという声も上がっております。

それと同時に、開発された商品をですね、今後推進、消費を推進していく必要があると思うのですが、そのような観点はあったのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 この商品は、新東名開通に伴って、商品開発に取り組んでまいりま

して、おいしいお土産をつくりましょうということでプロジェクト、平成25年7月から行ってまいりました。神奈川県相模女子大のマネジメントの学科の学生さんとか豊橋調理師専門学校 학생さんにより、このアイデアによって賛同された市内の製菓店、加工組合を募集したところ、賛同していただきまして、これからはですね、やはり人件費等も考えながら、数をどれぐらい売れるかというところで、先ほど申しました販売店の検討、またこれからは新東名のパーキングエリアのイベント等でPRをしていきたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 先ほどマップもつくるということですね、理解しつつあるのですが、最後に、ふるさと納税の商品に加えるとか、そのようなお考えはあられるのでしょうか。伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 農業課としては、ふるさと納税の担当ではございませんが、もしその商品を使っただけということならば、また商店等に調整してまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

再開は、3時40分といたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時40分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。

冒頭、委員長のほうから発言の注意事項を

申し上げました。質疑に当たりましては、簡潔明瞭にお願いをしたいと思います。これは質疑者、答弁者とも、それぞれ努力をお願いしたいと思います。

それでは、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、7款1項3目ですね、観光振興費、観光事務一般経費でございます。ページ数は182でございます。

交通量調査の委託先はどこかということ、調査箇所と調査内容、またそして調査結果から何を求めて生かしていくのかということをお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 平成27年度の交通量調査につきましては、委託先が株式会社創建で、調査箇所は、国道151号線の名号交差点、長篠交差点、有海交差点、杉山交差点、そして国道301号線の一ヶ田交差点の5カ所です。

調査内容につきましては、調査期間は1日で、午前7時から午後7時までの12時間とし、車種を小型車、バス、バス以外的大型車、そして自転車を含む二輪車に分類し、それぞれの方向に通過したのかの台数調査を行いました。

この調査は、三遠南信自動車道の開通及び平成28年2月開通の新東名高速道路による交通量の変化を明らかにし、社会基盤の整備による本市への流入動向の変化などを比較するために、継続して実施しているもので、今後の観光基本計画やアクションプランなど、本市の観光振興策を検討する資料として生かしていくものであります。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 毎年継続して行っているということで、今後のと言うよりも、毎年このような変化が、どのような変化が出てきたかわかりませんが、今回はこういう新東名開通によってですね、大きな変化が出たのか

など思うんですけども、もう当然結果が出ておるはずなんですけども、どのような今までの経過って言うか、調査結果から、今回の平成27年度の調査によってどのような変化が出たか、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 本調査は、平成24年の6月議会ですね、から御指摘をいただきまして、ことして、平成27年で4年目であります。

こうした調査を継続的に変化を見ることによりまして、分析をしまして、先ほども言いましたように、次期観光計画のほうに生かしていくと。

また、こうしたデータを今後の観光プロモーション、いろんところで施設等で行うところで活用していきたいというふうに考えております。

そういったことで、これは継続的に行うものでありますので、ことしも4年目ですけども、実施したっていうことであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 いや、私だから過去にやってきた経緯と今回、平成27年度やって、どのような変化が出たか。この変化って言うのか、当然、新東名が開通したりとか、新東名はこの2月13日ですんで、平成27年度は関係ないかもしれませんけども、過去と平成27年の経過の変更点って言うのか、効果がどのように変わったのかを聞いておるんです。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 詳細につきましては、報告書が出ておりますので、すべて申し上げできませんけども、平成27年度につきましては、平成26年と比較しまして、鳳来寺山、湯谷温泉方面へのバスの交通が増加したというふうに結論づけております。

その分、国道を通る自動車の交通量は前年と比較して減少してるとか、そういった結果が出ておりますので、こういった内容を観光

政策のほうに生かしていきたいと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ということは、これからも継続して毎年130万円とか140万円近い予算を使って交通量調査を1日行くと。1日で136万円って結構いい金だなとは思いますが、市内5カ所に、どのくらい的人数が、調査員が分散して行くか、わかりませんが、この調査の、一般的に国土交通省とか愛知県とか土木関係でも、各市内、各所で何日かですね、交通量調査、当然、車種別に、いろんなことに分けてやっておりますけども、そういうところの比較検討とか、なぜ自分でこの毎年続けていっておくのか。

また、今、聞いてると、毎年、次の観光政策に、毎年また次の観光政策、1年たってもまた次の観光政策によって、本当に生かされているのかどうか、その点についてですね、じゃあ平成24年からやっておるってことの中で、3年間やってきて、4年目に3年間の実績がどのように変化が出たのか。生かして、観光政策に生かしたか。交通量調査で何がどうに変わってきたか。成果が出ているのかどうか。次の政策、また来年になれば、また次の政策に生かす。じゃあどのような政策を生かしたかということを教えてください。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 本調査は、市が独自でやってるものに加えて、国もですね、国道を含めてですね、調査を行っております。そういった調査を重複することなくですね、国が行った調査につきましては、データを本市のほうにいただいて、それも一緒にですね、関連づけて、この観光基本計画、後期アクションプランが平成28年から4年間で行っておりますけども、次期の観光基本計画のほうに生かしていきたいというふうに思っておりますので、重複にならないように、国とかそういうところの調査データを有効活用して、市

のほうと歩調を合わせてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 最後に1点お願いになるかどうかわかりませんが、先ほど来の答弁の中で、普通の交通量調査っていうのは、1日だけではなくて、平日、休日、要するに祭日とか土曜日、土日ですね、そういうものを含めて、すごく平日の1日だけでは変化がなかなか出ないんですね。

他の交通量調査、私ども時たま経験もあるんですけども、要するに平日プラス土日、また調査の日にちはですね、一般的に社会人の給料日前後、一番、給料日前のときと給料日もらった後とかという、人間の心理としてですね、出かける、出かけない、いろんな要素を含んだ複数日、これをぜひやっていただかないと、たった365日の1日だけですね、これ平日なのか日曜日かがわかりませんが、それで変化が出てって観光政策に生かすなんて、私はとてもできる話ではないと思いますので、市内の5カ所のところは要所要所で大体、国道の区切りのところでわかりはしますが、調査内容を私は本当にこの1日だけで136万円ですか、計算では。こんなに必要かどうかというのも本当に民間的なこの強さは、こんなにかかってないですよ。それも複数日やって100万円ぐらいの数字で行くんですけども、1日だけで136万円も使って調査して、効果が上がってないのでは、私は税金の無駄遣いとは言っちゃいかんですけども、次の政策にしっかり生かしていくためには、1つの提案でございますけども、複数日で平日も土曜日も含むような感じで調査していただきたいということをお願いでどうでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 今、委員がおっしゃられたようにですね、ことを参考に今後も行っ

ていきたいと思いますが、経年的に検討したいっていうことで、この調査につきましては、毎年同じ時期ですね、平日に行っております。そういった比較ができるように毎年同じ状況で調査のほうを行っておりますので、そういうことで比較できるような形で、毎年同じ時期でやってるということでもあります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 7款1項1目商工総務費、地域産業総合振興施策推進事業、176ページになります。1点目ですが、協議会がこれ今後も継続されていくということだと思いますが、基本計画策定が今後進んでいくということになるわけですが、平成27年度協議会において、出された意見の中に、今後、新城市の地域産業総合振興施策に示唆を与えるような意見はあったのかという点、それと2点目ですが、このところで関連してるかどうかというところはあるんですが、どこで聞くかという問題もありますので、ここで聞かさせていただきますが、新城市の地域産業総合振興という点では、庁舎っていうのはここを発射台にして産業を興すというようなことを言われてましたんで、ここで聞かせていただきますが、新庁舎建設等における市内事業者の技術等活用検討会議の成果はどうなったのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 まず、1点目ですが、新城市産業自治振興協議会につきましては、平成27年12月に制定した新城市地域産業総合振興条例第9条により設置し、所掌事務は基本計画の策定、その他地域産業に関する事項について協議することです。

平成27年度は、3回の協議を開催し、協議を重ねる中で、既存事業所における労働力が減少し、人を確保することが難しい。女性が

能力を発揮できる機会が不足している。市内産業の現状を把握し、正確な分析を行うことが重要ではないか。起業・創業を目指す人をサポートする仕組みが必要であるという意見をいただいております。

いずれも、貴重な意見として受けとめ、基本計画へ反映させていく考えています。

続きまして、2問目になりますけれども、新庁舎建設等における市内事業者の技術等活用検討会議につきましては、平成27年5月31日に行われた新城市新庁舎建設現計画の見直しを問う住民投票の結果を踏まえて、基本計画見直しの期間中は中断のほうをしておりました。

このため、平成27年度の会議開催は3月16日の1回のみではありますが、木材供給、建築、内装、建具、電気工事、上下水道、物品について、市内事業者、設計者、施工候補者が建設分科会、森林分科会、物品・サービス分科会の3分科会に分かれて、市内事業者が有する技術、物品等の積極的な活用に対し、意見交換をいたしました。

主な意見といたしましては、新城市産材を多く利用してほしい、作業日程があるので、実施計画等が確定したら早急に調整を図ってほしい、設備面では、市内事業者がメンテナンス、修繕等、可能なものにしてほしいとの意見をいただきました。

その面につきまして、市内事業者に対して、対応いただけるものと施工候補者から回答をいただいております。

そのため、市内事業者の技術を活用できると考えています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 1点目について、再質疑します。

地域産業総合振興施策ということで、今後計画をつくっていく基本計画策定というのは、何年かにわたるわけなんですけど、かなり重要

になる。より具体的に計画が策定されるかどうかが問題になってくると思います。

従来の計画では、恐らくこの厳しい状況の中、国内産業が海外に出ていくという流れは全然とまっていなと思いますし、アベノミクスという言葉もいつの間にかどこか消えてしまうという経済状況になっています。

平成27年実績の中では、協議会においては、労働力不足であったり女性力不足であったり、企業のサポート等、今後の課題が示されているということを言われたんですが、まさにこのところどうするんだという方向を産業という面ではなく、地域づくりという面で見えないかですね、基本計画が策定できないのではないかなというふうに思いましたが、基本計画策定におきまして、さまざまな分野の方が委員、協議会に参加されておりますが、このメンバー、産業関係の福祉、いろいろおられるみたいですが、まちづくりという視点、これが今後の基本計画策定には欠かせないように思うんですが、協議会の現在のメンバーで幅広い検討というのはできるという判断はされたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 委員会のほうではですね、具体的、あともう1つお話しされました地域づくりの件で言いますと、やはり地域のことがよくわかっている方が委員の中に、今回、事業所の方が委員さんになられてる方、一般公募の方もいらっしゃいますが、地域の方が入っていないという点は、委員さんの中からもお話がありまして、今後、分科会等をつくりましてですね、地域の課題について計画に取り組んでいけるように検討してまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 協議会の中でも、やはり幅広い人材ということで、地域の方、それは僕も評価する点ではありますが、まちづくりと

いう視点ということになりますと、新城市がどのような産業を興していくかという大きな方向もですね、あわせて提案できるような議論も庁内でしておく必要があるのかなというふうに思います。

産業を興せと言っても、今、日本全国どうしたらいいんだということで、地方創生も進んでいるんですが、よく似た計画がメジロ押しになってる状況です。元気なところに、やる気のあるところにお金はおろすと言っているんですが、なかなか具体的な政策ができてない状況ですので、基本計画を検討するには、よほど新城市が覚悟を決めて、具体的な方向を示していくというようなことが必要だと思いますが、協議会にお任せではなくて、協議会をリードする行政の力が必要だと思いますが、その認識は持たれたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 国や県の政策に追随するだけじゃなくてですね、新城らしさっていうものを取り入れた計画をつくっていく。

また、産業と言いましても、委員が言われたように、地域で産業を興していくっていうことを考えますと、庁内も連携して計画のほうつくっていかなければいけないと認識しておりますので、そのように検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 2点目ですが、新庁舎建設等における市内事業者の技術等活用検討会議の2問目を質疑いたしますが、集まっていた方たちに分科会もつくっていただきながら、いろんな意見をお聞きしたと。新城産を使ってほしい、地産地消ということですよ。市内事業者を使ってほしい。当然のことだと思いますが、実際に鹿島建設に決まったということになったときに、鹿島建設は当然その要望は受けとめていただければと思います。ただ受けとめるのと実際に発注できるか

って別問題だと思うんですね。これ、より詰めていかないと、鹿島から、鹿島に決まるという確立高いんで鹿島と言いますが、鹿島建設のほうがですね、例えば新城市の技術、これでは今回の庁舎だめだよとか、いろんな逆にこちらが提案しても、それはもう古いよとかというようなことは、恐らくたくさん出てくると思うんです。

その中で、市内事業者をどのように活用してもらおうのかというのは、これは力関係になると思うんですが、施設、公共施設であるんで、できるだけ地元業者を取り入れてもらえるように、使ってもらえるように、市内の材料を使ってもらえるようにどうしていくのかというのは、具体的なところで新城市の方向というのは検討されたのか、お任せなのか、このような形で使用を少しでも広げていくという方向を出したのかどうか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 加藤商工政策課長。

○加藤宏信商工政策課長 委員のほうから、施工候補者であります鹿島建設と断定してお話をされてるんですけど、私のほうも鹿島建設とお話をさせていただきますが、鹿島建設さんと市内の事業者で話し合いをする中でですね、市内事業者のほうも勉強会ですね、自分たちの技術が今現在そのレベルにない。その後メンテナンスをしていくのにも勉強会を開いてくれないかっていう要望も出ておりますし、また鹿島建設、大きな企業でありますので、そちらのほうの従業員さんにもですね、うちのほうの特産品を紹介するだとか、うちのほうの観光を紹介するだとかっていうような連携のほうもしていけるように詰めています。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次の質疑に移ります。

7款1項3目観光振興費、東海自然歩道管理運営事業、178ページになります。

これは東海自然歩道は新城の所有物であり

ませんので、管理が委託されてるという部分での管理責任ということになりますが、東海自然歩道を歩いていきますと、管理不十分な場所というのは、ところどころにあります。

しかし、東海自然歩道の通ってる場所というのは、時期、時期に非常に観光にも役に立つ場所かなと、重要な施設であるようにも思いますが、まずそういう施設でありながら、管理責任が果たされたのかなという思いがしておりますが、管理責任というのはどのように果たしてきたのか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 東海自然歩道は、東京都八王子市から大阪府箕面市までの自然と文化を訪ねる歩道であり、このうち本市には、約35キロの区間を有しております。

東海自然歩道の本市区間における管理につきましては、管理者である愛知県より日常管理を受託し、行っているところであります。

管理業務の内容としましては、パトロール員2名による歩道の点検、草刈り、簡易な歩道整備や看板修繕などを行っております。

また、歩道の各所に設置してあります休憩所、トイレなど、受託の範囲での業務では対応できない修繕等が発生した場合は、その都度、管理者である愛知県へ修繕を要望することとしております。

しかしながら、予算上のことなどを含め、早急な対応が難しいのが現状ですので、今後も引き続き要望をしております。

管理区間が長いこともありまして、危険箇所等の早期発見が難しいこともありますが、計画的なパトロール、歩道整備、修繕等を行っており、管理委託業務の中での管理責任は果たされていると考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 35キロという非常に長い距離をパトロール員2名で行ってきたということですが、新城市も観光の1つとして、東海自然歩道を歩いてみようというような企画が

ありました。実際に参加もしたこともあるんですが、歩いてみますと、車が入れないところも当然出てくるわけですね。そういう場所になると、それこそパトロール2名ではなかなかできない。確認できないというふうに思います。

この東海自然歩道の新城市における位置づけ、観光政策の位置づけというのがもう少しはっきりしていかなければ、管理責任というレベルも変わるのかなというふうにも思いました。

管理責任を果たしたというのは、この現状の中、310万円ですか、この中では果たしたかもしれませんが、実際に歩いてみたときに、観光客の方が期待して自然の中歩いてみたいなどと思って来られたときに、果たして満足してもらえそうな道なのかどうか。その点については平成27年度、観光担当課として実際に歩いたのか。いろんな人の声を聞いたのか。どういう意味で管理責任、具体的なところで今後直すべきところはここだということ明らかにして県に要望を挙げたということの管理責任なのか。すべての道がどのようになっているのか。観光客の視点で判断したのかどうか。どういう意味での管理責任か、もう少し具体的に管理責任の内容というのを伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 先ほども言いましたように、本市35キロという長い距離があります。当然2名のパトロール員では全部は難しいので、区間を区切って整備等見回っておるんですけども、担当職員も含めて、たまには車の出入りができないところについては送迎を行ったりとか、一緒に職員も協力して行っております。

委員言われましたように観光面につきましては、途中、鳳来寺山という観光名所が、東海自然歩道が通っております。鳳来寺山を含めて、近辺、周辺につきましては、東海自然

歩道を歩かれる方も多く見えると思います。

そこら辺を含め、重点的にそこら辺を含めて、見回ってるところでありますけども、本市としても重要になって言いますか、観光客が大勢訪れるところでありますので、県と一緒に要望を毎年出しながら整備のほうしていきながら、観光のほうにも結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 次に移ります。

7款1項3目観光振興費、湯谷温泉街振興事業です。180ページになります。

湯谷温泉街の振興というのは、新城市の観光にとって非常に重要だというのは、だれでも認識しておられると思いますが、湯谷温泉が新城市民にとってどのような位置づけかという点から見ていきますとですね、なかなか湯谷温泉元気がないというような印象は持たれているのかなと思います。

平成27年の決算の中でも、使用料がですね、滞納、最終的に支払われるだろうとは思いますが、すぐには支払いができないという状況が生まれています。

このまま湯谷温泉街っていうものを新城市として従来の政策の枠内であれば重要な施設、重要な拠点を将来、長い将来では失いかねないというような気もしてるんですが、湯谷温泉街が元気がないという声は久しくなくなりませんが、具体的に振興のために平成27年度、何が足りないと考え、どのように対応しようとしたのか。対応しようとしたが、できなかったというのであれば、その理由をお伺いたしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 これまで湯谷温泉のにぎわいづくりについては、温泉事業者、観光協会、行政が実施してきましたが、地元住民や有志団体等が参加する場面が足りなかったと判断しております。

湯谷温泉入り込み客数については、平成4年をピークに、年々減少は続いておりました。平成26年の入り込み客数は3万2千人でしたが、平成27年は入り込み客数が5万人に回復し、平成28年については、新東名高速道路の開通効果により、6月期までの入り込み客数が2万5千人となっており、昨年よりもさらに増加するものと考えております。

湯谷温泉では、平成27年度から湯谷温泉駅で地元ボランティアによる観光案内所を開設したとともに、レンタサイクル事業を開始して、おもてなしの強化と温泉街の魅力の向上に努めております。

また、昨年6月からは、朝市を月1回、地元有志により開催しており、従来の宿泊事業者だけではなく、地域住民も加わった新たなぎわいづくりの事業も展開しております。

これまで湯谷温泉街には元気がないと言われてきましたけども、これらの新しい事業をサポートするとともに、市、観光協会が行う観光PR出展等でも積極的な情報発信を行うことで、湯谷温泉のにぎわいを少しずつ取り戻し、湯谷温泉旅館の宿泊者の増加につなげていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地元との連携が生まれたという御答弁、これは以前、委員会、議会の委員会で視察に行きましたが、かつては、東北に行きました。かつては日本、東北の3本の指にも入るといような温泉だったと思いますが、そこでもやはり温泉街、温泉業者だけではもう何ともならん。決め手は何かって言うと、地元との協力だと言われてましたので、非常に1つの方向としては、いい方向に進んでるようにお聞きしましたが、今のですね、お客さんふえている、観光客、宿泊客はふえているといようなこともお聞きしたわけですが、観光地っていうのは温泉があるっていうのは、やっぱり1つ大きな条件だと思いますが、それプラス、その周辺に魅力ある観光

施設、観光地としてのおもてなしをつくる必要があると思いますので、湯谷温泉を元気にするというのは、湯谷温泉街プラス地元だけではなく、やはり新城市の観光施設を結んでいくといような視点が必要なのかなといふふうにも思っているんですが、平成27年度の湯谷温泉の状況を考えてみたとき、足りないのは地元の協力、地元との連携と言われましたが、もう1つ踏み込んで、これから必要な地元プラス新城市の観光地との連携、こういうものを視野に入れるべきではないかといふにも思うんですが、その点については、今後生かすべき点とお考えになられるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 先ほども申し上げましたように、平成27年から地元の方も含めて、いろいろな事業を開催してるというところがあります。

これは、もつくる新城もそうですけども、ここを拠点としまして観光地へということで、重要な湯谷温泉については観光名所へと考えております。

ですので、また引き続き今後も地元と協力して、いろんなアイデアを出しながら、サポートをしながら盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 検討していく、前向きに取り組んでいくといようなこと、当然評価し、応援はしたいと思いますが、もつくる新城を拠点にしながらって言ってもですね、もつくる新城も恐らくもつくる新城だけでは何ともならない。湯谷温泉があり、長篠、設楽原といような施設があり、自然で言えば、滝も各所にある。これらをどのように磨いていくのかといような視点、これを持っていかないと、やはり湯谷温泉の振興にも結びつかないというように思いますので、もう少し具体的にですね、これも結局は各部の連携になってくるという

部分があるので、観光課だけでは当然できない。そこのところを連携させるという方向、これも検討に加えるべきだと思いますが、その点については何か庁内で議論したことはあったでしょうか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 そうですね、観光課だけではなくてことしからスポーツツーリズム推進課と一緒にラリーとかツール・ド・新城とかそういったスポーツも含めたことも観光の視点に入れて連携してやっております。

また、先週から言ってるように来年、大河ドラマ直虎が始まりますけども、こうしたことも湯谷温泉のにぎわいの創出の絶好の機会と考えております。これを観光のモデルコースの中に組み入れたりとか、旅行会社へ営業へ回ったりとかして、積極的にPRをしていくことで、宿泊客の増加に努めていきたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 7款1項3目観光振興費、桜淵公園再整備事業、180ページです。

さくらの木育成・整備委託料297万円の成果と問題点について伺います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 さくらの木育成・整備委託料につきましては、まず成果ですけども、桜淵公園内の桜による景観を維持していくために、古木となり枯れた樹木の伐採及び捕植を初めとし、危険な枯れ枝の撤去や枝の剪定、堆肥、覆土の実施、テングス病の除去、薬剤散布によるコケの処理などを行うことで、樹勢の回復に努めてまいりました。

また、平成27年度は公園内にあります桜の木データを更新するため、樹木の管理番号札の確認や落下、紛失等の番号札につきましては、新しく設置するなどの整備も行いまし

た。

次に、問題点につきましては、桜淵公園の桜並木は、長い年月を経て築き上げられており、樹齢の古い物も多くあることから、補植による景観の維持をどのように進めていくかが今後の課題と考えております。

桜淵公園は、本市にとって歴史的な沿革を持つ景勝地で、本市の大切な観光資源であることから、長期的な視点から計画的に植樹及び育成を行うことで、桜淵公園の景観保持と充実を図っていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 特に、成果という点ですが、データが取れた。それから一定の整備が進んだということなんですが、この中で古木の部類から比較的新しい物まで、たくさんいろいろな物が植わってるかと思うんですが、大ざっぱに言って、どの年代の物があるのか、教えていただけますか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 済みません、申しわけないです。今そういうデータですね、ちょっと持ち合わせておりませんので、また後日提示をさせていただきたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 じゃあ、また後日お願いしたいんですが、桜の木を昔は桜切るばか梅何とかなんて言って、あまり整備しなかったんですが、今は薬が進んだりして、大分、植栽の技術も進んでよくなったと思うんですが、この今回やったこの育成ということについては、今、言われたように、現在ある物を育成する、整備するということで、新たな植林というものは、この事業の中では、整備のほうではやってこられなかったんですか。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 平成27年度につきましては、剪定、小枝の除去、撤去、新しく植樹したものは入っておりません。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 もう1点、このさくらの木育成・整備委託料とあるので、この整備がどういうふうな、桜の木の整備だけにひっかかっているのか、受けているのが微妙ですけども、現在、桜淵に行って桜を見ますと、やはり周辺の木がですね、昔と言うか、20年、30年前と比べると、周辺の樹木は大きくなったりして、バランス的にどうなのかなというようなことがあるし、新城の観光と言った昔の昭和の時代ですと、非常に秋のモミジとバランスが取れてたように思うんですけど、そういった全体的なところで、この再整備事業、桜淵公園再整備事業という観点で、桜の木を育成するとともに、周辺の木のコントロールって言うんですかね、そこの枝の伐採等というのも、この事業の中ではやられたのか、今後の問題点とされているのか、その辺はどうなのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 今回の調査で、桜淵公園をエリアごとを分けしませて、どこにどういった木が植わってる、何本植わってるかという調査をしてもらいました。

終わってないところにつきましては、先ほど委員が言われましたように、来年から始まります桜淵公園再整備事業でも見直しを、公園内の再整備を含めて、桜の樹勢回復を行って桜淵の価値の向上のために、公園全体を見回して、ローテーションで順番にそういったことを見直していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 桜は日本人が好きで、近在のところでも桜の名所というようところがたくさん出て、本家中の本家である桜淵が総体的に何かこう低まると言うのか、どうなのかなというような状況なんですけど、今回のこの整備、それから育成整備のですね、基本的な考え方において、桜淵の桜というのは、桜

淵公園の主役だというふうに思うわけなんですけど、どういうふうな形で他地区とすみ分けしていくのか。やっぱり本家としての何をこう観光的に、ここに観光振興ということですので、何をこう売っていくというような、こう考え方があるのか、考え方を持ってやったのか、その点伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 先ほど委員言われましたように、桜淵公園は新城城主の菅沼氏が、桜の木を植えたのが始まりで、寛文2年、1662年というふうに記録あります。ことして354年ということで、県内でも有数の桜の名所として有名でありますけど、再整備も含めて子供からお年寄りまで、だれもが安心して公園を利用できるような、また景観に配慮をした、より一層魅力的な公園になるように整備を進めていきたいと考えております。

済みません、先ほどの御質疑ですね、古木の本数は不明、資料がありませんので不明であります。その都度、現場の状況を見て対処を行うということで、済みません、平成27年につきましては、植栽6本、古木伐採5本であります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、8款2項3目道路新設改良費、市道北神田平駒場線って言うんですか、1号線。ページ数は188ページです。

これの路線測量委託であるが、測量成果とですね、課題は、をお願いいたします。

○丸山隆弘委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 市道北神田平駒場1号線につきましては、路線の予備設計業務委託を498万6,360円で実施しております。

測量成果につきましては、延長450メートルの現況測量図の作成及び現況測量図をもとにした図上での道路拡幅計画図を作成しております。

課題につきましては、昨年度、測量成果をもとに、道路の拡幅計画の地元説明会を実施いたしました。今年度に入り、568名の方から拡幅計画の中止を求める要望書の署名が市へ提出されております。

要望書の趣旨といたしましては、産廃輸送車の利便性の向上を図るための道路拡幅には反対というものであります。

市といたしましては、産廃輸送車の利便性を考慮したものではなく、現在の北神田平駒場1号線の道路状況、それと地域住民の交通の安全を考慮し、地元の要望の中で計画をしたものであります。いずれにいたしましても地域の意向を無視して事業を進めることはできませんので、道路の安全性を重視した中で、道路の拡幅計画の必要性を地元の皆様に御理解していただくことが今後の課題だと考えております。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、答弁の中で、地元から568名の道路築造と言うか、計画をしてはいけないというような求めが出ている。

そこです。今回、平成27年で測量をした。路線測450メートルのところ。当然これ地権者の中にはいろんな方がおられると思うんですけど、当然、道路をつくる上の地権者、関係地権者の中にも、この568名の中に入っている方がいるということですね。

○丸山隆弘委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 はい、そのとおりです。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 そうしますと、答弁どおり、

できるだけ地元の御賛同と言うか、なければ当面は執行できて、道路つくっていくことは非常に不可能だという認識でよろしいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 先ほど答弁させていただいたとおり、地元の意向を無視した中では進められませんので、そういったところを今、地元区長さんとも御相談して対応させていただいておるところです。

○丸山隆弘委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 質疑いたします。8款4項3目、194ページになります。

震災対策費ですので、またすぐ南海トラフ地震というのは来るんじゃないかなど。確率が非常に高いといわれておりますので、心配するのは、耐震化が進んでないということ。

これまでも耐震診断をしても、耐震化に踏み切れないということが数多くありました。

実際に、平成27年度の実績見ますと、2戸だけです。

最近NHKでも、耐震補強の工事が進まない。全国的な問題になってるっていうようなことも報道され、それに対して、各地域がどのように対応するかということも流されたところなんです。耐震補強実績、この状況で2戸しかない。これをどのようにとらえたのか。

そのとらえ方によっては、耐震補強の補助の考え方を改めなければならぬのではないかというふうな結論を持つということも不思議ではないんですが、平成27年度実績、耐震補強実績2戸、これをどのように判断したのか。今後どのように改善したら震災対策が進むのかという点、どのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 本市の住宅耐震化

促進事業は、新都市耐震改修促進計画に基づきまして、進めております。

この計画では、平成32年度末までに耐震化率を95%以上にすることを目標として進めております。

しかし、大規模地震の発生が危惧される中、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要として、この事業を推進してまいりましたが、平成14年度以降、耐震改修診断実施戸数約1700戸のうち、補助金を利用して耐震工事を実施した戸数は62戸で、率にして約3%にとどまっているのが現状でございます。

また、平成26年度からは、人的被害の軽減に着目いたしました耐震シェルターの設置費補助を創設しておりますが、現在のところ実績はございません。

これらの要因究明のため実施いたしました耐震改修に関するアンケートから、耐震改修補助の認知度は高いものの、耐震シェルターの設置補助の認知度は23%と低い数字が出ており、情報・周知不足が原因の1つではないかというふうに考えております。

そこで、現在の補助制度は人的被害を減らすとともに、早期の復旧・復興を進める上で効果的であることから、継続のほうをいたしまして、それに加え、お出かけ講座、小中学校への出前講座やローラー作戦など、直接職員が耐震化の必要性を説明する機会をふやすとともに、パンフレット等を作成いたしまして、ポスティングを行う、またダイレクトメールを送るなどをいたしまして、ソフト面の充実を図ることによりまして、耐震化の目的であります減災化に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 平成14年度以降、取り組んでるわけですね。それでも耐震補強が進まないっていうのは、認知度が低いのではなく、

多くの人たちが自分の家は耐震診断しても危ないという認識をまず持っている。

耐震診断した家の方も、やっぱり弱いなど。耐震補強せんと危ないなという認識は持つ。だけど金がないというのが一番の大きな問題だと思うんですね。これはいいかげんに、実績から考えて、お金がないという現実の上でどのように進めるかということを考えざるを得なくなったというふうに思います。

さらに、ソフトを充実させていく、宣伝を充実させていくっていうような政策をくみ取ったというような御答弁なんですが、果たしてそれで進むのかというふうに思います。

以前からも、これ指摘もしてきたんですが、お金のかからない、命を守るということであれば、お金のかからない、見ばえは悪いかもしれませんが、見ばえが悪くても当面命を守るという、そういう視点で、耐震補強をする必要があるんだよという方向に切りかえていかないと幾ら命危ない、命危ないとか言っても、何百万円もかけて耐震補強しなさいって言われても、高齢化が進んでいる新城の中ではい200万円、300万円出しますっていうのは、なかなか踏み切れないのが現実だというふうに思います。そのところをはっきりと認識して、これまでの実績を踏まえた上で、方向転換、大きな方向転換をすべき時期が来たというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 確かに、今、委員のほうから御指摘ございましたとおり、アンケート結果から見ましても、費用がかかる、後継者、後継ぎがないというような問題がクローズアップされています。

ただ、その中でも、これ複数回答なんですけれども、費用がかかるだけではなくて、改修をしている間の工事中の生活に不安を持っていたりだとか、工事そのものに対する不安というようなものもあります。必ずしもお金

がかかるからということだけではなくて、それらいろいろな生活に係る不安というものもあります。

それらのところをいかに皆様方にお伝えしていくかというようなことが重要ではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、所有者、家屋所有者さん、そのものの人たちが、よし直すぞという気になっていただかなければ、これは進んでいかない事業でありますので、まずそのあたりのところも十分、職員がPRしたりだとか、説明をしていくのが重要ではないかなというふうに考えております。

そうした中で、先ほどお金がかからない方法というものをどうだという話がありましたが、耐震シェルターというのは一般的にかなり安い費用でできます。75歳以上の方、また障害をお持ちの方がおられるところでしたら、設置のほうできますので、これは耐震化率というものには直接かかわってきませんが、耐震シェルターというようなものもちょっと進めていくような方法を考えていければ、まず人的被害をおさえるということから言えば、いい方策ではないかなというふうに考えてるところでございます。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 決算審査になりますので、今回、決算、耐震化の件で、震災対策の件で決算は何回も何回も行われてきました。その都度、耐震補強実績って上がってないんですね。

一方では、もう地震がすぐにでも来るといような心配をしながら庁舎を進めてるわけですよ。庁舎は建ったけど、民間はどんどん倒れたということになりかねない状況です。深刻さをあおるのであれば。

耐震シェルターが安いと言われたんですが、耐震シェルターってすべての部屋に入れるわけじゃないですよ。例えば寝室であったり、特定の部屋になると思うんです。これが無駄

だとは言いません。

しかし、簡易な方法というのはいろいろあると思うんですね。実績も日本全国あると思うんです。実際にどういう方法があるのかというのは、これもやはり調査し、先ほどですね、お金だけじゃないよと。生活の不安もあるよというようなことを言われたんですが、具体的にじゃあ生活の不安をどのように分析したのか。そこのところをお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 耐震改修するに当たって、やっぱり壁を取ったりとか、屋根を取ったりだとか、いろいろな工事が想定できます。

特に、旧の在来工法をするに当たって、やはり生活しているところ、壁を取ったり天井裏に補強の金具をつけたりということになるものですから、やはり1回その家を出なければいけないというケースがほとんどになります。

そうなってくると、借家の問題であったりだとか、家財をどういふふうにしたらいいとか、そういうような問題が出てきますので、そういう不安っていうのはかなり大きいものではないかなというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今、言われました不安、それではその不安はこれからどのように取り除くようなPRができるんでしょうか。

○白井倫啓委員 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そういう不安をどのように解消かということになるんですけども、やはりこれはどこまで行ってもなかなか難しい話になろうかと思えます。それらのところを何とか空き家等もありますので、例えばそういうところに一時的に動いてもらう。ちょっと制度のほうを1回よく調べないと、法的にできるかどうかわかりませんが、そういうようなところに一時移転をしていた

だいて、やるであるだとか、どうしてもそういうことに不安を感じるということになれば、先ほど委員のほうから、すべての部屋には無理ということだったんですけれども、やはり耐震シェルターという形で、少なくとも人命だけは守っていただけるというような方策を考えると、そういう方法があるかというふうに考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 平成27年度実績で、耐震補強したのは2戸なんです。2戸しかなかったという、この実績をどう政策に反映するかというのが決算審査だと言われました。そのとおりだと思いますのでお聞きしてるんですが、空き家を一時借りたらいいのかとかということと言われましたが、非現実的ですよ。だれが空き家貸してくれるんですか。貸してくれるような空き家あれば、逆に言ったら、地域でだれかほかの人に住んでもらうというようにできるんですが、空き家がなかなか活用できないという現実があるので、空き家を利用するなんて非現実的ですよ。

屋根裏に入ったり壁外したりして暮らせなくなるっていう、この現実が変わらないんですよ。そういう耐震補強やるのであれば。実績を見たら考えないとまずいんじゃないですかね。

四日市の市役所というのは、業務をしながら耐震補強しました。そういう方法あるんですよ。民間のちっちゃな、庁舎に比べれば小さいですよ、うち。だから生活しながら、例えばですよ、昼間のうちにこの部分はやるかですね、寝室はいついつやるか、そういうことをやるという方法もあると思うんですよ。実績で深刻だと。地震はすぐ来るという認識なのに、困った困ったと。従来できなかったことをもう一度PRをしても僕は意味ないと思うんです。だからせっかく平成27年度の実績でも、やはり進まないということを、確実に、数字、確実な数字としてつかんだわけ

ですから、違う政策、これまでになかった政策を打ち出す。こうしなければ、決算やった意味ないと思いますよ。もう少し庁内で検討しないとですね、家が倒れてから、地震が来たら大変だということになりかねない。決算審査、決算をちゃんと生かすように、どうするか。ちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そうですね、やはり2戸という、平成27年度の場合2戸という、しかできなかったということは、大変申しわけないと言いましょか、なかなかうまく進まないというのは認識しているところでございますけれども、確かに住まわれるところというのは、重要なことということで、今だんだん工法もいろいろ変わってきてまして、外での補強、外からの補強とか、そういうこともありますので、私どももいま一度工法等を勉強のほうをいたしまして、得られた知識等を住民の方に周知をしながら、うまく少しでもふやしていけるように努力してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 私のほうからは、歳出8款4項3号震災対策費、住宅耐震化促進事業、ページ数、194ページで、3点お聞きをさせていただきます。

今の白井倫啓委員の質疑でも、ある程度は理解しておるんですけども、3点お聞きをさせていただきます。

1点目、住宅耐震化促進事業の具体的成果は。

2点目、耐震改修と耐震シェルターが普及できなかった要因は。

3点目、平成27年度の反省を今後どのように生かされるか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思ひます。

白井委員への御答弁と重なる部分はあるかと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1問目の耐震化促進事業の具体的成果でございますけれども、住宅耐震化促進事業の実績につきましては、耐震診断が予算100戸に対しまして、実施100戸、木造耐震改修が予算10戸に対して実施2戸、木造耐震段階改修が予算5戸に対して実施が1戸、耐震化奨励金が予算15戸に対して実施が3戸、木造住宅取り壊しが予算40戸に対しまして実施が11戸であり、耐震シェルターの設置の実施はございませんでした。

2問目といたしまして、耐震改修、耐震シェルターが普及できなかった要因でございます。

補助金の申請件数が伸び悩んでることもありまして、昨年10月に耐震改修に関するアンケートを実施いたしました。

アンケート結果から、大地震に不安を持ち、耐震性がない住宅であることを認識しつつも、回答者の約半数は対策を何も講じておらず、今後も何も対策を行う予定がないというふうに回答をしております。

また、アンケート結果から、耐震化が進まない理由として、費用負担、後継者、耐震改修工事に対する不安などが見えてきたところでございます。

平成27年度の反省を今後どのように生かされるかということでございますけれども、大規模地震の発生が危惧される中、住宅や建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要として推進してまいりましたが、補助事業の実績は前述のとおりでございます。

そこで、既存制度は継続しつつも、お出かけ講座、小中学校への出前講座やローラー作戦など、直接職員が耐震化の必要性を説明していくことで、この計画の目的であります減

災化に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 1点目のほうは、理解はしたところでございます。

耐震改修、耐震シェルターは、予算化をして目標を立ててやった上で、今の答弁の中にもあったように、アンケートとか、いろんなことは動いたんですけども、このシェルターについては何も普及をしなかったという成果、これはどうなんですかね、予算を立てて、予算のとおり努力をするというのが普通の考え方だと思うんですけども、その努力はされたんでしょうかね。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 今までにつきまして、広報という形を持ちまして、いろいろな形でPRのほうをさせていただいております。区長会での資料の配付であったりとか、ローラー作戦で各家庭へ回ったときに資料を配布する等のことで、この耐震シェルターの関係につきましても、皆様方に広報をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 ローラー作戦というのが出てきましたけど、平成27年度ローラー作戦をやったということでもいいですかね。その中で成果が出なんだという理解でいいですか。

○丸山隆弘委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 毎年、平成14年以降、地区を限定ではございますけれども、職員がその地区へ回りまして、ローラー作戦ということで周知のほうはさせていただいております。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 8款1項2目高規格道路対策費、高規格道路開通記念事業開催事業、

184ページですが、事業費約482万円の内訳とともに、主な内容、成果について伺います。

○丸山隆弘委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 本事業につきましては、昨年10月12日に新東名高速道路の開通前イベントといたしまして、新城インターから長篠設楽原パーキングエリアまで、約3.5キロの本線区間を開放し、高速道路でのウォーキングを実施させていただいたものです。

また、長篠設楽原パーキングエリア内では、特設ステージを設け、地元の小中学生の吹奏楽や和太鼓、よさこい、キッズダンスなど、さまざまなアトラクションを実施いたしました。

また、飲食ブースやPRブース等を設け、イベントを楽しんでいただきました。

事業費の内訳につきましては、こちらにつきましては、これらのイベント全般についての当日の運営委託料が379万800円、シャトルバスの運行の委託料が77万5,656円、交通誘導員警備の委託料が16万7,400円、その他消耗品等が9万990円、合計で482万4,846円でありました。

成果についてでございますが、当日の目標集客人数につきましては、5千人程度を想定して計画しておりましたが、結果的には目標をはるかに上回る3万人ほどの方が参加をいただいております。

目標人数につきましては、同様の開通前イベントの実績などを参考に想定したものでありますが、新城市民の方々がいかに新東名に関心を持ち、開通を心待ちにしていたか、そういった気持ちのあらわれが予想をはるかに上回る集客につながったものと実感しております。

この新東名の記念すべき開通に当たり、高速道路の上を自分で歩いた経験、こうした経験は大人も子供も参加していただいた方々にとっては、大変有意義な貴重な時間にしていただいたことと思います。

こうした場を多くの方々に提供できたことが、今回の開通前イベントの大きな成果であったと考えております。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この第二東名、新東名当時は第二東名と言ったんですが、昭和の終わりに新城を第二東名が通るぞと。それからインターもできそうだというような話もたらされて、それ以来、30余年になるわけですが、開通イベントに参加できたということは大変よかったと思うわけですが、終えてみてですね、どういうふうな、よかったのか、点数をつけると言うんですかね、自分たちで企画してやり切ってみて、この30年にわたる積年のこの喜びと言うか、この開通イベントというのがですね、この喜びの表現であろうというふうに思うわけですが、その点でうまくいった市民のその後の皆、市民の反応だとか、いろんな皆さんの声を聞いたと思われるんで、どんなふうなような、うまくいったというふうに解釈しているのか、もう少しこうすればよかったという点があるのか、その辺を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 なかなか点数のほうつけるのは難しいわけなのですが、今回まずいろんな反省点もございました。やはり想定は5千人ということで想定したわけですが、逆に3万人近いという想像以上の方においでいただいて、それだけの人数をなかなか食事の面でもトイレの面でも御不便をおかけしてしまったこと、こちらについては大きな反省点であったと思っております。

ただ、実際には、やはり歩いている方々の声、またそこで声をかけていただける方々の声、にこやかな顔、そういったものの中では、やはりこうした機会、いずれにしても最初で最後、あそこの道路の上を歩けるのは最初で最後の機会です。そういったところで歩けた。そういうことに対する喜びの言葉というのは、

数多く聞いております。

そういった意味でも、及第点をつけていいのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 最後一言ですが、インター、新城インターの開通は、新城のこう発展につなげたいというのが、この計画がもたらされてから30余年、30年のずっと願っていたと思うんですけども、こと開通記念イベントに限ってですね、将来にそうやって新城の発展につなげるようなことができたというふうに認識されておりますか。

○丸山隆弘委員長 天野土木課長。

○天野充泰土木課長 具体的な目的、そうしたものを考えますと、大きく4つあったと思います。

やはり1つはこの今、言った30年余りという中で、今まで携わってきていただいた方々への感謝。それからやはり開通、待ちに待った開通へ対するお祝い。それからもう1つが、これから新城の柱であるというものへの希望。それからもう1つが、こうした機会。新城だけではなく、全国的にも大きな開通、新東名開通という、こういう機会に新城市をPRするという機会にする。主にこうした4つの目的があり、そこへ来たそれぞれの方々がそれぞれの思いで、そうしたものを感じていただいたことだと思います。

特に、具体的に世間の方へのPRでいきますと、当初予定していなかったわけですけども、クラブツーリズムというバスツアーのほうで本企画をツアーの中へ組み込んでいただきました。そういったことによって、名古屋を中心なんですけども、東京、大阪も含めまして、60台ほどのバス、想定2,500人ほどの方が遠方のほうからも来ていただいております。多分なかなか新城というところへ足を運んだことない方も多かったと思います。こう

した機会に新城という、方々が新城を知っていただいた。そういったことも十分成果になっていると思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出9款消防費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、させていただきます。

9款1項3目、災害対策費、孤立可能性集落対策事業、ページ数は200ページ。

議会報告会にて、「市川の、これは参加した地元の方の声なんですけど、市川のヘリポートを建設していただいたのはありがたかったんですけど、アクセスする道が狭く、大型車両や救急車両が利用しにくいです。」との声が寄せられました。

建設段階で確認できなかったのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 今回整備しましたヘリポートにつきましては、災害時に集落を結ぶ道路が寸断され、孤立してしまったときのことを想定し、住民の救出、救助活動及び集落への食糧、物資の搬入などの輸送手段として整備されております。

大規模災害により、集落が孤立し、陸の孤島状態となった場合には、陸路でなく、空路からアクセスすることが必要になります。空路からのアクセスは、山間部などの入り組んだ地形では容易ではないため、空からのアクセスポイントとしてヘリポートを整備しています。

このため、孤立可能性集落対策としてのへ

リポートへのアクセスは、必ずしも大型車両が利用しやすい幅員の道路をつけないといけないものではありません。

市川区内の道路の幅員は、狭いところがあり、長年、地域の問題として挙げられておりますが、その地形や住宅等の配置などから、道路の拡幅が容易にできないところでもあります。

大規模災害による孤立集落対策として整備はしておりますが、ヘリポートとしては平常時も活用していただけますので、ドクターヘリなどの利用もできると考えております。

なお、市川区のヘリポートへ救急車が乗り入れることができるということは、確認済みであります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今のお話だと、ヘリポートをつくったのは、孤立しないように空輪からのアクセスが必要だということで作らせてもらったということ。

また、そこでのアクセスは救急車両が入ることは確認済みだということだと思います。

使えるのかなというふうには思っておりますが、今回これを建設した上で、今後の行政の運営として改善、工夫など、反省点など、今後考えたいことなどがあったらお聞かせください。

○丸山隆弘委員長 加藤防災安全課長。

○加藤勝彦防災安全課長 今、御質疑いただいたのは、ヘリポートの整備に関してというところですか。

これまでに5カ所ほど市内で整備をさせていただきまして、今まで整備の中で出た内容を加味してよりよいもの、孤立化の集落が少しでもこう減るような形で、地域の方と話をさせていただいて整備に努めていきたいなというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出9款消防費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 10款6項1目、保健体育総務費、市民スポーツ振興事業、228ページです。

市町村対抗駅伝大会支援委託料70万円の内容と成果について伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 市町村対抗駅伝大会は、平成18年度から「愛・地球博」の開催を記念し、「愛・地球博記念公園」で毎年開催される県内の市町村の交流と県民スポーツの振興を目的とした市町村対抗駅伝大会で、県内54市町村、市の部38、町村の部16チームが小学生、中学生、高校生、一般、40歳以上の9区間を各市町村の代表9名によってタスキを引き継ぐレースです。

新城市体育協会、新城市陸上競技協会、新城市小中学校校長会及び小中学校体育連盟新城支部に所属するメンバーで組織します愛知県市町村対抗駅伝競走大会支援委員会に対して、70万円の委託料を支払っています。

委託費の内容といたしまして、報償費として、監督、コーチへの謝礼と県外から参加する選手の旅費、消耗品費として、選手、監督、コーチ、26名分のトレーニングウェア、テント、ブルーシート等です。通行料として、高速料金、駐車場料金。食糧費として、試走会及び大会当日の選手及び大会関係者の弁当代や選手の飲料水などです。そのほか通信運搬費、クリーニング代、振り込み手数料で合計70万円の支出となっています。

成果といたしまして、平成27年度の順位は、38チーム中27位でしたが、大会へ出場する選手は、出場する市町村に在住、在学、在勤、

出身者であることが条件であるため、大学や実業団を抱える市とそうでない市との差が出やすい大会で、上位入賞は難しい状況であります。平成19年の11位、平成26年の12位という年もあり、大きな企業や大学を抱える市と競り合う場面もありました。

また、この大会は東海テレビが主催者に入っており、大会の様子が生中継され、多くの市民が新城市を代表して走る選手を応援することから、小学生、中学生、一般の市民ランナーがこの愛知駅伝大会への出場を目標とするようになりました。

先月の27日に開催されました新城夏季市民体育大会陸上競技大会においても、長距離競技に参加する小中学生の人数が59人と、非常に多くあり、競技人口の底上げと市民の健康増進及び本市のスポーツ振興という面で成果があらわれていると考えます。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 再質疑をいたします。

この対抗駅伝、市の名前と言うか、PRする意味でも大変意義のあると言うか、効果があるものだと思いますが、このもう少し順位を上げると言うか、結果を残すために何をしたらいいのかというふうに考えますと、例えば5年間ぐらいで計画を立てて、もう少し選手の育成、養成をしていくとか、そういうような一定、市としての考え方と言うか、そういう方針を持って関係団体に委託するというような考え方はないんですか。

要するに、イベントとして事故なくやってほしいというような考え方でいるのか、もう少しこう順位を上げるように工夫していただきよというような注文をつけながら委託をするというような考え方でやったものではないのか、その辺について伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 順位を上げるための方策でございますけど、現段階では出

場できる選手、この新城市内に、先ほど出場条件に満たした選手が選んだ選手が一番速い人たちを集めたつもりでございます。

まず、一般の方でございますけど、この選考基準というのがありまして、夏季市民大会の陸上競技大会の記録であるとか、日本陸連の登録されておる方は、公式戦の結果だとか、記録等を参考に選んでおります。

高校生の方につきましても、夏季市民体育大会であるとか陸上競技大会の記録、そして日本陸上連盟公認大会の記録を参考にしております。

中学生の方は、新城市中学校陸上競技大会の記録、新城市中学校駅伝大会の記録。

小学生の方につきましては、新城市小学校陸上競技大会の記録を参考に、一番記録のよい選手、場合によっては大学生あたりだと、過去にもありましたけど、箱根駅伝が控えておるため学校の許可がおりないというような場合もございますけど、できる限り、その時期に一番速い選手を選んでおります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 先ほども余り高成績と言うか、高い順位は望みがたいというようなお話だったんですけども、余り今ほどマラソンブームが盛んでないところに新城マラソンを始めたりとかかなり新しい取り組みをして、一時期はかなり選手を養成するって言うんですか、指導者等にも力が入ってたように思うんですけども、もう一度伺いますが、このそういった今までの大会のデータ等で、どの選手と言うか、どの子が、どの人がどのぐらいで走るのかといったデータはもうほとんど集積してると思うんですけども、その辺もう一度チェックし直して、この何年か計画で立て直して順位を上げていくというような、こういった駅伝の成果をもっとこうスポーツの振興に広げていくというような考え方はできないものなのか、再度伺います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 私どもの今後の計画の中に関係団体と協議等をしまして、先ほど委員が言われたような形で、長期的な視野に立って、選手の育成という部分もスポーツ振興計画の中に1文うたってございますので、できる限りそのような計画を協議してまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ぜひ、よき指導者と言うんですか、やっぱり自分なりに自分、我流に近いような形、要するに。でやるとか、ではなくて、きちっとその人の才能だけではなくて、もう少し引き出すような科学的な調査なんかもしながら、才能という才能がある子は時々あらわれる。スポーツにおいてははとてつもない才能を持った子が時々あらわれると思うんですけれども、大人の責任として、そういう子供たちを見逃してしまうというのは一番残念なことだと思うんですね。ある段階で非常に能力を発揮する子が、なかなかその子の能力というものを気づいてやれずに見逃してしまうと、もう一生その子は自分の能力に気づかずに終わってしまうというようなことがあって、途中からだとなかなか能力を見抜けないというようなこともありますので、マラソンと言うか、こういう長距離走るのは、駆け引きもあると思うんですけれども、比較的この勝敗と言うか、はっきり結果が出てくるスポーツだと思いますので、ぜひともこの新城マラソンというものがありますので、そうしたものと関連して、そういう進めていってほしいと思いますので、最後1点ですが、この70万円という額、説明はあったんですが、そういうものをやるために増額していくような考え方というのは、もうこの段階ではないんですか。大体どんな考え方であるのか、伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 佐宗スポーツ共育課長。

○佐宗勝美スポーツ共育課長 現段階70万円

を使って増額して選手の育成というふうな考えは、現在持っておりません。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告をさせてもらった順にやっていきます。

10款1項3目、教育指導費、スクールバス等運営事業、206ページです。

鳳来中学校や東陽小学校の下校時間と飯田線のダイヤが合わない案件について、今回のこの当局からいただいた報告書の中では解決されております。大きく評価するとともに、この結果は中学生議会などの要求に応えたものとして理解してよいのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 林教育総務課長。

○林 治雄教育総務課長 鳳来中学校、東陽小学校は、校区が広く、通学方法も徒歩、J R飯田線、路線バスなどと、さまざまな方法で子供たちは通学しております。

J R飯田線のダイヤ改正によりまして、J R飯田線で鳳来中学校へ通学している生徒の下校時刻とJ R飯田線の時刻が合わない冬期におきまして、平成24年10月よりJ R飯田線の代替として、毎年2月ごろまで対象生徒をバスにより送っております。

また、東陽小学校についても、平成27年9月以降、下校バスを運行委託により実施しております。

中学生議会で、鳳来中学校の生徒さんから、J R飯田線の本数に限りがあり困っている。本数をふやしてほしいという御意見などがあることは承知しておりますが、現在のところ、運行委託事業を現在実施しまして、子供たちが安全に通学できるよう配慮していきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

ここで、説明員入れかえのため、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後5時17分

再開 午後5時25分

○丸山隆弘委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、総括の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 総括であります。平成27年度の新城市決算監査意見書の中からお願いをしたいと存じます。

第5、審査の結果及び所見であります。

その6、総評、④に時間外勤務についてのが載っております。ここにありますように、人件費において、給料の一般職級は横ばいで推移しているが、職員手当のうち、時間外勤務手当は増加し続けている。業務内容の精査を行い、職員間の業務量の調整を行うとともに、メリハリをつけた時間外勤務時間の管理をされたい。

また、組織機構の見直しを含めて、効率的な事務事業の執行体制を構築されたいの指摘事項に対し、どのように認識され、改善策を講じていくつもりか、お伺いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 御指摘がありましたとおり、本市職員の時間外勤務時間数が増加傾向にあることは承知しております。

このため、時間外勤務を行うことによって生じる職員自身の心身への影響や事務効率、勤労意欲の低下、光熱水費や手当での増加などの問題点について、機会をとらえて所属長へ周知してまいりました。

そこで、従来から毎週水曜日をノー残業デーと定め、定時退庁を促してまいりました。

平成27年度からは、所属長が水曜日にやむを得ず時間外勤務を命ずる場合には、時間外勤務命令事前協議書を人事課へ提出するよう強化したほか、今年度には、各課が最低、月1回の水曜日を完全定時退庁日に設定し、すべての課員が完全退庁するように努めております。

業務遂行においては、制度変更や時期的な業務集中など、さまざまな要因によって時間外勤務が必要となる場合がございます。

一方で、限られた職員数において、最大の成果が得られるよう努力しなければなりませんので、成果を重視した事業の見直しや業務効率の向上など、引き続き時間外勤務の縮減に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 本年度の、これ資料、平成27年度の計画数値で、以前もこの場で質疑した経過がありますが、1億3,401万9千円が計画であり、前年、平成26年は1億2,551万4千円、その差が850万5千円というデータから言いますと、約7ポイント程度、実は超過勤務が上がっている。職員の皆さんの給与そのものは、恐らくそんなに上がっていないだろうというふうに考えるわけですが、超過勤務において、これだけの突出してくる、そしてまた増加し続けているという監査委員さんの御指摘の中で、実際にし続けている部署、またそれが改善された部署等を分析をされておみえになるのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 庁内の時間外勤務時間数につきましては、それぞれ各課の集計によって、それぞれ時間外勤務手当で等支給しておるところでございますが、一概に年度によって課が抱える業務、あるいは新たな業務が発生した課があったりとかということですので、横並びに時間外勤務が前年に対してふえた、Aという課がふえた、減った。B

という課がふえた、減ったっていうのは、ちょっと数字としては持っておりますが、それがどの要因によるものかという問題は、しっかり認識はしておらないところでございます。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 どの事業所でもそうなんです、超過勤務をする方は非常に時間が多いという場合もみえるだろうし、中にはぎりぎりに朝お見えになって、5時にはさっと帰るといふ非常に割り切った方もみえるというふうな実情もあるんじゃないかというふうに思うわけですが、やはり超過勤務を命令をされて、どこまでやりましたっていう報告を受けた場合に、じゃああしたは、いや、あさっては2時間おくれて来てもいいよっていうような変形労働は取っておられると思うんですが、変形労働、もしくはフレックスタイムの実施状況については、調査がされているんでしょうか。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 フレックスタイムのお話ですが、今、基本的に庁内実施しているのは、市民課が窓口を持っておりますので、遅出、遅く出てきて午後6時過ぎまで対応するという勤務をやっております。

ほかには、基本的に午前8時半から午後5時15分の勤務体制ということで、あと施設、図書館なんかの勤務をしておる者は、フレックスって言いますか、遅番、早番、勤務しております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 最後であります、時間外勤務を一生懸命されて、また明るく日にも出勤をしていただくっていう中で、先ほど課長のほうから御答弁いただきましたが、勤労意欲が低下をするということをお伺いしましたが、やはりそれでは仕事の成果を生かした次の日への市民サービスが、勤労意欲が低下すると同時に、どうしても市民サービスが並行

して低下をしてはいけないと思うんですが、そういったことで、これちょっと超越してるかもわかりませんが、勤労意欲の低下による市民サービスの低下っていうのは、現実、散見をされたのかどうか、お願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 時間外勤務につきましては、各所属長がそれぞれの自分の担当する課なり部署において、必要である場合に、認めて、時間外勤務をさせております。

先ほど申しましたように、職員の健康管理の面も十分踏まえての時間外勤務命令でありますので、時間外勤務命令を発したことによって、翌日、市民サービスのほうに影響が出たということはないと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、129号議案、平成27年度新城市一般会計決算認定の中で、決算審査意見書に基づいて、質疑をいたしますが、その前に平成27年度は合併10年目の決算であります。

合併10年たったということで、私なりにこの10年間を決算カードを見ながら、ちょっと見たんですが、そうしましたら、新城市の最初の財政健全化推進会議を立ち上げ、それから財政健全化に向けて大きな事業、かなり10年間にはこなしてきましたけど、最終的には財政力がかなり強くなってきて、体力が結構、新城市はついてきてるなというのを私は感じました。それも執行部が一丸となって財政健全化に向けて努力してきたおかげではないかと感謝をいたします。

それでは、それにも関係するんですが、決算審査意見書、ページ6で、不納欠損処分が金額で950万383円（33.7ポイント）、件数では919件、44.4ポイント減少したとあるが、

大きく改善していると思いますので、その要因は何でそのようになっているのか、お聞きします。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 前年度と比較し、不納欠損額が950万383円、件数が919件減少しておりますが、その要因としましては、滞納期間が長期化しているものを中心に滞納整理を行ったことが大きな要因であります。

納税折衝におきましても、滞納期間が長期化しているものを中心に滞納整理を行ったことが、不納欠損額及び件数が減少した要因であると考えます。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 では、こういう成果は単年度に終わらずに、これからもこういう成果で続いていくというように考えていいでしょうか。

○丸山隆弘委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 はい。次年度もこのようなことを方針にやっていきたいと思えます。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、次の決算審査意見書、ページ、64ページですかね、の総評に4つの留意点が挙げられていますが、今後どのように改善するかを、もうちょっと重複する部分も出てくるかと思いますが、お願いいたします。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 では、まず1つ目の留意点、補助金等の制度についてお答えいたします。

決算審査意見書で指摘されているとおり、補助金等はあくまで自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの支援ということですので、その必要性、妥当性、有効性、公平性、これらの観点から、常に検証をすることが必要だと認識しております。

このため、ことしの1月15日付で補助金等

交付手続の根拠であります新城市補助金等交付規則というものを一部改正するとともに、平成27年度末までにそれぞれの補助金等を所管している部署で個別の補助金等交付要綱を整備いたしまして、統一的な手続に基づいた適正な執行がなされるよう改善を図ったところでございます。

特に、何年間も継続しておりますような補助事業については、予算編成、あるいは予算執行の段階で、前年度の実績報告書等を精査いたしまして、真に補助の必要性があるものであるかどうか、この点について厳しく検証することにしております。

今後は、これらの検証結果を踏まえまして、補助金等の必要性に疑義がある場合には、担当部署を通じて、個別に補助金等交付団体との協議を行うなど、見直しに向けた取り組みを加速化していきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 坂野契約検査課長。

○坂野公彦契約検査課長 私のほうからは、②の随意契約について御答弁をさせていただきます。

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2に規定されておりますが、特殊な契約として十分認識をしております。

そのため、本市においても随意契約適正執行のための指針（随意契約ガイドライン）を定め、適正な事務処理に向け周知を図っておりますが、昨年度からは、新たに適正な随意契約の執行について、理解度を深めることを目的に、各課の管理職を対象にした研修として、随意契約ガイドラインを用いた勉強会を実施しており、まず管理職の理解度を深めた上で、各課での執行時における管理体制や周知徹底といった指導を図ることができる体制を進めております。

なお、研修会については、今後においても継続的に実施をして、随意契約における適正な予定価格の決定についても含め、随意契約の事務執行に当たっての所管課での理解度を

上げることで、慎重かつ適正な処理対応を促してまいります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 それでは、私のほうから、3の内部統制、4の時間外勤務について、お答えさせていただきます。

まず、3の内部統制についてでございます。

本市の内部統制につきましては、これまでも決算審査意見書での指摘を十分踏まえ、その構築に向け、努力を重ねているところでございます。

意見書にもありますように、全庁的にわたる個々の業務については、それぞれの所管課が庁内他課を指導、監督するよう努めております。

しかし、残念ながら、さまざまな要因から、変化のスピードが速く、若干おくれぎみの対応になっている場合もございますが、全庁的なマニュアルや個別業務のマニュアルの作成、周知、情報共有等は、内部統制を進める上で不可欠なものでありますので、所管課が速やかにその環境を整え、各部署への周知徹底に努めております。

いずれにいたしましても、内部統制が十分機能する組織運営体制の構築には、決してゴールがあるものではなく、全職員がその意識を高く持ち、取り組みを日々続けることが必要であります。

そこで、各部署で行われておりますOJTを通じて、管理職、監督職が所管部署の業務を十分理解した上で、施策の方向性や部署が抱えるリスクへの備え、関連する法令の遵守などについて、的確な指示を行うなどの努力を積み重ね、市民から信頼される市役所となれるよう努めてまいります。

続いて、4の時間外勤務についてでございます。

先ほどの山口委員の質疑に対するの答えと重複いたしますので、よろしく願いいたし

ます。

指摘がありましたように、本市の職員の時間外勤務時間数が増加傾向にあることは、十分承知しております。

このため、時間外勤務を行うことによって生じます職員自身への心身への影響や事務効率、勤労意欲の低下、光熱水費や手当での増加などの問題点について、機会をとらえ、所属長へ周知してまいりました。

そこで、従来から毎週水曜日をノー残業デーと定め、定時退庁を促してまいりましたが、平成27年度からは所属長が水曜日にやむを得ず時間外勤務を命じる場合には、時間外勤務命令事前協議書を人事課へ提出するよう強化したほか、今年度には、各課が最低月1回の水曜日を完全定時退庁日に設定し、すべての課員が退庁するよう努めております。

業務遂行においては、制度変更や時期的な業務集中など、さまざまな要因によって時間外勤務が必要となる場合があります。

一方で、限られた職員数において、最大の成果が得られるよう努力しなければなりませんので、成果を重視した事業の見直しや業務効率の向上など、引き続き時間外勤務の縮減に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 ありがとうございます。ちょっと時間が押しておりますので、私もはしょって質疑しましたので、皆さんに理解しにくいところあるかもしれませんが、財政健全化に向けて、その基本は変えずに、もうちょっと財政的には、私は余裕が見えてきたような気もしますので、過疎地域自立促進計画とか、そういう地域のためになるような事業に今後は少しかじを切って、積極的な運営をしていただきたいと思います。

以上です。

○丸山隆弘委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、平成27年度新城市一般会計決算認定の総括の質疑をさせていただきます。

決算審査意見書の総評から、幾つかお伺いしたいと思います。

まず、1点目です。新東名高速道路の開通により、新たな産業・観光振興の幕あけの緒との認識を伺いたいと思います。

2点目です。中学生議会、女性議会、若者総合政策、若者議会等の制度の定着、発展に向けての課題と認識について、お伺いします。

3点目です。新城市人口ビジョン、新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を市民共有のビジョン、目標とするための周知を議論を深めるための課題についてお伺いします。

4点目です。公共施設総合管理計画と合併算定替を見据えた中での中長期的財政ビジョンとの整合性、財政健全化についての見解を伺います。

5点目です。個別の審査の留意点について、お伺いします。

①です。平成18年度に実施した新城市補助金等検討委員会の最終答申を踏まえた補助金のあり方についての認識を伺います。

②です。単独随意契約における見積価格の検証方法について、どのようにお考えか、お伺いします。

③の内部統制について。毎年毎年、再三の指摘に対する認識と見解を伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 私からは、1点目と3点目について、お答えさせていただきます。

1点目につきましては、新東名新城インターチェンジの開通により、大都市へのアクセスが改善され、本市の新たな企業の進出や農業を初め、さまざまな産業の発展、観光による交流人口の増加が期待されるということだ

と理解しています。

新城市の魅力的な観光や企業等のPRをしていかなければいけないと考えています。

3点目の新城市人口ビジョンと新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、その周知と議論を目的に、概要版をことしの4月に、ほのか特集号で全戸配布いたしました。

また、各地域協議会の場において、説明をさせていただきました。

それ以降、1地区ですが、お出かけ講座も開催していただきました。

そのお出かけ講座の感想に、概要版は内容が難しく、理解できなかったが、講座を聞き、市の人口推移がよく理解できたという意見をいただきました。話して伝えることの重要性を再認識しているところです。

課題は、認知度のアップです。今後もお出かけ講座など、お願ひし、要望ありましたら説明に伺わせていただきます。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 それでは、2点目についてお答えさせていただきます。

中学生議会は、今年度5年目、女性議会、若者総合政策、若者議会は2年目を迎えることとなりました。これも関係各位の皆様の御理解、御協力により、順調な事業実施ができたと考えております。

さて、それぞれの制度の定着、発展に向けての課題と認識についてでございますが、1点目として、市民の認知度、理解度をより一層図ること。

2点目としまして、住民の多様な意見を集約するには、若者、女性のさらなる参加を推進すること。

3点目としまして、それぞれの制度の継続性を担保すること。

4点目といたしまして、制度開始から間がないこともありますので、前例や実績がないことによりまして、参加者に負担をかけてい

ること。

以上が主な課題と考えており、これらを解決することが制度の定着につながると認識しております。

今後とも、これらの制度につきまして、積極的にかつ丁寧な周知に努め、市民の皆様にとって、もっと身近な制度となるよう常に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 私からは、4点目の公共施設総合管理計画と財政ビジョンとの整合性、財政健全化についての見解ということでお答えをいたします。

決算審査意見書にもありますように、合併後10年が経過いたしまして、地方交付税の合併算定替の措置が漸減していく中で、今後数年間に大型の事業が集中する見込みであること、それから老朽化した公共施設等の維持管理経費がますます増大することが予想されることなど、財政的には今まで以上に厳しさが増すものと予想されます。

このため、本年度中にこれまでの財政見通しを全面的に見直し、中長期的な視点に立った新たな財政見通しを作成することとしております。

現在、本年度中に策定予定の新城市公共施設等総合管理計画との整合性も勘案しながら、作成に向けました作業を鋭意進めているところでございますが、財政推計の基本的な考え方といたしましては、4点考えております。

1点目が、地方交付税の合併算定替による算定額の段階的縮減への対応。

2点目が、今後数年間に予定される大型事業等による財政負担の増大への対応。

3点目が、地方創生に向けた事業を継続的に実施していくための財源確保。

最後、4点目が市民の将来不安の克服。

この4つを掲げております。

そして、これら4つの基本的な考え方をベ

ースといたしまして、幾つかのパターンで詳細な分析、推計作業を行いまして、将来にわたって市民サービスの向上と健全な財政運営が両立できるような財政見通しを立てていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 それでは、5点目の個別の審査の留意点のうち、①の平成18年度の補助金等検討委員会の最終答申を踏まえた補助金のあり方の認識について、お答えをいたします。

先ほど、菊地委員の質疑に対する財政課長の答弁と一部重複するところがございますが、よろしく願いをいたします。

決算審査意見書で御指摘の補助金等につきましては、これまでの総括的な新城市補助金等交付要綱を平成27年度末で廃止し、今年度からは、個々に具体的な手続を定めて、適正な執行がなされるよう、各補助金等の所管課において、個別に要綱を制定することとしたところでございます。

平成19年3月に出されました最終答申には、課題と対応というところで、4つの課題の提起がなされております。この課題の1つに、市職員プランニングとプレゼンテーションへの意識を高めなければならないとしておりまして、この対応方針としまして、市職員が住民に対して説明する場を積極的に設け、常に住民に向けた情報提供を第一義とするセッションを設ける等の御意見をいただいております。

そこで、市では平成26年度に策定いたしました新城市行政改革推進計画の進捗状況を把握し、外部からの検証を行うため、昨年の11月に学識経験者と市内有識者4名からなる新城市行政改革推進計画外部検証委員会を設置いたしまして、ことしの2月に行政改革の見える化を図るために、取り組み事例の発表会を開催したところでございます。

こうした職員みずからが取り組みについて

発表する機会を設けることを継続的に行うことによりまして、答申があった市職員のプレゼンテーションへの意識を高めていくことにもつながっていくものと認識をしております。

現在、合併直後に行われました補助金等検討委員会のような議論の場はございませんが、最終答申で提起されました他の課題の対応につきましても、今年度中に行政改革の一環といたしまして、定期的に見直し検討を行う庁内補助金等検討会議の立ち上げに向け、まずは庁内で情報共有を図りながら、方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 坂野契約検査課長。

○坂野公彦契約検査課長 それでは、私のほうからは、5点目②単独随意契約における見積価格の検証方法についてお答えをいたします。

御指摘のありました保守・維持管理等業務における単独随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定が定められておりますが、この中で言う、その性質または目的が競争入札に適さないものをするときは、特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備または技法等を必要とする業務で、それらを操ることのできる特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することのできない場合や競争に付することが不可能または著しく困難な場合の契約に対応するもので、その1者にしか契約の相手方としてあり得ない特別な案件の場合にのみ適用するものでありますので、見積価格の検証については、大変難しいものがあると認識しております。

そのため、この場合における発注時の予定価格につきましては、近隣自治体などの類似の案件や以前の契約等、他課の契約案件等も含めまして、十分に調査した上で、予定価格の決定をする必要があるものと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 それでは、私のほうからは、5点目③の内部統制についてを答えさせていただきます。

先ほどの菊地委員の質疑に対する答えと重複いたしますので、よろしく願いいたします。

本市の内部統制につきましては、これまでも決算審査意見書での指摘を十分踏まえ、その構築に向け、努力を重ねているところでございます。

意見書にもありますように、全庁的にわたる個々の業務については、それぞれの所管課が庁内他課を指導、監督するよう努めております。

しかし、残念ながら、さまざまな要因から、変化のスピードが速く、若干おくれぎみの対応になっている場合もございますが、全庁的なマニュアルや個別業務のマニュアルの作成、周知、情報共有等は、内部統制を進める上で、不可欠なものでございますので、所管課が速やかにその環境を整え、各部署への周知徹底に努めております。

いずれにいたしましても、内部統制が十分機能する組織運営体制の構築には、決してゴールがあるものではなく、全職員がその意識を高く持ち、取り組みを日々続けることが必要であります。

そこで、各部署で行われておりますOJTを通じて、管理職、監督職が所管部署の業務を十分理解した上で、施策の方向性や部署が抱えるリスクへの備え、関連する法令の遵守などについて、的確な指示を行うなどの努力を積み重ね、市民から信頼される市役所となれるよう、今後も努めてまいります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 少し確認させてもらいます。

1点目のですね、新たな産業っていうのが、私がイメージしていたのは、このニュービジ

ネスって言うか、今まで新城にない、新たなこう産業だと意識していたんですけど、どうも答弁のほうは、そうではない、既存の事業の新たなバージョン拡大のようなイメージを描いていたんですけど、もう少し夢のある新たな産業とは一体どういうふうなことをイメージしておられるのか、その辺について何を指しておったのか、何を目指しておるのか、その辺について再度お願いします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 新たな産業についてなんですけれども、今、私が答弁ではですね、新たな企業の進出や農業を始めということで、説明をさせていただきました。

諸所いろいろあるんですけども、これからの産業は、観光産業だとか医療だとか介護だとか農業だとか、その4つの産業だとかっていろんなことが言われております。

そうした中で、新城インターチェンジができたことによって、例えば農業であったら大都市の食卓をうるおすことができるようになるだとか、いろんな可能性がありますので、そうした企業の進出だとか、そういった企業の創業だとか、そういったものを新ビジネスですね、そうしたものを今、想定しております。

具体的に、どこどこ業者とかって言う、そういう名前はありません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと私の抱いていたイメージと違ったんですけど、今、執行部側はそういう答弁でしたけども、監査事務局って言うか、監査側は指摘した、この新たな産業っていうのは、今、答えたようなイメージだったのか、もっと違う、新しい企業じゃなくて、新たな産業、ちょっと今までにない企業、産業だというふうな私はイメージしたんですけど、今の執行部側のような答弁のことを指摘して、こういった文言を入れられたのか、その辺についての見解をお願いします。

○丸山隆弘委員長 浅賀監査委員事務局長。

○浅賀邦久監査委員事務局長 今、執行部側から答弁いただきましたように、大都市圏に直接アクセスができるというようなことで、いろんな可能性が生まれてくる。そういった意味で、今いただきました農業だとか、そういった部分でいろんな可能性が生まれると。そういった意味で使わせていただきました。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと我々って言うか、新東名高速の開通について言葉から言えば、そういった道路インフラ整備による時間、距離の短縮から生まれるいろんな産業っていうふうに解釈すれば、今のような回答もなるかもしれないけど、それプラス、本当に新たな産業の創造、最先端企業、最先端事業とか、そういったものも含めた産業についての取り組みもしていただきたいと思います。

それから、観光振興の幕あけっていうことなんですけども、観光については本定例会においても、一般質問であったり予算であったり、議案質疑等も含めて、いろんな議論がされたんですけども、いずれにしても、観光客っていうのは、アクションプランや基本計画を見て来るわけじゃありません。

何で観光客来るか。きのうある会場で地方創生、前大臣のお話を聞く機会がございまして、観光客が何で来るんだ。これは日本のように、この四季、メリ張りのある四季がある地方と、そして自然や豊かな環境、自然豊かなところに、そしてさらに歴史、伝統文化がある地域に、さらにそこにおいしい食べ物、名物があるところに観光客が来るんだっていうようなことを言っていました。

そういう発想からいくと、この地域に今、言ったようなものがどれだけあるかっていうことを再度検証した上で、それをどうコーディネートして、情報発信して観光客が行ってみようかなというふうに結びつけたい、い

ろんな計画とかプラン立てたって、それは机上の空論になりかねない恐れがありますので、そういった観点で取り組んでいただきたいと思うんですけども、せっかく先ほどずっと観光課長もいろいろ答弁していただいておりますけど、どうもいまいち本当に市外の人が新城行ってみようかなっていう気になるような答弁には聞こえなかったんですよね。

我々が旅行に行くでも、京都、奈良、京都にはどういうイメージがわいて、何がこの季節ならあるかっていうイメージで京都へ行くっていうわけがあるし、高山もそうでしょうし、そういったイメージがわく、ネームバリューがあるってということもありますけども、あとはキャッチフレーズでも、「そうだ、京都に行ってみよう」なんていう言葉を聞いただけで、何か京都へ行きたくなるようなキャッチフレーズがあるわけですので、そういう発想で行かないと、何か今の個別の議論と政策だけで何とか観光振興というような言葉だけでごまかしてもうまく行かないような気がするんですけども、その辺についてのもう少し観光分野だけではなく、いろんな部署が連携した政策的な発展を考える必要があるかと思うんですけど、その辺についての見解をお願いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 今、市のPRするような名前ってような話もありましたけれど、有名なのが千葉県の「母になるなら、流山市」、「父になるなら、流山市」っていうのがあるんですけど、あれを聞いてですね、いいなんて思ったりしたんですけども、今、四季がある地方だとか、自然、歴史文化のあるところに皆さん観光客で来るということなんですけども、今回このPRってということも盛んに言わせていただきました。ステータスシンボルって言うか、商品のステータスシンボルって言うと、貴重な物だとか高価な物だとか、説明しなくていい物、一々説明

しなくてもわかる物、持って移動できる物とかっていうのがあるんですけども、新城にとって、それじゃあ市のステータスシンボルは何かっていうふうに考えると、この近くだと、豊川だと豊川稲荷って、もう絶大に有名、一々説明しなくてもわかるものがある。

豊橋の場合は、新幹線の駅があるっていうことで、豊橋っていうのが有名。

豊川には、豊川稲荷のほかに、豊川インターチェンジがあります。

新城も、きょうずっといろんな質疑もありましたけれども、長篠設楽原の戦いっていうのは当然有名です。

そのほかに、やはり新城インターチェンジってものが1つのステータスシンボル、有名になるアイテムではないかなとも思います。

ですので、そういった新東名が開通して7カ月たったんですけども、こういったもののPRをすることっていうのは必要になってくるというふうに思っております。

また、先ほど横のつながりでいろんな新都市のネームバリューだとか考えろってような御意見もいただきました。流山市の話もしましたけれども、そういったものも今後検討をしていく必要があるというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いずれにしても、観光振興、観光施策、観光課で任せておくんじゃなくて、今、企画政策課のほうで答弁していただきましたけど、そういう形で連携していただければと思います。

それから、2点目の中学生議会や各種議会についてですけども、制度の定着って言うよりも、制度を定着するよりも、その制度をやることによる、例えば女性の活躍の場を設けて、活躍をしていただく。あるいは若者の、制度の定着じゃなくて、若者の定着に結びつけるためにどうしたらいいかっていうこと。まず制度を周知、定着させることも重要なん

でしょうけど、その先ですよ、定着させることによって生まれる女性の活躍する新城市、若者が定着する新城市をどうやって目指していくかっていう発想から考えるべきだと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 吉林まちづくり推進課長。

○吉林和久まちづくり推進課長 おっしゃるところのこともありますので、今のまちづくり集会の中で、女性をテーマにして、女性が活躍できる新城市ということが取り上げられる予定でおります。そのことをまず1個のきっかけとして、女性の活躍、まためざましの補助金のほうでも、女性に対する助成、若者に対する補助をコミュニティビジネスという形で実施しておりますので、この制度を利用して、本年度3件の申請があります。

そういう小さなところではございますが、女性、また若者が主体となって、この地域で活躍している、いけるための手助けもしていきたいと思っておりますので、お願いします。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 いずれにしても、こういった制度、全国から注目を浴びて、いろんなところが視察に来ておるようですので、そういった面からも、制度の視察だけじゃなくて、やっぱりそういった成果が上がっているところをそういった視察に来る人たちに見ていただく、全国に発信できるようなことを展開していただけたらと思いますので、お願いします。

それから、3点目のやつですけども、人口ビジョンですとかまち・ひと・しごと創生総合戦略っていう、この行政用語的な難しい言葉を市民のなかなか共有のビジョンだとか周知って言っても難しいと思いますので、こういったビジョンですとか総合戦略をやることによって、市の将来がどうなるんだとか、市の市民の生活がどう変わるんだっていう、そういう観点から、この制度、仕組み、ビジョ

ンや総合戦略をPRする。そういったイメージのわく形での周知ですとか共有を目指すべきだと思うんですけども、どうも行政的発想だと、かたく考えちゃうんですけど、もっと市民にとってわかりやすい、自分たちの生活がこう変わるんだ、新城の将来はこう変わるんだっていうようなイメージから考えた発想で、この共有、市民共有のビジョン、目標とするっていう手法を考えるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 御意見ありがとうございます。

市民の周知っていうのがすごくやっぱり悩んでるところであります。

市民と言っても、子供さんもみえますし、お年寄りの方もみえます。

そうした中で、今、世の中いろいろと情報が発達してきて、皆さん自分の意見をみずからの知識を得て意見を言うように、ブログだとかフェイスブックだとかラインだとかメールなど、いろんなものを使って自分の意見を言われるようになってきました。昔は計画をつくると、市から情報を与えるっていう立場と、市民のほうは与えられるっていう立場であったのかと思うんですけど、今はそういう時代じゃない。

企画政策課のほうに先ほど滝川委員のほうから、もう少しやわらかい視点でっていう話もありましたけれども、女性議会の方だとか、あと大学生だとか、ほかにも一般の人が人口ビジョンだとか総合戦略、人口のこと教えてくれるっていうような話もあります。

先日の新聞に載りましたけれども、名古屋のほうに鉄砲隊と一緒にPR行ったときも、バスの中で鉄砲隊の皆さんに人口ビジョンと総合戦略の話をさせていただきました。

また、東浦町の於大まつりに参加される方と一緒に東浦町に行ったときも、バスの中で人口ビジョンと総合戦略の話をさせていただきました。

きました。

そうした話の中で、話を聞いた方が家に帰ってお子さんとかおじいさん、おばあさんとか、いろんなところに話をする。みんなそれぞれの考えでいろいろ話し合う機会ができることによって、だんだんだんだんつながっていくというふうに思っております。

ですけれども、やはり市としては、認知度アップをしていかなければいけないので、いろんな方法をして、さっきお出かけ講座という話をさせていただきましたけども、ほかの方法も考えながら、認知を図っていかなければいけないというふうに思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ザイセイの話の中で、「家庭の家計簿に例えると」というような、わかりやすい説明の仕方を考えられておるようですので、そういった発想で、この人口ビジョンですとか総合戦略を市民の方にわかりやすい説明のお出かけ講座をしていただければと思います。

それから、4点目です。財政健全化については、財政健全化の指標等も、もうかなり改善してきておりますし、将来負担比率や起債比率ですか、そういった数字も、以前と比べればかなり改善してきております。

そんな中で、合併算定替と大型事業が控えておる中でもありますけども、起債残高も大きな変化はなく、これからふえる可能性もありますけども、交付税措置をされる起債に置き変わっていくという面で行けば、かなりそれは借金の額としては変わらなくても、中身としては健全化に向かっている状況に私はなっていくと思っておりますし、ただ人口減少やいろんな不安的な要素、財政的な、要するに自主財源も含めた収入、要するに市の歳入が減ってくる中での健全化を目指していくために、やっぱりある程度おさえるべきところはおさえていかなければいけない状況にはなっていくと思っておりますけど、これについては再答弁

は結構ですので、そんな形で運営していただきたいと思います。

それから、5点目の①ですけど、補助金につきましては、かなり毎回毎回言うか、決算ごとに指摘されておりますけど、補助金は当然補助しなきゃ事業が成り立たなかったり、補助しなければ運営ができなかったりということなんですけども、指摘の中にありました実施団体の自立を促されたいということなんですけども、自立が可能であれば補助金は要らないわけで、自主財源って言うか、自分たちで財源なり、そういったお金を工面できる可能性のある団体、事業なら、それでもいいんですけど、そうじゃない、ある程度、行政側、公で補助しないと、なかなか事業が成り立たない、あるいは市民サービスにつながれないような事業については、やっぱり張りを持って検証していかないと、こういった自立を促すだけでは、なかなか難しいかと思っておりますので、そういうことも踏まえた運営と見直し、また検証をしていただければと思います。

それから、単独随意契約の検証方法ですけど、随意契約と言え、今回議案になっております新庁舎も、あれも随意契約の1つだと私は思っておりますが、それにつきましては第三者検証委員会という形で、価格は適正かどうかという検証を行ったわけです。

これは規模が大きかったから、こういう形を取れたんでしょうけども、常日ごろやっている随意契約で、それじゃあそういった検証ができるかって言うと、それは行政的な費用の問題ですか、時間のロスとか、いろんな課題があるからそういったことはできないでしょう。そうすると、職員自体がそれだけの能力を身につける。あるいは市場価格等の把握を常日ごろ心得る。そういったことをやっていく。要するに職員の資質能力と情報収集能力を上げるしかないと思っております。だからそういった面で検証っていうのは難し

いかもしれんけど、職員自身が能力を高める必要があると思うんですけど、そういった作業、そういったための研修、そういったための勉強ということについては、いかがお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 坂野契約検査課長。

○坂野公彦契約検査課長 御指摘いただきました。随意契約の該当の場合でも、執行に当たっては、競争できる可能性がある場合には、複数の者より見積もりを徴するのが原則となる。こういったこともあります。真にですね、1者随契になるということが本当に検証されているか。

それから、そういった場合についても、先ほど指摘いただきましたように、他課ですとか、それから周りの市町村に対して、そういったものを以前の経過も含めて、そういったものを検証しながら、しっかりした中で、それを予定価格も決定する。それから1者随契にするっていったことをしっかり決めていく必要があるということで、研修、昨年から各課の管理職を対象に、研修会を開いているわけなんですけれども、継続的に研修会を進める中で、少しずつでも理解度を上げていきたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、最後の内部統制です。内部統制に関しては、毎回毎回こうやって決算のときに指摘されるわけですけど、それは先ほど来の答弁に、内部統制にゴールはない。そのとおりでありますし、その時々に必要な内部統制をやっていかなければということはおわかっております。

十分に機能する合理的な組織運営の体制ってということと、この決算の検証で指摘されております人事異動だとか担当者の交代、あるいは制度改正、システムの更新時、こういったときに内部統制的なちょっと不十分な部分があるんだよってというような指摘の場合ですね、こういったことは毎年毎年必ず、あるいは

は定期的に行ってくる節目でありますので、そういった場合にどういう対応をするかっていうマニュアル的なものはちゃんと整備されておるのか。こういった場合はこういったチェックをして、こうミスをおかさないように、こういった準備をするとか、そういったマニュアルを準備されておるのか、そういった検討はされておるのか。

それから、それを含めて、職員の意識改革をどう進めていっているのか。その辺について再度お願いします。

○丸山隆弘委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 人事異動のたびに当然発生する業務の引き継ぎ等のマニュアルの作成につきましては、人事課が全庁的にマニュアルを把握してはるわけではございませんが、それぞれ大きな予算の関係であったり、会計の関係であったり、あるいは契約の関係であったりとかという大きな業務、それぞれ所管がございますので、それぞれが年度当初あるいは直近ですと、コンピュータの関係の事故がありました。あの際にもすぐマニュアルに沿って全庁的に対応いたしましたし、その後、全庁的な職員の研修みたいなのも実施しておりますので、それぞれが意識を持って所管課のほうでマニュアルのほうは準備ができておるものというふうに考えております。

それから、あわせて職員への意識づけにつきましても、繰り返しになりますが、やはり何度も何度も、紙だけあっても何ともなりませんので、それを頭に叩き込むと言いますか、繰り返し繰り返し熟読していくと言うか、そういう機会を所属長が所管する職員に伝えていく必要があろうかと思っておりますし、所管課、それぞれの大きな業務を所管する課においては、マニュアルの常に新しいものに見直したりとかということは、常に気をつけておるものだと思っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○**滝川健司委員** 最後にしますけど、マニュアルは所管課ごとにあるっていうようなことですけども、所管課ごとにあるのは当然でしょうし、だけどそれを全庁的にトータルマネジメントするマニュアルがあるのか。ばらばらにあったものを1つにしてコントロールできるマニュアルはあるのか。そういった機能、そういったことは考えられておるのか。その辺についてはいかがでしょう。

○**丸山隆弘委員長** 鈴木人事課長。

○**鈴木隆司人事課長** 今のところ、全庁的にマニュアルを統括するようなものは存在しておらないというふうに認識しております。

以上です。

○**丸山隆弘委員長** 以上で、滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○**白井倫啓委員** 決算審査総括をお聞きしましたが、一般質問の場になりました。こういうやり方でいいのかという疑問を持ちました。

浅尾委員に対しては、質疑、疑義についてのみ質疑しろというふうに厳しく議運は言われましたが、当局もきょう、それは決算審査になじまないということで、お答えを拒否されたこともありますが、滝川委員の今の質疑は、明らかに一般質問に入りました。疑義があるわけでもなく、ただお互いが意見を述べあったという点で、こういう審査があり得るのかという点で、非常に疑問を持ちました。

そもそも新城市、監査委員会が出した総評に対して、内容を聞くのであれば、監査委員が答えるべきなんです。なぜ行政が答えるのか。これもわかりませんでした。最後まで聞きましたが。

やはり議会運営委員会として、明確な筋を持って、対応してほしいというふうに思います。

疑義がなければ質疑はしない。監査委員に

聞くものは監査委員に聞かなければならない。監査委員の総評に対して、何で行政が答えたのか。こんなことを繰り返したら、議会の運営ってめちゃくちゃになると思いました。これについて委員長の見解を求めたいと思います。

○**丸山隆弘委員長** 白井委員に申します。質疑について挙手をして手を挙げていただいたもんですから、質疑を行ってください。

○**白井倫啓委員** 動議。今、言いましたように、今回、きょうの委員会の審査、非常におかしい。議会運営委員会っていうものを重要視すると言われながら、それを大きく踏み外したと思います。疑義のあるものに対して質疑するというのを大きく踏み外した。これに対しては、議会運営委員会を開いていただきたいと思います。

○**丸山隆弘委員長** ただいま白井委員から、議会運営委員会を開催したい旨、動議が提出されました。直ちに動議を議題とします。

お諮りします。本動議のとおり、決定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○**丸山隆弘委員長** 起立少数であります。起立少数と認めます。よって本動議は否決されました。

引き続き、委員会を進めてまいりたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了いたします。

以上で、第129号議案の質疑を終了します。

これより討論を行いたいと思います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○**浅尾洋平委員** それでは、第129号議案、平成27年度新城一般会計予算決算認定の討論をさせていただきます。

反対の立場からさせていただきます。日本共産党の浅尾洋平です。

私は、決算の評価のポイントは、予算の正確な支出とともに、予算の支出によって新城市のまちはどうなったのか。よくなったのか。悪くなったのかという点だと考えています。

穂積市長は、この平成27年度の予算案の特徴については、昨年3月の予算大綱説明の中で、合併10年の歩みを評価しつつ、地域創生元年と呼びました。そして地域が活性化するまちが、人が輝く予算だと胸を張りました。

しかし、私は決算の金額表とあわせて市の職員が作成した成果書を読みますと、市長が言った、人が、まちが輝く決算だとは、到底思われません。

まず、この決算から、市長の言われる、人が輝いたのかどうかという点です。

市政報告懇談会への参加者は、市の目標に届かず、2年連続で500人に届きませんでした。新庁舎建設をめぐるっては、昨年5月に住民投票が行われ、市長の当初の建設案は市民に否決された形となり、見直しをせざるを得ませんでした。このときの見直し案の住民説明会は、たった1回であります。

また、市民まちづくり集会の参加人数は103人に激減しており、穂積市長の言う条例の実効性を担保する役割を担っているとは思われません。非常に厳しい段階にあると考えます。

地域自治区の事業決算の内容を見てみますと、予算7千万円に対して、決算額は5,600万円に上りますが、見方を変えれば、予算を使い残したとも考えられるのではないのでしょうか。

各自治区でどんな事業が展開されたのか、具体的に見ますと、大体、区民の防犯、安全面に支出されており、区の独自性は見られません。今後、横並び、一律化、画一化していくのではないのでしょうか。年々の区長さんは過大な責任に苦しむのではないかという危惧をいたしております。むしろ市民の皆さんは、きちんと教育予算に回してほしいと言ってお

ります。

例えば、千郷小中学校の老朽化、修繕、改修工事を求める声、八名、新城、東郷など、これらは全市的な声でございます。このとき市当局が言う予算がない、お金がないという言いわけは、もう通用いたしません。

しかし、一方で悪臭については、地域自治区予算にはすぐわないという答弁でした。

そうしますと、お金への基準がどんどんわからなくなる可能性があります。新たな地域自治区費の使用基準をめぐるトラブルが各地域、各市民の間で生じてくると心配をします。

私は市長の主張である人が輝くことの重要性は理解いたしますが、この決算を見ますと、市民の皆さんの市民発の主体的な、多様なまちづくりへの士気はどんどん低下してきているのではないかなと感じます。

第2に、まちは輝いたのでしょうか。

まず、新城市の人口減少に歯どめは一切かかっておりません。自然減と社会減と合わせて、合併10年で5,000人も減りました。私は一般質問でも紹介いたしましたが、本市の人口ビジョン、戦略の中の定住人口の流出抑制、市内に仕事をつくる。子育ての負担軽減。安心サポートが決算の中に具体的にあらわれていないのです。

市の作成した成果書には、実は昨年、成果として書かれていた企業立地推進事業の具体的なPR活動がありません。市内の中小企業を応援する融資事業が昨年の決算に基づき、どのように工夫、発展したのかも書かれておりません。むしろこの1年間で南部企業団地で起こったことは、産廃施設の建設であり、稼働であり、現在の悪臭、汚水の問題であります。市民はもちろん、企業団地の中の経営者、労働者の皆さんが大変な被害を訴えております。その苦しみに寄り添う、また今後につながる決算になったのかどうかを考えると、本市の悪臭観測地点と回数は余りにも少ないのであります。

さらに、プレミアム商品券の事業は、地域活性化に一役を担ったとも言えないと思います。本市の換金総額は半分以上が大型店に流れていました。私はまちも輝いていない、まちは苦しんでいる、悩んでいると率直に思います。

以上で、簡単ではありますが、反対討論いたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは、第129号議案、平成27年度一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成27年度という年度は、合併10周年という記念すべき年度であり、待望の新東名新城インターチェンジの開通により、大きな花が添えられました。

また、前年度から動きのあった新庁舎建設に関する住民投票が平成27年5月に行われました。その結果、計画の大幅な見直しを余儀なくされ、検討に検討を加え、見直し案をまとめました。現行案でございます。

しかしながら、これを不服とする一部の議員を含む住民らが平成28年初め、市長リコールを求める署名運動を実施し、反対を訴えましたが、結局、結果的に不成立に終わりました。

このことから、見直しされた現行案、現行計画は、多くの市民に建設スケジュールとともに支持されたということでもあります。この9月定例議会に新庁舎建設工事の請負契約議案として上程されているとおりであります。

こうした時代の大きなうねり、節目の年度でありました。

そうした認識に立ち、市民ニーズを幅広く掌握、把握し、編成したのが平成27年度予算であり、執行した結果が本日審査した決算であります。内容です。

まず、行政効果が発揮できたかという点で

す。主なものを例に取ります。

合併10周年の記念事業が年間通して展開され、新城インターチェンジがテレビ、新聞等にたびたび取り上げられ、新城市の知名度が向上し、PRができました。多くの皆さんに関心を持っていただき、新城市が輝いた1年であったというふうに思います。

また、3年経過し、地域自治区関係の事業についても、制度の定着化とともに、地域ごとに役割を果たしていることが確認できました。行政効果はあったというふうに判断いたします。

ただし、本日の質疑の中で、もう少し改善、工夫がなされるべきであったという事案もありました。

しかし、不認定とする理由には値しません。一般会計の決算全体について、評価できるものだったと判断いたします。

以上、賛成討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ただいま議題となっております決算認定に対しまして、反対の立場で討論に参加します。

きょうの質疑もいろいろ行わせてもらいまして、その質疑を見ていきますと、新城市の肝心な今後の政策があいまいなまま決算をして、それを次の政策に生かすという方向が示されなかったと思います。

農業はこれからどうなっていくんだろう、観光政策はどうなるんだろう。

観光政策見ていきますと、結局は今、取ってつけたように、柿本城というところに行っています。観光政策にビジョンがないからなんです。

昨年、1年前ですね、1年3カ月前、新城市議会3月定例会というのが当然開かれ、そこで予算が審議されましたが、そのとき僕は反対をしておりますが、このように反対をし

ています。

予算委員会での発言になりますが、それぞれの施策に迫力ある方向が見えないというのが反対の1つの大きな理由である。自治区の制度も評価できる部分ではあるが、進め方にも行政主導が目につき過ぎる。消滅可能性都市を脱却するというには、余りにも動きが鈍い。少子化対策に進んでいくことができない本市の今回の予算には、具体的な政策がないというのが趣旨でした。

あわせて、一般質問では、地域創生室のあり方というものを議論をしました。地域創生室は、これから新城を変える大きな力を発揮する部署になるだろうという認識のもとに一般質問を行いました。

その質問の中で、地域創生室は、新城の今後の大きな政策をつくるということで、1部署ではなく、市長のすぐ声が届く直属の組織にすべきである。直属の組織にして、組織を横断的に動ける、具体的に課をまたいで政策づくりをしなければ、新城の政策は大きな方向が出てこないというような視点での質問をしました。

それから1年たちました。地方創生、新城の総合戦略ビジョン、人口ビジョンも出ました。総合戦略に基づいて、新城は何が出てきたのかと言うと、東名バスですよね。新東名バスは出ましたが、予定のお客さんを運べないという状況になっている。これは3月議会、昨年3月議会に指摘したとおり、地方創生室、ここのところがそれだけの権限を与えられてなかった結果だというふうに思っています。新都市が地方創生という戦略を描けなかった結果が今の状態になってきたというふうに思えて仕方がありません。

3月議会に指摘したとおり、新都市には勢いが出ていない。平成27年度決算見ても、明るい展望が見えてこない。これは事実としてきょうの決算審査の中にあられたというふうに思います。これでよしとしてしまえばで

すね、決算審査した意味もなくなってしまうんですね。決算審査は何が問題になっているのか。次の政策をどうに行政に求めていくのかということにつなげていくのが決算審査であるはずなんです。どれだけの決算審査をしたのか。ここの議員の皆さんがどれだけ新都市の問題点を決算で明らかにしたのか。ここは議員の能力によりますので、行政の責任ではありませんが、平成27年の決算がこれで終わると言うか、審査が終わるわけなんです。新城がこれからどうなるのか。これを考えてみたとき、深刻な状況にあるんです。1年前の予算、これをただ執行した結果として、今の状況があるんです。

何回も言いますが、農業どうになりましたか。高齢化でもう何ともなりません。担い手いない。地区を超えて集約していきます。集約しても耕作放棄地出たらお金返してくださいとまで言われますよということまで答弁されてるわけです。もう農業、先が見えてない。観光政策だって新城の要ってみんなわかっているんです。

しかし、観光政策は取ってつけたように、個々一つ一つの企画がばらばらにある。何回も一般質問でも言いましたが、マネジメントができてないというのが明らかになったのが、決算審査じゃないでしょうか。これではいい、賛成ということにしてしまえば、次の政策は出てこないんじゃないでしょうかね。

3月議会の一般質問で具体的な提案もしたわけですよ。里山資本主義ということは何回も言いましたが、3月議会でも里山資本主義というのがこれから新城の要になるから、里山資本主義という、そういう視点でやったらどうだということも提案したんです。

しかし、それを相変わらずやってません。新城で資源になる山を生かそうとしてる方向はまだ見えていないんです。1年たっても見えていないんです。議論も議論ということだけで、具体的な方向は出ていない。この状態

で、とても決算認定に対して賛成することはできない。

以上が、反対の討論になりますが、僕の指摘に対して、賛成するのであれば、そうじゃないということを具体的に示していただきたいと思います。

以上、反対討論とします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 ただいま議題になっております129号議案、賛成の立場で討論させていただきます。

前段の反対討論の中で、私の意見に呼応したってということの申し出があったわけですが、それはまた改めて本会議のほうで伺うということでもありますので、お願いしたいと思います。

御案内のように、歳入総額242億2,400万円余、それから歳出229億3,900万円という1年間の市民サービスの成果というのがここに出たわけであります。

地域創生元年、人が、まちが輝く平成27年度予算ということでスタートをし、特に昨年は合併10周年という大きな節目の年であったわけであります。その間、新東名の開通である、新しい産業、新しい観光、また地域の皆さんが笑顔で暮らせる、そういった年の幕あけであるというふうなことを感じるところであります。

そうした中で、庁舎問題であり、また作手の支所の建設、小学校、作手小学校の建設、さらには鳳来寺小学校の統合等々について、いろんな中で進んでおっていただいたわけがあります。

そうしたことで、さらには中学生議会であるとか、女性の方の参画による政治参画、そういうことも含めて、12月の地方創生を受けての、この新城のあり方をいかにすべきかということも一生懸命考えていただいた。そう

いった平成27年度であったわけであります。

結果、市民サービスに呼応できた平成27年度の予算の執行であったというふうに思うところであります。

最後であります、決算監査委員さんのそれぞれ意見書がございます。それらを真摯に受けとめる中で、この決算は認定すべきものと判断をして、賛成討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第129号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第129号議案は、認定すべきものと決定しました。

第130号議案 平成27年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして、質疑させていただきます。

第130号議案、平成27年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定総括でございます。

3点あります。

1点、加入者1人当たりの調定額（保険税）は幾らなのか、伺います。

2点目、東三河近隣の自治体と比べ、新城の保険税は高いかどうか、伺います。

3、平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計予算において、国保税が1人当たり平均で1万900円引き下げられたが、今期の決算から評価したものなのか、伺います。

○丸山隆弘委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 1点目の平成27年度の加入者1人当たりの現年度分調定額は、10万3,127円でございます。

続きまして、2点目の東三河近隣の自治体と比べた保険税の状況でございますが、決算見込みの状況をまとめた平成27年度版国民健康保険事業調査によりますと、本市の加入者1人当たりの調定額は、東三河5市では2番目に高い金額であります。

なお、1人当たりの年間療養諸費用額についての東三河5市での比較では、32万円を超え、2番目に高い状況になっております。

本市の医療費は比較的高い水準になっており、国保税の負担も高くなっているのが現状でございます。

3点目の平成28年度新城市国民健康保険事業特別会計予算における歳入に関する御質疑につきましては、平成27年度決算認定の質疑にはそぐわないと思われまので、お答えいたしかねます。

なお、平成27年度の税率の引き下げについては、平成28年3月議会で議決いただいております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 1、2は答えていただいたんだけど、3は答えていただけなくて、ほかの方にはどんどん質疑は普通にしていただいて、私だけなぜかなというふうに思っております。

私のこの法的質疑の根拠はですね、きょうも配られて、事務局からわざわざ配られていただいております決算審査のね、着眼点から全部質疑してるんですよ。

それで、私も何でここどう、つまりのかなと、私自身つまりのかなというふうに思うんです。やっぱり議員の発言っていうのは、やっぱり民主主義として大事なものですので、ぜひやっていただきたいと思います。

先ほども監査委員が答弁するところをせずに、当局がしゃべるといことは黙認されて、ここではだめだというふうに言われるのは、本当に憤慨してますし、抗議をいたします。

私は、着眼点のですね、今後の財政運営において、どのような改善、工夫がなされるべきかというふうなことでも着眼点で、議員必携でですね、発言できると書いてありますし、またその前段では、予算が議決した主意と目的に従って、適正にね、それが効果的に執行されたかどうか、それらが発揮できたか、効果を確認して着眼点で質疑できるという観点から、全部質疑をつくっていますので、ぜひ答弁をお願いしたい。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員、質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ですから、3番目の今期の決算から、今後についての評価として、工夫、またされたのか。

また、庁内で適切に、適正に効果、執行されたのか。庁内検討がされたのかどうか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。1点目、2点目については、よろしいわけですね。

○浅尾洋平委員 いいです。

○丸山隆弘委員長 3点目におきましては、ただいまの答弁のとおり、決算審査にはそぐわないという御答弁をいただいております。会議規則にのっとって、質疑をされるよう注意をいたします。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議事進行させていただきませう。

今、委員長の議事の運営について、お尋ねしたいんですが、私3点目は、今回の今期の決算から、この反省だとか分析、どのようにしてきたかというふうなところで、この平成28年のね、予算考えているのかというところ

を聞いております。

これは決算の審査の着眼点で、今後の行財政運営について、どのような改善、工夫がなされるべきかという観点で、着眼点で質疑できるというふうにして質疑を、再質疑をしています。どういうわけか、伺います。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員に申し上げます。決算審査の趣旨にのっとり質疑をお願いしたいということでもあります。

委員長が答弁はできませんので。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議事進行で、委員長の議事の運営についてお尋ねを今、聞いておりますので、委員長のお考えを、どういうわけか、理由を言ってください。私は決算の上での改善、工夫がなされるかどうか、それを質疑しております。

○丸山隆弘委員長 浅尾委員の発言、ただいまの発言についてでありますけれども、委員長の許可がなければ発言はできないという、まず基本原則がございます。議員の発言権は無制限に認められているわけでありませんので、一般質問や予算質疑や決算質疑など、それぞれの一定の枠内において、趣旨に沿った発言が認められているかどうかというところでもあります。委員長が許可を下せないような発言は認められないということでもありますので、これは新城市議会会議規則に明記されていることでありまして、全国市議会議長会にも確認をいたしております。委員長指示に従ってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 議事進行で、私は全部それが議員必携の131ページの議事進行に関する発言から今、委員長にお尋ねしたわけですが、発言できないというお答えは、どこに議員必携で書いてあるのでしょうか。お尋ねします。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員に申し上げます。会議規則109条、この規定に基づく委員長権限において、本質疑に関する発言につ

いて注意をしまっております。

質疑を続けてください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ここでまた時間のロスもありますので、ここは発言はせずに、抗議を表明して、質疑はやめさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第130号議案、平成27年度国民健康保険事業特別会計決算認定について、反対の立場から討論をさせていただきます。

日本共産党の浅尾洋平です。

今回の決算に関する私の質疑は、およそ次の3点でございました。

1点目、加入者1人当たりの調定額（保険税）は幾らなのか。これは答弁では10万3千円ほどだと。1人当たりという答弁をいただきました。

2問目は、東三河近隣の自治体を比べて、新城市の保険税は高いかどうか、伺いました。これは平成27年の調査によっては、5市の中で2番目に高いということもわかりました。

3問目は、平成28年度の保険税の予算において国保税が1人当たり平均で1万900円引き下げられたが、今期の決算から評価したのか伺うと聞きましたが、残念ながら、答弁をしていただけませんでしたので、この間は確認できませんでした。

私は、平成28年度の国保の予算は、これまで行われていた資産割が主に廃止されておきまして、そこに国の支援金も活用も相まって、

1万900円もの保険税の引き下げという驚くべき金額になったわけでございます。私はこのことを大きく評価するものでございます。

しかし、これは平成28年度のことでございます。

私は、3年前の市議会議員選挙の選挙公約、その後の一般質問で、新城市の国保税は高過ぎる。1人当たり1万円の引き下げをと、市当局に訴えてきましたが、全く応えていただけませんでした。

この平成27年度の決算の金額を見ても、市当局の認識は同じであります。平成28年度の成果報告内容を期待しつつ、反対討論といたします。

○丸山隆弘委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第130号議案を採決します。

反対討論がありますので、起立により採決します。

本議案は、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山隆弘委員長 起立多数と認めます。よって第130号議案は、認定すべきものと決定しました。

第131号議案 平成27年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

本議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第131号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第131号議案は、認定すべきものと決定しました。

第132号議案 平成27年度新城市介護保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 平成27年度新城市介護保険事業特別会計決算認定、ページは282ページです。歳入1款1項1目介護保険料。

大きな1点目、第1号被保険者保険料について、3点お聞きします。

1点目、不納欠損の評価は。

2点目、今後の対応は。

3点目、収入未済額の不納欠損はどのように考えているか。

○丸山隆弘委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 まず、1点目、不納欠損の評価についてでございます。

第1号被保険者保険料の不納欠損は、時効により収納できないことが確定した金額となります。時効は2年で、年金から天引きされない普通徴収の方の滞納金が残ってきたものです。少しでも納付が進むよう、滞納整理を続けておりますが、どうしても納付がされなかったものが不納欠損となったものです。時効の中断でずれることはありますが、平成27年度に不納欠損した318万8,460円は、その大部分が平成25年度の現年賦課分で収入未済額となった352万3,310円の収納できなかった部分となります。年度内に収納できなかったもののうち、その約90%が不納欠損となってしまったこととなります。

以上のことから、特に現年度賦課分の保険料を滞納させないことが不納欠損の縮減につながるものと考えます。

次に、2点目、今後の対応についてでございます。

まずは、現年度賦課分の保険料を滞納させないことを主眼に、滞納整理を進めてまいります。滞納が始まった段階で、早目の滞納整理を行い、高齢者の介護を社会全体で支え合うという介護保険制度の理念の御理解をいただき、保険料の納付を促すようにしてまいります。

その上で、保険料の納付がなぜ困難なのか、理由をよくお聞きし、分割納付なども勧めるなど、適切な滞納整理を行うことで、保険料の収納率の向上につなげてまいります。

3点目、収入未済額の不納欠損はどのように考えているかでございます。

収入未済額となっている保険料につきましては、少しでも不納欠損とならないよう、職員の徴収業務のレベルアップも図りながら、滞納整理で対応してまいります。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 消えていく金額になるわけですが、その期間にいろいろ対応していきたくという今、答弁だったと思うんですけども、対応の仕方、今後の対応の中でおっしゃってございましたけど、分割のこととか、ひざ詰め毎日対応するというのは、この平成27年度については本当に一人一人に合った滞納対策、対応はされてきたのか。その点はどうでしょう。確認します。

○丸山隆弘委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 平成27年度の滞納整理の実施状況でございますが、総件数で行きますと26件の滞納整理、件数は4件なんですけど、1日当たり10件とか2件とかありますので、総数で行きますと26件の滞納事案に対する臨戸訪問と言いますか、各戸訪問しまして納付を促したということです。

その場での現金の領収はございませんが、後で役所のほうに来ていただいて納付、納めていただいたということもございます。

あと平成26年度、平成25年度、平成24年度

につきましては、平均10回前後回数で行くと10回前後、年間通して滞納整理のほう行っております。

以上でございます。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 今後の対応ということで、今までとない対応をされていくという、先ほどの答弁だというふうに認識するんですけども、今までにない対応をしていくという理解でいいですかね。

○丸山隆弘委員長 居澤介護保険課長。

○居澤正典介護保険課長 今までにない対応は、ちょっとできないと言うか地道にこれまで同様の個々のそれぞれ御家庭の事情もありますので、個々に対応した滞納整理で対応してまいりますので、新たな対応ということはちょっと考えておらない状況です。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第132号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第132号議案は、認定すべきものと決定しました。

第133号議案 平成27年度新城市国民健康保険診療所特別会計決算認定から第137号議案 平成27年度新城市地域下水道事業特別会

計決算認定までの5議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本5議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本5議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第133号議案から第137号議案までの5議案を一括して採決します。

本5議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第133号議案から第137号議案までの5議案は、認定すべきものと決定しました。

第138号議案 平成27年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 138号議案、平成27年度新城市宅地造成事業特別会計決算認定について、お願いします。

平成27年度主要施策成果報告書の1款1項1目ですが、その中の総務費、一般管理費、ページ108ページであります。

ここで、主要施策の欄に、分譲宅地販売（長者平団地）であります。販売目標区画を3区画とあるが、実績は残念ながら0であった。その要因の分析の結果についてお尋ねします。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 目標を達成するため、愛知環状鉄道の窓ステッカー広告や遠鉄バスの後方広告、また折り込みチラシや市のホームページなどによるPRを行いました。問い合わせ等いただきましたが、販売には至りませんでした。

販売に至らなかった確実な要因はわかっていますが、PRが足りない。販売宅地の価格と相場がミスマッチしている。区画形質が悪いなどの要因が考えられます。

今後、企業を回るなど、積極的にPRをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今、御報告がありましたように、答弁がありましたように、6点ほどの一生懸命に宣伝をされた。

また、仲介業者も通じてお願いをしてきた。その結果であります。その過程の経過の中で、1年間の経過の中で、長者平団地はどんなふうですかという問い合わせはあったのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 本庁と作手総合支所を合わせて13件の問い合わせがありました。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 13件もあるということは、非常にいいこととありますので、追跡で御本人がやはりだめだよって判断されたのかもしれませんが、やはりもう一度いかがですかということも必要かなと思いますので、もう本年度も既に、上半期は済みますので、お願いします。

○丸山隆弘委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 さまざまなPRを行ったということなのですが、以前から長者平の造成のことを言われる方がおられます。もともとは泥炭地で非常に軟弱な土地だったということで、あそこに家を建てるっていうのはそもそもふさわしくないんじゃないかというような話も聞かれます。

僕は、その心配を払拭しない限り売れない

んじゃないかというふうに思っ見てきたわけですが、現実売れないと。問い合わせがあっても売れないという現実がありますので、PRの問題かどうか。これは再度ですね、なぜだったかということを検証すべきだというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○丸山隆弘委員長 加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 長者平団地にいたりましては、全47区画のうち、27区画が販売を終わっております。

今のお話なんですけれども、長者平団地を上から平面で見ますと、売れた、販売できた物件の多くは、南側道路の南向き宅地と西側に道路があつて東側に宅地がない、隣接宅地がない土地だとか、そういったこともあります。そうすると道路が北側に接道しておるところだとか、土地が大きいだとか、いろんなことが考えられます。

いま一度この販売に関しては、いろいろとやっていかなければいけないんですけれども、先ほど話をしましたけれども、販売宅地の価格と相場がミスマッチしているということに対してはいたずらにその金額を下げると、近隣の土地の評価にも影響が出ますので、それは一番最後の手段だと。まずはPR、今までと違ってPR、岡崎だとか豊田のほうの企業のほうに回ることも今、考えております。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

加藤企画政策課長。

○加藤千明企画政策課長 軟弱の土地、地盤ではないかっていうことに対しましては、今、御説明いたしましたけれども、この土地の中にですね、一番低い田んぼに面したところの土地に関しては、西側道路なんですけども、東側に隣接宅地がないということで売っております。

基本的には、皆さん自分で地盤改良をして、家を建てていただくということが基本になつ

ておりますので、今ところどころですね、売れ残ったところの地盤改良というのは考えておりません。

○丸山隆弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第138号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第138号議案は、認定すべきものと決定しました。

第139号議案 平成27年度新城市千郷財産区特別会計決算認定から第159号議案 平成27年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの21議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本21議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本21議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第139号議案から第159号議案までの21議案を一括して採決します。

本21議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第139号議案から第159号議案までの21議

案は、認定すべきものと決定しました。

第160号議案 平成27年度新城市新城市民病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、鈴木眞澄委員。

○鈴木眞澄委員 平成27年新城市新城市民病院事業会計決算認定、ページ数、9ページでございます。

平成27年度新城市民病院貸借対照表、資産の部、2流動資産（2）未収金。

以下2点お聞きします。

徴収活動はどのようにしているか。

2点目、回収するための対策は。

○丸山隆弘委員長 豊田市民病院医事課長。

○豊田卓孝市民病院医事課長 では、平成27年度の未収金であります。貸借対照表に計上されております。金額にすると6億3,533万3,134円となっておりますが、このうち5億4,233万8,015円は、保険診療に係る保険者請求分の未収金であります。

診療報酬ってというのは、診療月の翌月に請求して、その翌月に入金されるということで、審査支払い機関から振り込まれます。

2月及び3月の未収金については、まだ振り込まれてないということで、これが未収金に計上されております。

それから、もう1つ、年度末時点で振り込まれてない補助金等というのが6,580万9,249円あります。これら差し引いた2,718万5,870円というのが、いわゆる窓口未収金、患者さんが支払っていただく一部負担金でありますので、これについてお答えしたいと思います。

それで、回収のための徴収活動を行うというのは、この窓口未収金でありますので、これについてですが、事前防止策、それから未収金発生後の回収対策というところの2点になります。

まず、未収金発生防止対策としましては、支払いをせざるに帰られるというような患者さ

んがおりますので、これらの方については、支払い日というのを確認させてもらうということ。

それから、入院に係るところが主ですが、高額医療費に係る方がありますので、高額療養費の限度額適用認定証という物を発行してもらうように啓発をしております。

それから、医療費の分割納入の相談、それから支払い誓約書の徴収等もしております。

それから、未収金発生後の徴収対策というところですが、基本的な流れといたしましては、診療費の前月支払い分というのを未収金として計上して、これらについて郵送による通知を実施、それから1月間の入金状況をチェックした後に、この中で入金や連絡のない方については、臨戸徴収の通知をいたします。

これらを行っても、さらに連絡のない方等につきまして、臨戸徴収を実施するというような流れとなっております。

臨戸徴収は月1回、現金の収納をさせていただき、それから納入の誓約、それから預金の口座振替の手続というのをお願いすることがあります。

それから、また病院では未収金のある患者さんっていうのが来院された折には、直接にお話をするというようなことが一番だと思ひまして、対策を取っております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、平成27年度新城市新城市民病院事業会計決算認定について、総括質疑をいたします。

決算審査意見書を踏まえて、以下5点について、行政側の見解と対応についてお伺いしたいと思います。

1点目です。長期前受金の収益化により、見かけ上は大幅な黒字決算であるが、本来業務であります医業収支は前年度より改善した

ものの、大幅な赤字であることについての見解を伺います。

2点目です。東三河北部医療圏の患者がほとんどであります。患者数が減少しているということは、人口減少に関連しているのか。その辺も含めて、人口減少が著しい状況における患者数の減少についての見解を伺いたいと思います。

3点目です。法定外繰入金についての見解を伺います。

4点目です。地域包括ケア病床が患者数や医業収益にどのように貢献した決算となっているのか、お伺いします。

5点目です。これまでも何度か指摘させていただきましたが、遊休施設、空き病棟等の利活用状況について、お伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○丸山隆弘委員長 櫻本市民病院総務企画課長。

○櫻本泰朗市民病院総務企画課長 それでは、私のほうから、(1)番目から(3)番目及び(5)について、お答えさせていただきます。

まず、1番目の医業収益が大幅な赤字であることについての見解をとということですが、まず平成26年度の医業収益については、約3億650万円の赤字で、医業収支比率91.7%に対しまして、平成27年度の医業収支につきましては、約1億3千万円程度改善された約1億7,376万円の赤字で、医業収支比率としましては95.2%となっております。

全国の自治体病院の平成26年度の医業収支比率につきましては、平均で89.9%、そのうち黒字病院につきましては93.8%となっております。

また、当院と同規模の病院の平均では、85%、そのうちの黒字病院では88.8%となっております。当院の数値としましては、年度の違いはありますが、いずれも上回ってい

るという状況であります。

全国の平均に比べて上回っているとはいえ、本来業務であります医業収益が赤字となっている状況ですので、改善に向けて努力してまいりたいと考えております。

続いて、2点目、患者数の減少についての見解ということですが、まず入院患者数は前年度対比95.7%の1,629人の減少となっており、外来患者数は前年度対比96.9%で、2,994人の減少となりました。

患者数の減少につきましては、平成26年12月末で総合診療科嘱託医師1名が、平成27年3月末で泌尿器科医師1名が、平成27年11月末で総合診療科医師1名が退職されたことも患者数の減というところの要因となるかと思っております。これと合わせた人口の減と同様に、患者数の減となる要因となっていると考えております。

続いて、(3)番目、法定外繰入金についての見解ということですが、法定外繰入金、出資金につきましては、平成14年度から平成19年度までの間、4条予算(資本的収支)に対しまして、一般会計からの繰入金が繰り入れ基準に満たない金額でありました。

このため、繰り入れ基準額と実際の繰入額との差額、約10億円を平成22年度から出資金として繰り入れを行っていただいているというものであります。

続きまして、(5)番目、遊休施設、空き病棟の利活用状況についてということですが、平成27年度において、遊休施設等の活用等につきまして検討した結果、東入船にあります医師住宅につきましては、老朽化が激しく、年度内に解体、撤去を行うこととしました。その後は売却も含め、処分を検討してまいりたいと考えております。

○丸山隆弘委員長 豊田市民病院医事課長。

○豊田卓孝市民病院医事課長 では、(4)番、地域包括ケア病床についてです。

これは平成27年1月から病床単位で運用を

開始し、平成27年度は全期間を通して、この運用を継続してきました。

病床数は、21床に対して、1日平均15人の患者さんを見込んで予算を計上しましたが、実際には11.3人、達成率としては75%程度でした。

収益についても、1億5,683万円を見込んで予算計上しましたが、実績は1億3,383万円、達成率は85%でした。

それから、入院医業収益全体に占める地域包括ケア病床の収益っていうのは、約10%程度でした。

患者数、医業収益ともに、予算額は達成できなかったというような状況でありました。

それから、医業収益に貢献という側面から見ますと、入院から退院まで、一貫して急性期の病棟で治療した場合と急性期の病棟から症状が落ちついて地域包括ケア病棟に移った場合の診療報酬の比較っていうのをしてみたところ、開始当初であります。平成27年1月の実績におきましては、入院患者さん10人程度で、この差額が途中で地域包括ケア病床に移った場合のほうがプラス50万円程度だったというような結果も出ております。

地域包括ケア病床というのは、病状の落ちついた患者さんに使っていただきますので、手術だとか高額な検査等は、通常行われません。一般的に入院日数が長くなると急性期の病棟においては、診療報酬は段階的に低くなりますが、地域包括ケアの病床においては60日間、ほぼ同じ診療報酬が算定できるところがありまして、この入院日数が延びたほうが診療報酬はプラスに動くというような結果になっております。

以上です。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、1点目からちょっと答弁のほうで疑義、確認したいことを再質問させていただきます。

1点目ですけど、昨年、平成26年度は確か

退職給与引当金を、これまで再三指摘されてきた退職給与引当金を計上、一括計上して大幅な赤字になったということだと思います。

平成26年以前は、ちょっと年数忘れかもしれませんが、黒字化を達成したのが数年続いた状況があったと思います。

そんな中で、平成26年度そういう状況になって、平成28年度はまた長期前受金という、これは減価償却の関係かと思いますが、そんな関係で黒字になったということで、全体で見れば、健全なふうになってはいますが、先ほど指摘させていただいたように、医業収益だけで見ると、やっぱり大幅な赤字ということで、そこをやっぱり何とか改善していかないと、これにはいろんな状況、条件、医師の数だとか、そういったものが関与してくるかと思いますが、そういった経営的には健全な部分に動いているとは理解しておりますけれども、平成17年から平成18年ごろの本当に危機的状況の中で、病院がテレビのガイアの夜明けで放映されたりして、本当に救急車が素通りするような画像が流れたことで、本当に危機意識と言うか、経営改善に対する意識っていうのがすごくひしひしと我々にも伝わってきておりますけれども、最近、市民からお聞きするような声の中では、ちょっとその辺の経営危機に対し、その当時と比べると少し、表現どう言っているのかは知らんけど、ちょっと安心して言っているのか、どう言うのか、ちょっと油断してるんじゃないかって、そんなふうな市民からの意見も聞こえるわけですけど、その辺について、やっぱりもう少し初心って言うか、平成18年当時を振り返って、意識改革と経営改善、改革を再度見直すべきだと思うんですけど、特に医業収益に関してはと、事務事業の効率については、そういった部分での取り組みを再度見直して、1回その当時を振り返って取り組むべきだと思うんですけど、そういったことに対する見解をお伺いしたいと思います。

○丸山隆弘委員長 櫻本市民病院総務企画課長。

○櫻本泰朗市民病院総務企画課長 平成18年当時と比較しますと、お医者さんの数も19人まで減ったところから23人まで回復しているという状況がありますけれども、まだまだ一番、医師の数がいたころの31名と比べると、大変少ないという状況です。

そうしたことから、医師確保を今後も積極的に継続していきたいというところでありますが、そうした限られたスタッフ、それから医療資源を生かしながら、最大限、医業収益も改善するように努めてまいりたいと思っております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、2点目ですけど、単純に人口減少が患者の減少だけでなく、やっぱりそれは医療体制、医師の状況、診療科目の種類ですとか状況、入院可能かどうかとか、いろんな要素が絡まって患者数が減少していると思うんですけど、それについてはやっぱり一番根本となる医師の確保と診療体制が患者数に左右するっていうことですので、それプラス信頼おける病院とする、基幹病院としなければいけないと思うんですけど、これについては特に再質疑はございません。

それから、3点目の法定外繰入金についてですけども、一般的に法定外の繰入金、黒字決算で法定外の繰入金を入れる必要があるのかという、単純に数字だけの議論もあるんですけども、これについては先ほど説明あったように、これまで黒字時代に認められなかった繰入金を今回改めて繰り入れして、法定外として繰り入れてるっていうことなんですけども、10億円っていう形を、数字をいただきましたけど、今後このそれじゃあ法定外の繰入金っていうのは、いつまで続くのか。その辺についてお伺いします。

○丸山隆弘委員長 櫻本市民病院総務企画課長。

○櫻本泰朗市民病院総務企画課長 この10億円という数字ですけれども、これを何年かに分けていくという形になりますが、予定としましては平成32年までを予定しております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それから、包括ケア病床についてですけど、21床で11.3人、75%ということで、フルには活用してないけど、経営的には多少って言うか、予定よりは少ないけども、貢献しているっていうことなんですけど、この辺がもう少し余裕があるなら、どうしたらいいのかっていうか、そういった患者を受け入れることは民業圧迫につながるのか、その辺がよくわかりませんが、そういった意味で、もう少し受け入れをふやすような方策っていうのは、どのように考えられておられるのか。こういった患者は医療点数がなかなか少なく、収益にはなかなか結びつかないかもしれないんですけど、先ほどの説明だと、安定的な部分が望めるっていうようなことでは、貢献してると思いますけども、そういった意味で、この受け入れ数をもっと少しふやすような方策については、どのような見解を持っていられるでしょうか。

○丸山隆弘委員長 豊田市民病院医事課長。

○豊田卓孝市民病院医事課長 地域包括病床については、実は平成28年4月からは病棟化をしております。

先ほど21床っていうお話をさせていただきましたが、現在は59床、5階59床で、これは先週の終わりは、もう43名程度の入院患者さんがおります。

今後、現在ですが、平成28年4月からは急性期の病棟を3階、4階で57床、57床、114床。

今、言った地域包括の病棟を5階を設けまして59床、計175床で運用しております。

地域包括については、先ほど43名の入院があったというようなこともありますが、平均して三十五、六人ということになっており

まして、大幅に増をいたしております。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 4と5は関連するかもしれませんが、空き病床、空き病棟が今そういった形で地域包括ケア病床あるいは急性期に活用されてるってということで、空き病室、病棟については、活用が以前と比べると進んでいる状況っていうことを確認できました。

それから、医師住宅ですとか看護師、解体する部分、それじゃあ解体した跡地の問題、それからまだ残っているそういう未活用施設、それについては今後、以前の議論だと、病院だけで活用方法考えるんじゃないくて、市全体の中でほかの部の活用の可能性も含めた議論をしたらどうかってような提案をさせていただいてますけど、そういった議論、検討っていうのはされたのでしょうか。

○丸山隆弘委員長 櫻本市民病院総務企画課長。

○櫻本泰朗市民病院総務企画課長 市全体でという形の議論は、まださせていただいてはおりません。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 1回、市全庁的に活用の議論をしていただければと思いますので、早急にそういう対策を取っていただけますか。

○丸山隆弘委員長 櫻本市民病院総務企画課長。

○櫻本泰朗市民病院総務企画課長 検討してまいりたいと思います。

○丸山隆弘委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第160号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第160号議案は、認定すべきものと決定しました。

第161号議案 平成27年度新城市水道事業会計決算認定及び第162号議案 平成27年度新城市工業用水道事業会計決算認定の2議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本2議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第161号議案及び第162号議案の2議題を一括して採決します。

本2議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。よって第161号議案及び第162号議案の2議案は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午後7時31分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘